

公害(苦情)、建設副産物に関する

現場調査及び点検結果のまとめ(道路・鉄道工事)

2022年 8月

日建連 公衆災害対策委員会
環境公害対策部会
建設三団体 安全対策協議会

目 次

■現場調査のまとめ

□調査目的

1. 調査の目的	1
2. 調査対象現場他	1
2-1 調査対象現場の工事および内容分類	2
2-2 調査対象現場の工事分類別地域特性	3
2-3 調査対象現場の請負金額別工事分類	3

□公害(苦情)の処理状況

3. 公害(苦情)調査結果	
3-1 公害(苦情)の発生の程度	4
3-2 公害(苦情)の種類と対策の内容	6
3-3 公害(苦情)の工費・工期への影響	10
3-4 発注者(甲)の事前対策・地元対策	18
3-5 施工者(乙)の地元対策・着工前調査	20
3-6 具体的な公害(苦情)の内容とその対策措置	24
3-7 住民とのコミュニケーション	28
3-8 公害防止教育	29
3-9 公害防止事前対策で成功した事項	29
3-10 反省事項	31
3-11 発注者(甲)に対する要望事項	32

□建設副産物の処理状況

4. 建設副産物の調査結果	
4-1 建設廃棄物の排出量	33
4-1-1 特定建設資材廃棄物	33
4-1-2 特定建設資材廃棄物以外の建設廃棄物	34
4-2 建設汚泥	35
4-2-1 建設汚泥の発生状況	35
4-2-2 建設汚泥の処分方法と処分先の指定・自由の別	36
4-2-3 建設汚泥の都道府県別発生場所と搬出先	36
4-3 コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊	38
4-3-1 コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊の発生状況	38
4-3-2 コンクリート塊類の処分方法と処分先の指定・自由の別	38
4-3-3 コンクリート塊類の都道府県別発生場所と搬出先	39
4-4 木くず類	41
4-4-1 指定処分と自由処分	42
4-4-2 都道府県別発生場所と搬出先	44

4-5	建設発生土	48
4-5-1	建設発生土の処分状況	49
4-5-2	一般残土の都道府県別搬出先	52
4-5-3	汚染土の都道府県別搬出先	55
4-6	リサイクル阻害要因	57
4-7	処分業者の施設・能力確認	57
4-8	委託契約書の締結	58
4-9	処理費の支払	59
4-9-1	処理費の支払方法	59
4-9-2	処理費を一括で支払う理由	60
4-10	マニフェスト	60
4-10-1	マニフェストの交付状況	60
4-10-2	マニフェストの品目別交付状況	61
4-10-3	紙マニフェストの照合確認	61
4-10-4	電子マニフェスト利用阻害要因	62
4-11	発注者の建設廃棄物に関する条件明示	62
4-12	建設廃棄物の処理で一番困っていること	63
4-13	建設副産物の自ら利用やリサイクル材等の使用で困っていること	64
4-14	建設発生土の処理で困っていること	66
4-15	建設廃棄物のリサイクルや処理で力を入れていることや工夫していること	67
5.	産業廃棄物の処理、建設副産物のリサイクル等について、発注者や行政機関等及び建設三団体活動に対する要望等	
5-1	発注者や行政機関等に対するもの	69
5-2	建設三団体活動に対するもの	70

■現場点検のまとめ

□現場点検

6.	現場点検結果	
6-1	点検現場	71
6-2	点検結果	71
6-3	指導事項等	72
6-4	好事例	73

■参考資料

現場調査表	77
現場点検表	91

記載注意事項

- ・表、図の比率合計は四捨五入しているため 100%にならない場合があります
- ・「前回調査」とは 2018 年度に実施した道路・鉄道工事の調査を示します。

1. 調査の目的

本調査は、建設工事に伴って発生する各種公害(苦情)を未然に防止し、地域住民の健康と生活環境を保全するための対策、および建設副産物の発生抑制と適正処理、リサイクルの促進等を推進するための方策を立案するために、現場における公害(苦情)、並びに建設副産物対策の実状や問題点を把握しようとするものです。調査は「上下水道・電力工事」、「道路・鉄道工事」、「公共建築工事」を対象として1年ごとのローテーションで繰り返して調査しています。

本調査結果を報告書として作成し、広く公害(苦情)および建設副産物対策の資料として会員企業や関連団体に電子版にて配布するとともに、日建連 HP にて公開します。その他、講習会資料や関係機関との意見交換会資料等として活用しています。

なお、調査対象を日建連会員会社に限定しているため、全体を正確に反映しているとは言い切れませんが、傾向的なものは十分に把握できると判断しております。

2. 調査対象現場他

会員会社が2021年9月現在で、全国において施工中の請負金額5億円以上の道路・鉄道工事の現場を調査対象としました。

調査は会員会社の全面的なご協力のもと、アンケート方式で、2021年7月21日から9月6日までの期間で実施し、55社から回答を得ました。この内、37社に対象工事現場があり、合計で504現場から回答を得ました。

表 2-1 調査の回答状況

調査をお願いした 会員会社数 (全国)	回答あり 55社 (38%) [100%]		回答なし(不明)
	対象工事現場あり	対象工事現場なし	
146社 (100%)	37社 (25%) [67%]	18社 (12%) [33%]	91社 (62%)

なお調査対象に該当し、回答を得た全国の現場の地域別は、下記になります。

中部地方、関東地方、近畿地方が各24%近くに並び、全体の7割強を占めています。

表 2-2 地域別の回答状況

(現場数)

北海道	東北	関東	中部	近畿	中国	四国	九州・沖縄
30 (6%)	27 (5%)	119 (24%)	126 (25%)	114 (23%)	31 (6%)	24 (5%)	33 (7%)
北海道 30	青森県 1 岩手県 4 宮城県 7 秋田県 4 山形県 2 福島県 9	茨城県 5 栃木県 1 群馬県 3 埼玉県 6 千葉県 6 東京都 68 神奈川県 30	新潟県 12 富山県 3 石川県 9 福井県 29 山梨県 4 長野県 12 岐阜県 19 愛知県 23 静岡県 15	三重県 9 滋賀県 15 京都府 13 大阪府 35 兵庫県 18 奈良県 9 和歌山県 15	鳥取県 2 島根県 3 岡山県 11 広島県 12 山口県 3	徳島県 4 香川県 2 愛媛県 15 高知県 3	福岡県 11 佐賀県 1 長崎県 10 熊本県 3 大分県 3 宮崎県 1 鹿児島県 2 沖縄県 2

また、この504現場の中から、関東地区にて2021年11月1日～30日、並びに2022年6月1日～30日までの期間で20現場を日建連専門委員により点検を実施しました。その点検結果については、62頁以降に示します。

2-1 調査対象現場の工事および内容分類

回答のあった 504 現場を工事分類および内容で区分すると、次のようになります。

表 2-1-1 工事分類 (現場数)

道路工事	鉄道工事	計
342(68%)	162(32%)	504(100%)

『表 2-1-2』では、各工事分類の工事内容を分類しています。

道路工事では山岳トンネルと橋梁の工事で約 47%(161 現場)を占め、鉄道工事では高架工事で約 33%(53 現場)となっており、高架工事の発注が多くなっています。道路工事については地方の山岳地帯での高機能道路の発注が増え、また鉄道工事については踏切の立体化が増加していると予想されます。

表 2-1-2 工事分類(工事内容) (現場数)

道路工事		現場数	鉄道工事		現場数
地下掘削工事		21	地下掘削工事		18
シールド工事		11	シールド工事		6
山岳トンネル工事		90	山岳トンネル工事		27
橋梁工事		71	橋梁工事		18
切土・盛土工事		34	切土・盛土工事		6
舗装工事		49	駅舎建築工事		18
高架工事		11	高架工事		53
その他		55	その他		16
計		342	計		162

『表 2-1-3』では、工事分類を発注者別にまとめたものです。

道路工事は、中央官庁、都道府県、市区町村などの官庁や、NEXCO、首都高、阪神高速等の民間からの発注となります。

鉄道工事は民間鉄道企業と独立行政法人等の支援機構からの発注です。その中で JR 等の民間鉄道企業からの発注が多くなっています。

表 2-1-3 発注者別分類 (現場数)

発注者 工事分類	中央 官庁	都道 府県	市区	独立 行政法人	共同 法人	地方 共同法人	民間	計
道路工事	98	34	11	2	0	0	197	342
鉄道工事	0	1	0	54	0	0	107	162
計	98	35	11	56	0	0	304	504

『表 2-1-4』では、各工事の分類を工期別に分類しています。

今回の調査で、道路工事についての工期は 5 年以内が全体の 87%となっています。また鉄道工事は 5 年以上となる現場は 60%もあり、長期にわたり環境公害等に注意を払う必要のある現場が多いことも見受けられます。

表 2-1-4 工期別分類

(現場数)

工期 工事	～12ヶ月	13～23ヶ月	24～35ヶ月	36～47ヶ月	48～59ヶ月	60ヶ月～	計
	(1年以内)	(2年以内)	(3年以内)	(4年以内)	(5年以内)	(5年以上)	
道路工事	14(4%)	57(17%)	120(36%)	63(18%)	42(12%)	46(13%)	342(100%)
鉄道工事	2(1%)	7(4%)	22(14%)	13(8%)	21(13%)	96(60%)	161(100%)
計	16(3%)	64(13%)	142(28%)	76(15%)	63(13%)	142(28%)	503(100%)

【注】%は各工事での割合(右欄合計との比率)を示す。非公開現場1件

2-2 調査対象現場の工事分類別地域特性

『表 2-2-1』は工事の分類別に地域特性をまとめたものです。

住居系地域には 223 現場(44%)あります。このことから該当現場では特に住民に対しての騒音、振動等の公害防止に注意を払って施工している様子が想定されます。また、道路工事の調査対象の 48%を占めるその他の場所は、山岳地帯や山林等の住人が少ない場所での工事となっています。そのような場所では公害(苦情)が発生していない現場も多数ありました。逆に鉄道工事についてはその他の場所が少なく、市街地の工事が多くことから苦情の件数も多い傾向にありました。

表 2-2-1 地域特性

(現場数)

工事の分類	地域特性				計
	住居系地域	商業系地域	工業系地域	その他	
道路工事	145(43%)	17(5%)	15(4%)	165(48%)	342(100%)
鉄道工事	78(48%)	46(29%)	5(3%)	32(20%)	161(100%)
計	223(44%)	63(13%)	20(4%)	197(39%)	503(100%)

【注】「地域特性」の「その他」とは、準工業地域、調整区域、都市計画区域外他。

%は各工事での割合(右欄合計との比率)を示す。非公開現場1件

2-3 調査対象現場の請負金額別工事分類

『表 2-3-1』は、工事別の請負金額をまとめたものです。

請負金額では、道路工事は10億円以上30億円未満の現場が146現場(43%)と、中心になっています。また、鉄道工事は100億円以上の現場が51現場(33%)あり、大規模なトンネル、橋梁、高架工事が発注されていることがわかります。

表 2-3-1 請負金額別工事分類

(現場数)

工事の分類	請負金額					計
	1億円以上 10億円未満	10億円以上 30億円未満	30億円以上 50億円未満	50億円以上 100億円未満	100億円 以上	
道路工事	69(20%)	146(43%)	52(15%)	45(13%)	30(9%)	342(100%)
鉄道工事	13(8%)	41(26%)	19(12%)	33(21%)	51(33%)	157(100%)
計	82(16%)	187(38%)	71(14%)	78(16%)	81(16%)	499(100%)

【注】%は各工事での割合(右欄合計との比率)を示す。非公開現場5件

公害(苦情)の処理状況

3. 公害(苦情)調査結果

3-1 公害(苦情)の発生の程度

公害(苦情)の発生の程度を、工事の分類および工事内容区分別を『表 3-1-1』に、工事の規模(請負金額)別を『表 3-1-2』に、現場の地域特性別を『表 3-1-3』にそれぞれまとめました。

調査対象現場全体では、公害の発生「あり」が47%、「なし」が53%となっています。

ちなみに、前回の調査(2018年度道路・鉄道工事)では「あり」が58%、なしは42%でした。

また、工事の規模別では、50億円未満の請負金額帯が工事全体の67%を占めていますが、50億円未満の工事での公害の発生「あり」が36%に対し、50億円以上では公害の発生「あり」は68%でした。現場の地域特性では、住居系地域における工事が全体の44%を占め、公害発生が「あり」とした235現場のうち134現場(57%)が住居系地域の現場でした。

表 3-1-1 工事の分類および工事内容区分別公害(苦情)の発生の程度

(現場数)

工事の分類	工事の内容	公害(苦情)発生の程度				小計	合計
		なし	若干あり	あり	相当あり		
道路工事	地下開削工事	11 52%	8 38%	2 10%	0 0%	21 100%	342
	シールド工事	2 18%	7 64%	1 9%	1 9%	11 100%	
	山岳トンネル工事	42 47%	39 43%	8 9%	1 1%	90 100%	
	橋梁工事	46 65%	21 30%	4 6%	0 0%	71 100%	
	切土・盛土等の土工事	18 53%	12 35%	4 12%	0 0%	34 100%	
	舗装工事	37 76%	9 18%	2 4%	1 2%	49 100%	
	高架工事	8 73%	3 27%	0 0%	0 0%	11 100%	
	その他	42 76%	12 22%	1 2%	0 0%	55 100%	
鉄道工事	地下開削工事	5 28%	9 50%	3 17%	1 6%	18 100%	162
	シールド工事	0 0%	6 100%	0 0%	0 0%	6 100%	
	山岳トンネル工事	11 41%	13 48%	3 11%	0 0%	27 100%	
	橋梁工事	9 50%	8 44%	1 6%	0 0%	18 100%	
	切土・盛土等の土工事	1 17%	2 33%	3 50%	0 0%	6 100%	
	舗装工事	13 72%	5 28%	0 0%	0 0%	18 100%	
	高架工事	17 32%	29 55%	6 11%	1 2%	53 100%	
	その他	7 44%	9 56%	0 0%	0 0%	16 100%	
計		269 53%	192 38%	38 8%	5 1%	504	100%
			235 47%				

表 3-1-2 工事の規模別公害(苦情)の発生の程度

(現場数)

請負金額	公害(苦情)の発生の程度				小計	合計
	なし	若干あり	あり	相当あり		
5 億円以上 ～10 億円未満	65 79%	15 18%	2 2%	0 0%	82 100%	338 67%
10 億円以上 ～30 億円未満	117 63%	62 33%	7 4%	1 1%	187 100%	
30 億円以上 ～50 億円未満	34 49%	28 41%	5 7%	2 3%	69 100%	
50 億円以上 ～100 億円未満	32 42%	31 40%	14 18%	0 0%	77 100%	161 33%
100 億円以上	19 23%	54 64%	9 11%	2 2%	84 100%	
計	267 54%	190 82%	37 16%	5 2%	499 100%	
		232 46%				

【注】%は各請負金額帯での割合(右欄合計との比率)を示す。非公開現場 5 件

表 3-1-3 現場の地域特性格公害(苦情)の発生の程度

(現場数)

現場の地域特性	公害(苦情)の発生の程度				小計	合計
	なし	若干あり	あり	相当あり		
住居系地域	90 40%	108 2%	23 10%	3 1%	224 100%	280 56%
商業系地域	36 58%	25 40%	1 2%	0 0%	62 100%	
工業系地域	18 90%	2 10%	0 0%	0 0%	20 100%	
その他	125 63%	57 29%	14 7%	2 1%	198 100%	
計	269 53%	192 38%	38 8%	5 1%	504 100%	
		235 47%				

3-2 公害(苦情)の種類と対策の内容

発生した公害(苦情)の種類を工事の分類および工事の内容別にまとめました。『表 3-2-1』公害(苦情)の種類では「騒音」が164件(全体の33%)、「振動」が90件(全体の18%)、「交通問題」が63件(全体の13%)、「土ぼこり等」が74件(全体の15%)と、この4種類で全体の79%を占めています。

また、道路工事と鉄道工事の公害(苦情)を1現場あたりの発生件数で比較してみると道路工事が1.86件、鉄道工事が2.41件と鉄道工事のほうが1現場あたりの公害(苦情)が多く発生しています。前回調査では、道路工事が1.40件、鉄道工事が1.72件/現場でしたので、これと比較すると発生比率では、道路工事がプラス33%、鉄道工事がプラス40%と増加しています。

次に、現場の地域特性公害(苦情)発生状況『表 3-2-2』を見ると、住居系地域で工事を行なう224現場の内134現場(60%)で何らかの公害が発生し、発生件数は319件で全体の61%を占め、商業地域で発生した公害(苦情)件数51件と合わせると、全体の71%を住居地域系および商業地域系が占めています。

表 3-2-1 工事の分類および工事内容区別公害(苦情)の種類別発生件数

(件数)

工事の分類		道路工事							鉄道工事							計		
工事の内容 (現場数→ 発生現場数)		地下 開削 工事	シー ルド 工事	山岳 トン ネル 工事	橋梁 工事	切土 盛土 等の 土工 事	舗装 工事	高架 工事	そ の 他	地下 開削 工事	シー ルド 工事	山岳 トン ネル 工事	橋梁 工事	切土 盛土 等の 土工 事	舗装 工事		高架 工事	そ の 他
		21 →10	11 →9	90 →48	71 →25	34 →16	49 →12	11 →3	55 →13	18 →13	6 →6	27 →16	18 →9	6 →5	18 →5	53 →36	16 →9	504 →235
公害(苦情)の種類	騒音	8	8	29	18	7	6	3	10	12	5	5	6	5	4	30	8	164 33%
	振動	7	6	2	9	7	2	1	4	9	3	7	4	4	2	23	0	90 18%
	交通問題	4	3	5	5	2	7	1	3	7	3	11	1	3	0	8	0	63 13%
	地盤沈下	1	1	0	1	1	0	0	0	0	1	2	0	0	0	1	0	8 2%
	水枯れ	0	0	3	1	1	0	0	0	0	0	7	0	0	0	0	0	12 2%
	水質汚濁	2	0	3	5	8	0	1	0	0	1	4	1	0	0	0	0	25 5%
	土壌汚染	1	0	0	1	0	0	0	0	1	1	1	1	0	0	0	0	6 1%
	土ぼこり等	2	0	22	3	10	1	1	4	3	1	4	1	4	0	16	2	74 15%
	特定 粉じん	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0 0%
	悪臭	0	0	0	2	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	5 1%
	電波障害	0	1	0	4	0	0	0	0	1	0	1	0	1	1	5	0	14 3%
	眺望障害	0	1	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	3 1%
	日照障害	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2 0%
	プライバシー 侵害	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	3 1%
	健康被害	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	2 0%
家屋被害	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	0	10 2%	
その他	1	0	1	1	2	0	0	1	1	0	1	0	0	0	2	1	11 2%	
計		27 10%	22 9%	66 26%	52 21%	39 15%	17 7%	8 3%	22 9%	36 15%	15 6%	43 18%	14 6%	19 8%	7 3%	94 39%	11 5%	492
		253 51%							239 49%							100%		

【注】件数は公害(苦情)の発生「あり」と回答した 235 現場が記入したもので、複数回答がある。

表 3-2-2 現場の地域特性格害(苦情)の種類別発生件数

(件数)

地域特性 (現場数→発生現場数)		住居系地域 (224→134)	商業系地域 (62→26)	工業系地域 (20→2)	その他 (198→73)	計 (504→235)
公害(苦情)の種類別	騒音	104	21	2	39	166件 32%
	振動	71	9	2	24	106件 20%
	交通問題	34	8	0	20	62件 12%
	地盤沈下	4	0	0	5	9件 2%
	水枯れ	5	0	0	8	13件 2%
	水質汚濁	10	1	0	16	27件 5%
	土壌汚染	4	1	0	1	6件 1%
	土ぼこり等	49	6	2	28	85件 16%
	特定粉じん	0	0	0	0	0件 0%
	悪臭	4	0	0	1	5件 1%
	電波障害	11	2	0	2	15件 3%
	眺望阻害	2	1	0	0	3件 1%
	日照阻害	2	0	0	0	2件 0%
	プライバシー侵害	3	0	0	1	4件 1%
	健康被害	1	0	0	1	2件 0%
	家屋被害	9	0	0	1	10件 2%
	その他	6	2	1	2	11件 2%
	計	319件 61%	51件 10%	7件 1%	149件 28%	526件 100%

【注】 件数は公害(苦情)の発生「あり」と回答した235現場が記入したもので、複数回答がある。

『表 3-2-3』では公害(苦情)の発生に伴い、その後の再発防止の対策措置の内容についてまとめました。

対策措置の内容では、「作業時間帯の変更」、「使用機械の変更、改善」が多く、この 2 項目で全体の 29%を占めています。

また、「作業時間帯の変更」、「使用機械の変更、改善」や「作業日制限」のように工費や工期に直接結びつく対策措置もあるほか、「建物等の損傷部の補修」や「補償費等の支払い」等に見られる工事施工に伴って発生した住民の実被害についての補償、更に「工事情報・状況の公開(広報)」を行う対策措置もあり、周辺対策の難しさがわかります。

表 3-2-3 対策措置の内容

公害(苦情)に対する対策措置の内容	措置件数	割合
作業時間帯の変更	97	15%
使用機械の変更、改善	91	14%
工事車輛に対する速度、重量等の制限や運行経路指定等の交通規制	76	11%
機械、仮設備等の設置場所の変更	76	11%
路面の清掃	62	9%
工事情報・状況の公開(広報)	57	9%
その他(土砂落下防止)	53	8%
休日の作業中止等の作業日制限	33	5%
ガードマンの配置	33	5%
工法の変更	26	4%
周辺環境の美化	26	4%
建物等の損傷部の補修	13	2%
補償費等の支払い	11	2%
作業帯の縮小	8	1%
工事中止	4	1%
計	666	100%

【注】件数は公害(苦情)の発生「あり」と回答した 235 現場が記入したもので、複数回答がある。

3-3 公害(苦情)の工費・工期への影響

公害(苦情)の発生による工費と工期への影響についてまとめました。

まず、公害(苦情)の発生「あり」と回答した 235 現場の内、60%にあたる 141 現場で工費への影響があると回答しており、半数以上の現場で公害(苦情)の発生が工費増につながっています。公害(苦情)の種類で最も工費への影響が大きいものは発生件数も多い、「騒音」が 39%、「振動」が 20%です。全体の約 6 割を占めています。次に「土ぼこり等」、「交通問題」とつづきます。これら多くの現場で発生する公害(苦情)ですので、発生した場合はその対策に工費の増が発生することを認識する必要があります。『表 3-3-1』

さらに、工費への影響があると回答した現場での対策措置の内容をまとめました。『表 3-3-2』

実施した全対策 666 件の内、工費に影響した対策措置は 251 件ありました。「作業時間帯の変更」、「使用機械の変更、改善」、「機械、仮設備等の設置場所の変更」は、実施した対策措置数が多いこともあり、工費に影響した対策措置数の 46%、約半分近くがこの 3 項目の対策をしたことで工費に影響を及ぼしています。

また、公害(苦情)が発生して実施した対策措置として「工法の変更」、「建物等の損傷部の補修」、「工事中止」を行った場合、75%程度の割合で工費増になった結果がでています。「ガードマンの配置」、「補償費等の支払い」、「作業帯の縮小」も、その対策措置をすると 50%程度の割合で工費増になっています。

つまり、公害(苦情)対応でこれら 6 つの対策措置を実施すれば、かなりの確率で工費増になってしまうことがわかります。よって、公害(苦情)を未然に防止するために公害(苦情)のリスクを想定した工法や手順等を事前検討することが重要と考えられます。

表 3-3-1 公害(苦情)の工費への影響

(件数)

公害 (苦情)種類	苦情あり現場		工費への影響				
			若干あり	あり	相当あり	計	
	235 現場	順位	83 現場	45 現場	13 現場	141 現場	順位
騒音	166 31%	1	50	30	8	88 39%	1
振動	106 20%	2	29	14	5	48 21%	2
土ぼこり等	85 16%	3	14	10	2	26 11%	3
交通問題	71 13%	4	11	8	3	22 10%	4
水質汚濁	27 5%	5	8	8	1	17 7%	5
電波障害	15 3%	6	3	1	0	4 2%	8
水枯れ	13 2%	7	2	3	0	5 2%	6
家屋被害	10 2%	9	2	2	1	5 2%	6
地盤沈下	8 1%	10	2	1	1	4 2%	8
土壌汚染	6 1%	11	1	0	0	1 0%	12
悪臭	5 1%	12	0	0	0	0	
プライバシー侵害	4 1%	13	1	0	0	1 0%	12
眺望阻害	3 1%	14	0	0	0	0	
日照阻害	2 0%	15	0	1	0	1 0%	12
健康被害(ストレス、アレルギー)	2 0%	15	1	1	0	2 1%	11
特定粉じん (飛散性アスベスト)	0		0	0	0	0	
その他	11 2%	8	0	2	1	3 1%	10
計	534 100%		124	81	22	227 100%	

【注】・件数は公害(苦情)の「発生あり」と回答した 235 現場が記入したもので、複数回答がある。

・工費への影響「あり」と回答した現場は 141 現場である。

・上段は工費へ影響した現場数、下段は公害(苦情)の種別ごとのその割合。

表 3-3-2 工費への影響があると回答した現場の対策措置の内容 (件数)

対策の内容	件数			
	実施対策措置数	工費に影響した対策措置		
作業時間帯の変更	97	43	17%	44%
使用機械の変更、改善	91	39	16%	43%
機械、仮設備等の設置場所の変更	76	32	13%	42%
工法の変更	26	20	8%	77%
ガードマンの配置	33	17	7%	52%
路面の清掃	62	14	6%	23%
工事車両に対する速度、重量等の制限や運行経路指定等の交通規制	76	14	6%	18%
建物等の損傷部の補修	13	10	4%	77%
休日の作業中止等の作業日制限	33	9	4%	27%
補償費等の支払い	11	6	2%	55%
作業帯の縮小	8	4	2%	50%
周辺環境の美化	26	4	2%	15%
工事情報・状況の公開(広報)	57	5	2%	9%
工事中止	4	3	1%	75%
その他	53	31	12%	58%
計	666	251	100%	38%

【注】・総対策の件数は何らかの対策を取った 235 現場の、また工費に影響した対策の件数は、工費への影響「あり」と回答した 141 現場での対策の内容を集計したもので、それぞれ複数回答がある。

・%の数値は右が工費に影響した件数の項目ごとの割合、左が総件数に対する工費に影響した件数の割合。

次に公害(苦情)の工期への影響についてまとめました。『表 3-3-3』

工期への影響があった現場は、公害(苦情)の発生「あり」と回答した 235 現場のうち、工期への影響は 75 現場あり、公害が発生した現場の中で 32%にあたる現場で工期の遅延になっています。つまり、もし現場で公害(苦情)が発生すると、3 割以上の現場は工期遅延につながってしまいますので、いかに公害を発生させないことが重要であるかがわかります。

公害(苦情)の種類で最も工期への影響が大きいものは、件数の上では「騒音」、「振動」が約7割を占めています。なお工費への影響の割合が大きいものも、「騒音」、「振動」となっており、工費の影響と同様な傾向です。

また工期への影響があると回答した 75 現場のうち、影響した日数は、ほとんどが 90 日未満の遅延であり、全体の 8 割を占めています。『表 3-3-4』

さらにその対策の内容別遅延日数を一覧表にまとめました。『表 3-3-5』

3-3-3 公害(苦情)の工期への影響

(件数)

公害 (苦情)種類	苦情あり現場		工期への影響				
	235 現場	順位	若干あり	あり	相当あり	計	
			49 現場	22 現場	4 現場	75 現場	順位
騒音	166 31%	1	36	16	3	55 47%	1
振動	106 20%	2	23	10	3	36 31%	2
土ぼこり等	85 16%	3	1	0	0	1 1%	7
交通問題	71 13%	4	4	4	0	8 7%	3
水質汚濁	27 5%	5	5	2	0	7 6%	4
電波障害	15 3%	6	1	0	0	1 1%	7
水枯れ	13 2%	7	2	1	0	3 3%	5
家屋被害	10 2%	9	0	0	1	1 1%	7
地盤沈下	8 1%	10	1	0	1	2 2%	6
土壤汚染	6 1%	11	0	0	0	0	
悪臭	5 1%	12	0	0	0	0	
プライバシー侵害	4 1%	13	0	0	0	0	
眺望阻害	3 1%	14	0	0	0	0	
健康被害 (ストレス、アレルギー)	2 0%	15	0	1	0	1	7
日照阻害	2 0%	15	0	0	0	0	
特定粉じん (飛散性アスベスト)	0		0	0	0	0	
その他	11 2%	8	1	0	0	1 1%	7
計	534 100%		74	34	8	116 100%	

【注】・件数は公害(苦情)の「発生あり」と回答した 235 現場が記入したもので、複数回答がある。

- ・工期への「影響あり」と回答した現場は 75 現場である。
- ・上段は工期へ影響した現場数、下段は公害(苦情)の種別ごとのその割合。

表 3-3-4 工期への影響があると回答した現場の公害(苦情)の種類別の遅延日数 (現場数)

公害 (苦情)種類	遅延日数							計
	1日以上 15日未満	15日以上 30日未満	30日以上 60日未満	60日以上 90日未満	90日以上 180日未満	180日以上 360日未満	360日以上	
騒音	15 27%	12 22%	11 20%	8 15%	5 9%	2 4%	2 4%	55 100%
振動	10 28%	9 25%	9 25%	3 8%	1 3%	2 6%	2 6%	36 100%
交通問題	2 25%	0	2 25%	2 25%	1 13%	0	1 13%	8 100%
地盤沈下	1 50%	0	0	0	0	0	1 50%	2 100%
水枯れ	0	2 67%	0	0	0	0	1 33%	3 100%
水質汚濁	1 14%	3 43%	1 14%	0	1 14%	1 14%	0	7 100%
土壌汚染	0	0	0	0	0	0	0	0
土ぼこり等	0	1 100%	0	0	0	0	0	1 100%
特定粉じん (飛散性アスベスト)	0	0	0	0	0	0	0	0
悪臭	0	0	0	0	0	0	0	0
電波障害	1 100%	0	0	0	0	0	0	1 100%
眺望阻害	0	0	0	0	0	0	0	0
日照阻害	0	0	0	0	0	0	0	0
プライバシー侵害	0	0	0	0	0	0	0	0
健康被害(ストレス、 アレルギー)	0	0	0	1 100%	0	0	0	1 100%
家屋被害	0	0	0	0	0	0	1 100%	1 100%
その他	0	1 100%	0	0	0	0	0	1 100%
計	30 26%	28 24%	23 20%	14 12%	8 7%	5 4%	8 7%	116 100%
	20 27%	17 23%	16 21%	9 12%	7 9%	3 4%	3 4%	75 100%

【注】・件数は工期に「影響あり」と回答した75現場が記入したもので、複数回答がある。

・上段は現場(回答)数、下段は公害(苦情)の種類ごとの工期の遅延日数別割合。

・最下段の計の数値は、上段が遅延日数別の現場(回答)数と割合。下段が75現場の遅延日数別の現場数と割合。

表 3-3-5 工期への影響があると回答した現場の対策の内容別遅延日数

(現場数)

対策措置 の内容	遅延日数							計
	1日以上 15日未満	15日以上 30日未満	30日以上 60日未満	60日以上 90日未満	90日以上 180日未満	180日以上 360日未満	360日 以上	
作業時間帯の変更	13 31%	8 19%	8 19%	4 10%	5 12%	1 2%	3 7%	42 100%
使用機械の変更、改善	8 36%	6 27%	4 18%	2 9%	2 9%	0	0	22 100%
休日の作業中止等の作業日制限	3 23%	3 23%	2 15%	4 31%	0	1 8%	0	13 100%
ガードマンの配置	0	0	0	0	0	0	0	0
作業帯の縮小	0	0	2 67%	0	1 33%	0	0	3 100%
工事車輛に対する速度、重量等の制限や運行経路指定等の交通規制	1 14%	1 14%	1 14%	2 29%	0	1 14%	1 14%	7 100%
機械、仮設備等の設置場所の変更	4 29%	5 36%	3 21%	0	1 7%	1 7%	0	14 100%
建物等の損傷部の補修	0	0	0	0	0	0	1 100%	1 100%
補償費等の支払い	0	0	0	0	1 100%	0	0	1 100%
路面の清掃	0	0	0	0	0	0	1 100%	1 100%
工法の変更	2 17%	4 33%	2 17%	3 25%	0	1 8%	0	12 100%
工事中止	1 25%	0	1 25%	1 25%	1 25%	0	0	4 100%
周辺環境の美化	0	1 100%	0	0	0	0	0	1 100%
工事情報・状況の公開(広報)	1 33%	0	1 33%	0	1 33%	0	0	3 100%
その他	1 14%	3 43%	3 43%	0	0	0	0	7 100%
計	34 26%	31 24%	27 21%	16 12%	12 9%	5 4%	6 5%	131 100%
	20 27%	17 23%	16 21%	9 12%	7 9%	3 4%	3 4%	75 100%

【注】・件数は工期に「影響あり」と回答した75現場が記入したもので、複数回答がある。

・上段は現場(回答)数、下段は公害の対策措置の種別ごとの工期への遅延日数別割合。

・最下段の計の数値は、上段が遅延日数別の現場(回答)数と割合。下段が75現場の遅延日数別の現場数と割合。

また、現場の地域特性別の公害(苦情)の工期への影響(遅延日数)を一覧表にまとめました。住居系地域における工事が全体の6割以上を占めています。『表 3-3-6』

表 3-3-6 地域特性別公害(苦情)の工期への影響(遅延日数) (現場数)

地域特性	遅延日数								計
	なし	1日以上 15日未満	15日以上 30日未満	30日以上 60日未満	60日以上 90日未満	90日以上 180日未満	180日以上 360日未満	360日 以上	
住居系地域	91	16	9	10	6	2	2	2	47 63%
商業系地域	20	2	1	1	0	2	1	0	7 9%
工業系地域	1	0	1	0	0	0	0	0	1 1%
その他	54	2	6	5	3	3	0	1	20 27%
計	166	20 27%	17 23%	16 21%	9 12%	7 9%	3 4%	3 4%	75 100%

- 【注】・遅延日数「なし」の欄は公害の発生はあったが、工期への影響はなかったと回答した現場の数。
 ・遅延日数別の件数は公害(苦情)があった235現場のうち工期に影響「あり」と回答した75現場が記入したもの。
 ・最下段の計の数値は、上段が75現場の遅延日数別の件数、下段がその割合。

工事の分類および工事内容区分別での、公害(苦情)の工期への影響(遅延日数)を一覧表にまとめました。各工事の中で工期への影響が大きい工事内容は、道路工事では山岳トンネル、鉄道工事では高架となっています。『表 3-3-7』

表 3-3-7 公害(苦情)の発生が工期に影響(延伸した工事)の分類および工事内容区分一覧 (現場数)

工事の分類	工事の内容	遅延日数							計
		1日以上 15日未満	15日以上 30日未満	30日以上 60日未満	60日以上 90日未満	90日以上 180日未満	180日以上 360日未満	360日 以上	
道路工事	地下開削	2	1	2	0	0	0	0	5 11%
	シールド	1	1	0	0	0	0	2	4 9%
	山岳トンネル	4	3	4	3	2	1	0	17 38%
	橋梁	2	4	2	1	1	1	0	11 24%
	切土・盛土	1	2	0	0	1	0	0	4 9%
	舗装	1	0	1	0	0	0	0	2 4%
	高架	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	1	1	0	0	0	0	0	2 4%
	計	12	12	9	4	4	2	2	45 100%
鉄道工事	地下開削	2	1	1	1	1	0	0	6 20%
	シールド	0	1	0	0	0	0	0	1 3%
	山岳トンネル	0	2	1	0	0	0	1	4 13%
	橋梁	0	1	0	0	0	0	0	1 3%
	切土・盛土	1	0	0	2	0	0	0	3 10%
	駅舎等建築	0	0	1	0	1	0	0	2 7%
	高架	4	0	4	2	1	0	0	11 37%
	その他	1	0	0	0	0	1	0	2 7%
	計	9	5	7	5	3	1	1	30 100%
計	20 27%	17 23%	16 21%	9 12%	7 9%	3 4%	3 4%	75 100%	

【注】件数は工期に影響「あり」と回答した75現場が記入したものの。

工期への遅延原因が公害以外で「影響あり」と回答した207工事の原因についても「工事分類」、「地域特性」で分類し、一覧表にまとめました。『表 3-3-8』

表 3-3-8 公害(苦情)以外の問題による工期の遅延原因 (現場数)

分類項目 遅延原因	計	工事分類		地域特性			
		道路	鉄道	住居系 地域	商業系 地域	工業系 地域	その他
1:事業そのものに対する反対	43	28	15	24	4	0	15
2:埋設物管理者との協議	18	11	7	14	2	0	2
3:警察との協議	6	5	1	3	1	0	2
4:環境問題	10	4	6	7	0	0	3
5:用地問題	53	25	28	26	7	0	20
6:営業補償	3	2	1	2	0	0	1
7:その他	74	47	27	39	8	2	25
計	207	122 59%	85 41%	115 56%	22 11%	2 1%	68 33%

これまで説明してきたとおり 504 現場中、公害(苦情)があった現場が 235 現場で、そのうち工費に影響があった現場が 141 現場、工期に影響があった現場が 75 現場です。その状況を一覧表にまとめました。『表 3-3-9』

表 3-3-9 公害(苦情)、対策措置による工費・工期への影響一覧表 (現場数)

	該当現場数	公害(苦情)の件数	対策措置の件数
調査対象現場	504	—	—
公害(苦情)があった現場	235	534	666
公害(苦情)で工費に影響があった現場	141	227	251
公害(苦情)で工期に影響があった現場	75	116	131

3-4 発注者(甲)の事前対策・地元対策

3-4-1 発注者(甲)の事前対策について

504現場における発注者の事前対策・地元対策の状況について、それぞれ4項目の質問を「はい」、「いいえ」、「わからない」のいずれかで回答を得て、その結果をまとめました。

表 3-4-1 事前対策

	質問の内容	はい	いいえ	わからない	回答なし
①	甲の、公害防止のための調査が、工事の計画・設計段階で十分に行われたと思いますか	201 40%	157 31%	134 27%	12 2%
②	①の調査が十分に行われたと思われる場合、その結果が設計・積算・工法・工期に反映されていると思いますか※「①はい」とした場合のみ回答	124 62%	43 21%	30 15%	4 2%
③	公害防止対策が具体的な内容で、施工条件として契約図書等に明示されていますか	222 44%	245 49%	25 5%	12 2%
④	補修費・補償費等の支払いの負担割合(甲と乙の)が明示されていますか	131 26%	273 55%	88 17%	12 2%

【注】調査対象現場 504 現場の実施状況。ただし②は①で「はい」と回答した 201 現場数に対応している。

『表 3-4-1』から「①公害調査」では、「はい」が 40%、「いいえ」が 31%、「わからない」が 27%となっています。「いいえ」と「わからない」の合計が 58%に上り、発注者の事前の公害調査がまだまだ不十分と言わざるを得ません。

「②設計・積算・工法・工期に反映」では、「はい」が 62%、「いいえ」が 21%、「わからない」が 15%であり、公害防止の調査が事前に行われていれば、その結果が設計・積算・工法・工期に 6 割程度の現場で反映されていることを示しています。

「③契約図書等に明示」では、「はい」が 44%、「いいえ」が 49%、「わからない」が 5%となっています。契約図書等に明示されている現場は 5 割程度で、具体的対策等は施工者任せになっている割合が多いのが現状です。

「④負担割合(甲と乙の)の明示」では、「はい」が 26%、「いいえ」が 55%、「わからない」が 17%となっています。「いいえ」と「わからない」の合計は 72%になり、負担割合が明示されていない場合が多い実態が示されています。

3-4-2 発注者(甲)の地元対策について

次に、発注者の地元対策についてまとめました。

表 3-4-2 地元対策

	質問の内容	はい	いいえ	わからない	回答なし
①	甲の、工事についての地元への事前説明及び協議会等が発注前に行われたと思いますか	307 60%	114 23%	75 15%	8 2%
②	①の事前説明及び協議会等が行われたと思われる場合、その結果として地元の了解がおおよそ得られたと思いますか※「①はい」とした場合のみ回答	224 73%	26 8%	42 14%	15 5%
③	地元住民と甲との取決め事項等が文書で取り交わされていますか	104 21%	142 28%	247 49%	11 2%
④	甲が作成した工事 PR 用のパンフレット等が配布されていますか	268 53%	111 22%	116 23%	9 2%

【注】調査対象現場 504 現場の実施状況。ただし②の件数は①で「はい」と回答した 307 現場数に対応している。

『表 3-4-2』から「①地元への事前説明」では、「はい」が 60%、「いいえ」が 23%、「わからない」が 15%となっています。事前説明等は 6 割程度でしか行われておらず、約 4 割が事前説明等を行っていないか不明である現状がみてとれます。

「②地元の了解、地元への事前説明」では、「はい」が73%、「いいえ」、「わからない」が22%となっています。この結果は地元への事前説明が発注者においてなされていれば、おおよその了解が得られていることを示しています。つまり、発注者の事前説明が地元との関係に大きく寄与していることがわかります。

「③取決め事項等の文書取交わり」では、「はい」が21%、「いいえ」が28%、「わからない」が49%となっており、文書を取り交わしていないか或いは取交わりが曖昧な工事が圧倒的に多くなっています。

「④発注者によるPR用のパンフレット等の配布」では、「はい」が53%、「いいえ」が22%、「わからない」が23%となっており、設問①、③と同様に発注者の地元へのPRがまだまだ十分ではない現状です。今後、発注者への期待が寄せられるポイントでもあります。

また「3-4発注者の事前対策・地元対策」の回答内容から、補修費の負担割合や地元住民との取決め等についての発注者の積極的関与が重要なことが明確になっています。

特に、施工条件・補修費負担・地元との取決め等は、受注者側でも発注者に積極的に確認し、発注者の積極的関与を働きかけることが必要です。

3-5 施工者(乙)の地元対策・着工前調査

施工者の地元対策の実施状況(『表 3-5-1』:回答 496)について、対策の内容を示して、「はい」、「いいえ」で回答を得ました。『図 3-5-1』はそれをグラフで示しています。

表「1~6」の質問内容は、工事を施工するにあたり地元住民とのトラブルを避けるために実施すべき基本的な対策を示したものです。「1」の管理組織については、90%の作業所が確立しています。「2」の工事説明会の開催については、「はい」と回答した作業所は62%ですが、「いいえ」と答えた作業所でも発注者が開催している場合があり、これを加味すると開催は77%となります。「3および4」の地元住民との意思の疎通や公害防止の取組みに関する情報の提供等については、ほぼ80%の作業所が取り組んでおり、建設工事を進めるうえで地元との良好なコミュニケーションを重視していると推察されます。「4」の公害(苦情)に対する対応方法や社内との報・連・相等の社内ルール、手順のある作業所は94%です。「5」の公害(苦情)の処理記録については、公害(苦情)が発生した作業所の97%が整理保存を行っています。

表 3-5-1 施工者(乙)の地元対策

質問の内容		件数及び割合		
		はい	いいえ	無記入
1	作業所の公害防止のための関係者の責務と役割を明確にした管理組織が確立されていますか	445 90%	41 8%	10 2%
2	工事概要、施工法、工事工程、公害防止等について乙としての説明会を行いましたか	307 62%	189 38%	—
3	地元と定期的な協議の場を持ったり、個々に対応するなどして公害防止についての意思の疎通に努めていますか	382 77%	114 23%	—
4	作業の予定、発生が予想される公害(苦情)に対する措置等についてパンフレット、回覧板、掲示板等で広報を行っていますか	398 80%	98 20%	—
5	公害(苦情)に対する対応方法や社内との報・連・相等には社内ルール、手順がありますか	465 94%	31 6%	—
6	公害(苦情)の処理記録が整理保存されていますか (公害・苦情の発生がなしの現場は記入不要)	216 97%	6 3%	—

【注】・件数は、回答があった496現場の実施状況。

次に、施工者の着工前調査の実施状況と、本来発注者が実施すべきと考える調査についてまとめました。『表 3-5-2』に示すとおり、施工者の事前調査として多く行われているのは「地下埋設物調査」、

「地質調査」、「架空線、ダクト内配線等調査」、「土壌汚染調査」、「暗騒音調査」、「家屋調査」です。また施工者が「発注者が実施すべきと考える調査」として要望が多かった調査は「地下埋設物調査」、「地質調査」、「架空線、ダクト内配線等調査」、「土壌汚染調査」でした。つまり、現場にとって重要であり、必要な調査とは、「周辺を含めた地盤に関連する調査」であることがわかります。

表 3-5-2 施工者の事前調査項目および発注者が実施すべきと考える調査

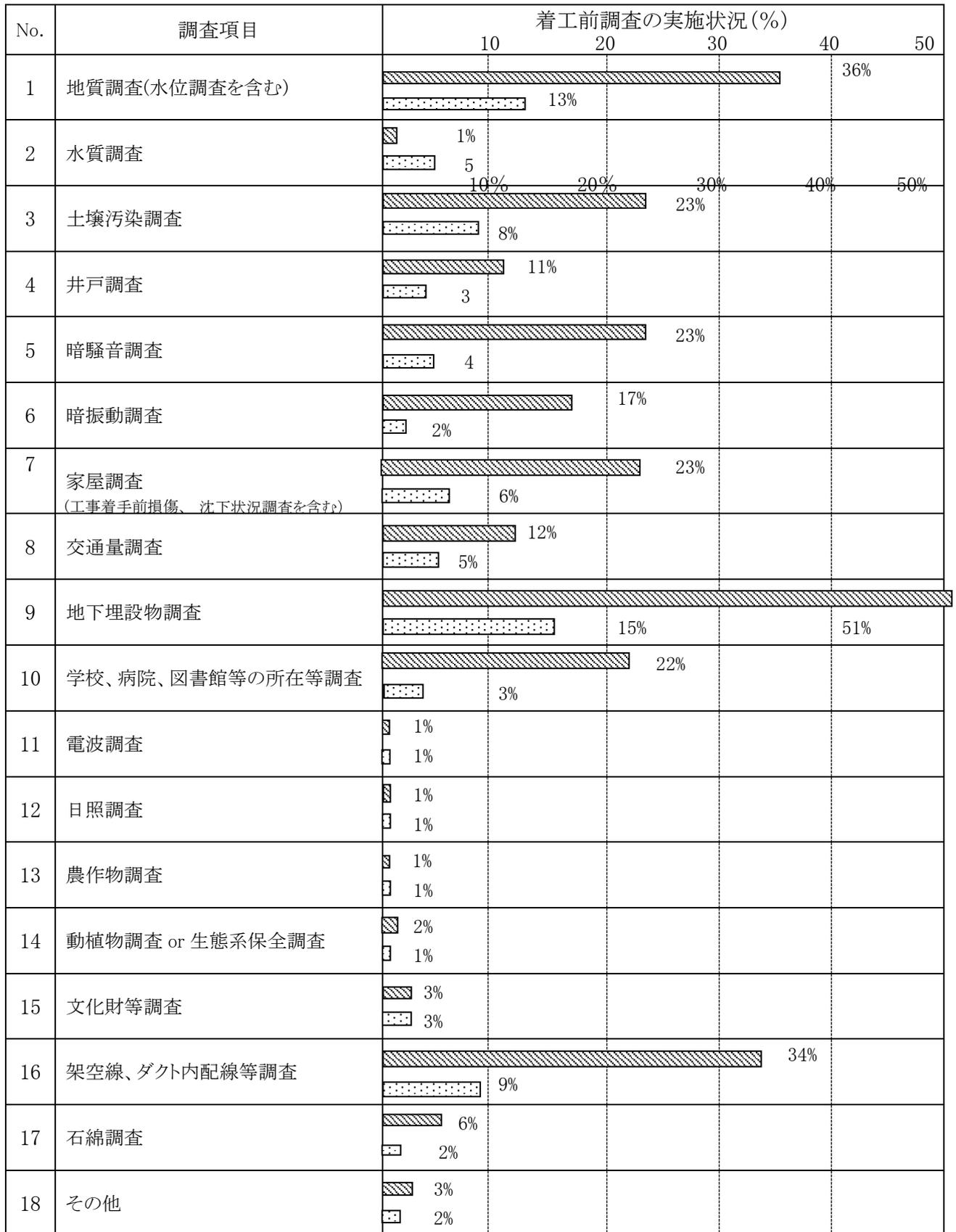
No.	事前調査項目	施工者の事前調査		発注者が実施すべきと考える調査		
		件数	割合 (%)	件数	割合 (%)	割合 順位
1	地下埋設物調査	255	51	75	15	1
2	地質調査(水位調査を含む)	178	36	62	13	2
3	架空線、ダクト内配線等調査	168	34	44	9	3
4	土壌汚染調査	118	23	39	8	4
5	暗騒音調査	116	23	18	4	8
6	家屋調査(工事着手前損傷、沈下状況調査を含む)	113	23	28	6	5
7	学校、病院、図書館等の所在等調査	107	22	13	3	9
8	暗振動調査	82	17	8	2	10
9	交通量調査	60	12	23	5	6
10	井戸調査	53	11	14	3	9
11	石綿調査	32	6	8	2	10
12	文化財等調査	17	3	13	3	9
13	動植物調査 or 生態系保全調査	12	2	3	1	13
14	電波調査	6	1	4	1	13
15	水質調査	3	1	25	5	6
16	日照調査	3	1	2	1	13
17	農作物調査	3	1	1	1	13
18	その他	14	3	10	2	10
計		1340	—	390	—	

【注】 調査対象現場 496 現場の実施状況であり、複数回答がある。

	質問の内容	地元対策の実施状況の割合		
		0%	50%	100%
1	作業所の公害防止のための関係者の責務と役割を明確にした管理組織が確立されていますか	90%	8%	2%
2	工事概要、施工法、工事工程、公害防止等について乙としての説明会を行いましたか	62%	38%	
3	地元と定期的な協議の場を持ったり、個々に対応するなどして公害防止についての意思の疎通に努めていますか	77%	23%	
4	作業の予定、発生が予想される公害(苦情)に対する措置等についてパンフレット、回覧板、掲示板等で広報を行っていますか	80%	20%	
5	公害(苦情)に対する対応方法や社内との報・連・相等には社内ルール、手順がありますか	94%	6%	
6	公害(苦情)の処理記録が整理保存されていますか。(公害・苦情の発生がなしの現場は記入不要)	97%	3%	

はい  いいえ  未記入 

図 3-5-1 施工者(乙)の地元対策実施状況



【注】・上段は施工者が実施した事前調査、下段は施工者が考える発注者が実施すべき調査項目。

・調査対象 496 現場が実施した、発注者が実施すべきと考える調査項目の割合をグラフ化したもの。

図 3-5-2 施工者(乙)の着工前調査および本来発注者が実施すべきと考える調査項目

3-6 具体的な公害(苦情)の内容とその対策措置

公害(苦情)とその対策措置の具体的な内容について『表 3-6-1』にまとめました。

公害(苦情)の種類としては、「3-2 公害(苦情)」の種別と対策措置の内容で示されているとおり、「騒音・振動」、「土ぼこり」、「交通問題」が最も多く発生しています。

中でも「騒音・振動」は、「公害(苦情)有り」と回答した現場の7割以上で発生しており、具体的な工事としては、油圧ショベル等土工機械の稼働等のほか、ダンプ等工事用車両の走行や、杭打(杭抜)等の土留工事および構造物取壊し作業に伴う騒音・振動が多く回答されています。

これらに対する具体的な対策措置として多いのは、騒音・振動の原因となる工事の施工方法の変更や、作業時間帯の変更、防音パネルや防音シート等の防音設備の設置等が挙げられています。次に多い「土ぼこり」では、現場内の土砂等の風による飛散、タイヤに付着した土砂等による車両走行時の粉じんが大半を占めており、その具体的な対策措置として、現場周辺の清掃、散水が最も多く行われ、その他には敷鉄板の敷設や仮囲いの設置による飛散防止が図られています。

「交通問題」に関しては、交通渋滞への苦情が最も多く、工事用車両の現場内への出入りや路上駐車によるものおよび道路使用等が主な要因となっています。対策措置としては、誘導員の配置や増員での対応や、工事車両の運行経路の指定等が多く取り入れられています。

前回調査の結果と比較すると、今回の回答現場数は調査範囲が全国になったため、多くの現場の回答が得られたが、公害(苦情)や対策措置の具体的な内容はほとんど変わっていないようです。

公害(苦情)は、工事種類や工事場所等によって種々発生が懸念されます。事前に現場の置かれている状況を踏まえ、十分に検討された工法選定や現場ルール・手順等に基づく計画実施や、地域住民との話し合い、事前連絡・周知等のコミュニケーション活動を密に行うことにより、防止出来るものが大半を占めていると推察されます。

表 3-6-1 具体的な公害(苦情)の内容とその対策

公害の種類	内容と対策	件数		
		道路	鉄道	
騒音・振動	具体的な公害(苦情)の内容	1 ダンプカー等工事用車両の走行に伴う騒音・振動	27	24
		2 ダンプカー等工事用車両の待機時のエンジン音による騒音	2	7
		3 杭打(杭抜)、地中連続壁築造等土留工事に伴う騒音・振動	14	29
		4 送風機等坑内換気用設備機械の騒音・振動	2	0
		5 ニューマチックケーソン工でのロック開閉時の排気音等の騒音	0	1
		6 油圧ショベル等土工機械の騒音・振動	31	23
		7 土砂の積込み作業に伴う騒音・振動(土工機械によるものを除く)	2	8
		8 舗装機械の騒音・振動	12	3
		9 シールド等の推進時の騒音・振動	3	2
		10 コンクリート打設作業に伴う騒音(ポンプ車やバイブレーター等)	2	7
		11 コンプレッサー、ゼネレーター等による騒音・振動	2	24
		12 クレーン等による騒音・振動	7	7
		13 覆工板のバタツキによる騒音・振動	3	2
		14 覆工端すり付け部の段差による騒音・振動	3	1
		15 構造物(旧建物、障害物、舗装版等)取り壊し作業による騒音・振動	15	13
		16 型枠材・足場材等仮設資材の集積・積込・降し等取扱いに伴う騒音	2	4
		17 型枠の組立て・解体に伴う騒音	1	2
		18 場内放送(朝礼時の体操の音楽を含む)	0	6
		19 軌道・線路保守用機械・車両等による騒音・振動	0	6
		20 その他	34	13
	計	162	171	
騒音・振動	具体的な対策	1 作業時間帯の変更	44	24
		2 工事用車両に対する速度制限、重量制限等の交通規制	12	16
		3 工事用車両運行経路の指定	8	9
		4 待機時のエンジン停止の徹底	3	6
		5 使用機械、器具の変更、改善	17	14
		6 防音パネル、シート等の設置	52	50
		7 緩衝材を使用した消騒音・消振動対策	11	16
		8 機械、仮設備等の設置場所の変更	9	8
		9 日曜、祭日における作業中止等の作業日制限	14	11
		10 覆工板の補修や交換、覆工端すり付け部の補修整備	7	4
		11 騒音・振動の原因となる工事の施工方法の変更・改善	23	17
		12 現場入場時教育で公害防止指導を徹底	8	6
		13 場内マイクの取扱いの注意、音量の制限等	0	5
		14 その他	12	10
	計	220	196	
交通問題	具体的な公害(苦情)の内容	1 工事用車両(作業帯や現場内等への出入り、路上駐車を含む)に伴う渋滞	17	17
		2 道路使用(作業帯占用)に伴う交通渋滞	9	5
		3 生活用道路の確保不備	10	3
		4 歩行者(通学児童を含む)の安全確保不備	7	17
		5 その他	10	4
		計	53	46
	具体的な対策	1 作業時間帯の変更	9	8
		2 ガードマンの配置、増員	22	24
3 通行止め、片側通行、一方通行等の交通規制		3	5	
		4	2	
		2	3	
		6	8	
		14	5	
	計	75	71	
地盤沈下	具体的な公害(苦情)の内容	1 地盤沈下による建物等の損傷	4	1
		2 地盤沈下による地下埋設物の損傷	3	1
		3 地盤沈下による樹木、農作物等への被害	0	2
		4 地盤沈下による道路等の損傷	4	4
		5 その他	0	
		計	11	8
	具体的な対策	1 土留工法他地盤沈下の原因となる工事の施工法の変更や補助工法の採	1	1
		2 建物等や地下埋設物の工事中の損傷補修	4	1
		3 建物等の被害復旧補償(工事完了後の金銭または復旧工事による補償)	2	1
		4 樹木、農作物等の被害補償(金銭等による)	0	2
5 その他		1	1	
	計	8	6	

公害の種類	内容と対策		件数	
			道路	鉄道
水枯れ	(苦情)の内容 具体的な公害	1 地下水位低下による水枯れ(井戸、貯水池、池等)	6	7
		2 地下水位低下による樹木、農作物等への被害	1	1
		3 その他	3	1
		計	10	9
	対策 具体的な	1 土留工法他地下水位低下の原因となる工事の施工方法の変更や補助	2	1
		2 仮設水道の敷設、井戸の掘り直し	4	4
3 樹木、農作物等の被害補償(金銭等による)		0	1	
	4 その他	3	3	
	計	9	9	
水質汚濁	(苦情)の内容 具体的な公害	1 掘削内湧水等の排水による水質汚濁(貯水池、池、河川等)	16	5
		2 薬液注入工事に伴う水質汚濁(井戸、貯水池、池、河川等)	1	4
		3 地中連続壁施工時の泥水による水質汚濁(井戸、貯水池、池、河川等)	0	0
		4 土捨場等からの土砂流出等による水質汚濁	4	2
		5 その他	0	3
		計	21	14
対策 具体的な	1 沈殿槽等処理施設の設置	18	5	
	2 仮設水道の敷設	3	0	
	3 その他	4	4	
	計	25	9	
土壌汚染	(苦情)の内容 具体的な公害	1 工場等の跡地による土壌汚染	1	2
		2 自然由来の土壌汚染	5	8
		3 その他	0	1
		計	6	11
	対策 具体的な	1 汚染土の場外搬出、通常の土砂との置換	4	7
		2 原位置での浄化处理	0	0
3 封じ込め処理		1	2	
	4 その他	0	0	
	計	5	9	
土ぼこり	(苦情)の内容 具体的な公害	1 タイヤに付着した土砂等による車両走行時の粉じん	38	23
		2 現場内の土砂等の風による粉じん	42	25
		3 構造物取壊し作業に伴う粉じん(アスベストを含まないもの)	3	9
		4 その他	3	0
		計	86	57
	対策 具体的な	1 現場周辺の清掃、散水(タイヤの洗浄設備の設置含)	53	33
2 仮囲い等の設置		25	12	
3 解体作業場所での十分な散水		4	3	
4 敷鉄板の敷設		17	18	
5 ヤード内仮舗装		16	15	
	6 その他	5	2	
	計	120	83	
特殊粉じん (飛散性アスベスト)	(苦情)の内容 具体的な公害	1 アスベストの飛散	0	0
		2 調査結果のお知らせ掲示板	0	0
		3 その他	0	1
		計	0	1
	対策 具体的な	1 作業場所の隔離、集塵、排気装置の使用等必要な飛散防止対策の更なる徹底	0	0
		2 その他	0	0
	計	0	0	

公害の種類	内容と対策		件数	
			道路	鉄道
悪 臭	(苦情)の内容 具体的な公害	1 アスファルト防水時の臭い	1	0
		2 建設機械や工事用車両からの排気ガス等	2	2
		3 掘削土砂等に含まれる硫化水素等	0	0
		4 その他	2	2
		計	5	4
	対策 具体的な	1 芳香材(ラベンダーやチョコレート等の香り)によるマスキング	0	0
2 エンジンの空ぶかし禁止やアイドリングストップ		2	1	
3 薬剤散布等による消臭		2	0	
	4 その他	0	2	
	計	4	3	
電波障害	(苦情)の内容 具体的な公害	1 構築物による電波障害	4	6
		2 クレーン等仮設備による電波障害	2	7
		3 その他	0	1
		計	6	14
	対策 具体的な	1 補償費等の支払い	0	1
		2 共同アンテナの設置	4	1
3 クレーン等仮設備の設置場所や高さ等の変更		0	3	
	4 ケーブルテレビの設置	1	2	
	5 その他	1	8	
	計	6	15	
眺望障害	(苦情)の内容 具体的な公害	1 構築物による眺望障害(眺望権の侵害等)	1	0
		2 工事用機械、仮設備等による眺望障害(商店等がお客から見えなくなる等を含)	2	1
		3 その他	0	2
		計	3	3
	対策 具体的な	1 補償費等の支払い	0	0
		2 代替看板等の設置	1	0
3 工事用機械、仮設備等の設置場所の変更		1	2	
	4 その他	1	0	
	計	3	2	
日照障害	(苦情)の内容 具体的な公害	1 構築物による日照障害	1	1
		2 工事用機械、仮設備、仮囲い等による日照障害(住宅部分が日陰になる)	1	1
		3 その他	0	1
		計	2	3
	対策 具体的な	1 補償費等の支払い	1	0
		2 工事用機械、仮設備、仮囲い等の設置場所や高さの変更	1	0
3 その他		0	2	
	計	2	2	
プライバシー 侵害	(苦情)の内容 具体的な公害	1 工事中の建物が周囲より高いことによるもの	2	2
		2 工事中の重機が周囲より高いことによるもの	1	2
		3 その他	1	1
		計	4	5
	対策 具体的な	1 目隠しの設置	3	3
		2 その他	1	1
	計	4	4	

公害の種類	内容と対策	件数		
		道路	鉄道	
健康被害	(苦情)の具体的な内容	1 ストレス症状(騒音・振動によるものは除く)	1	3
		2 アレルギー発症	0	0
		3 その他	0	1
		計	1	4
	具体的な対策	1 別途住居(部屋)確保	0	1
		2 治療補償	0	0
3 その他		1	2	
	計	1	3	
家屋被害	(苦情)の具体的な内容	1 家屋損傷(地盤沈下によるものは除く)	4	5
		2 家屋汚れ	4	3
		3 その他	0	1
		計	4	9
	具体的な対策	1 補修	3	6
		2 補償費等の支払い	0	1
3 その他		1	1	
	計	4	8	
その他	(苦情)の具体的な内容	1 土砂流出	4	1
		2 夜間の照明がまぶしくて眠れないとのクレーム	0	1
		3 薬液注入工による舗装隆起	1	0
		4 その他	1	2
		計	6	4
	具体的な対策	1 浚渫、清掃換気設備を改善	4	1
2 器具・設置場所の変更		0	1	
3 舗装復旧、監視体制強化		1	0	
4 その他		1	2	
	計	6	4	

3-7 住民とのコミュニケーション

住民とのコミュニケーションの頻度について、下記 3 項目から選択する方法で調査しました。アンケート調査に答えた全 504 現場のうち、288 現場 (57%) で定期的なコミュニケーションが行われていますが、173 現場 (34%) は「初回のみ」でした。なお、43 現場 (9%) は「全く行っていない」と回答しています。

表 3-7-1 住民とのコミュニケーション頻度の調査

回答 No.	コミュニケーション頻度	件数	割合
1	定期的に行っている	288	57%
2	初回のみ行った	173	34%
3	全く行っていない	43	9%

【注】・件数は、アンケートに答えた全 504 現場のうちの回答現場数。
・%の数字は、回答現場数に対する割合。

3-8 公害防止教育

作業員への公害防止教育の頻度について、下記 3 項目から選択する方法で調査しました。全 504 現場のうち、326 現場(65%)で定期的な作業員の公害防止教育を実施していますが、170 現場(34%)は「初回だけ」でした。なお、8 現場(1%)は「全く行っていない」と回答しています。

表 3-8-1 作業員等への公害防止教育頻度の調査

回答 No.	公害防止教育頻度	件数	割合
1	定期的実施している	326	64%
2	新規入場者教育等で初回だけ実施した	170	34%
3	全く実施していない	8	1%

【注】・件数は、アンケートに答えた全 504 現場のうちの回答現場数。
・%の数字は、回答現場数に対する割合。

上記、「3-7 住民とのコミュニケーション」と、「3-8 公害防止教育」とのアンケート結果の関連を調べてみたところ、その結果には互いに相関が認められました。定期的に住民とのコミュニケーションを行っている 288 現場の内、作業員等への公害防止教育も定期的に行っているのは 240 現場(74%)になっており、公害(苦情)を防止するための手段として、住民との良好な関係維持と、作業員等の公害防止意識を高めることの両立を非常に有効であると判断し、実施している現場が多いことがわかります。

表 3-8-2 コミュニケーション頻度と公害防止教育頻度の関係調査

住民コミュニケーション頻度 作業員公害防止教育頻度		1		2		3		計	
		定期的に行っている		初回のみ行った		全く行っていない			
1	定期的実施している	240	73%	58	18%	28	9%	326	100%
			83%				33%		
2	新規入場者教育等で初回だけ実施した	48	28%	114	67%	8	5%	170	100%
					17%				
3	全く実施していない	0	0%	1	13%	7	87%	8	100%
					0%				
計		288	100%	173	100%	43	100%	504	

【注】・件数は、アンケートに答えた全 504 現場のうちの回答現場数。
・%の数字は、それぞれの回答現場数に対する割合(上段:住民コミュニケーション 下段:作業員教育)。

3-9 公害防止事前対策で成功した事項

公害(苦情)防止事前対策で成功した事項について、下記 26 項目の成功事項(回答例)から複数回答(最大 5 個)で調査しました。その結果、この項目に回答のあった現場(504 現場)のすべてで、下記の公害防止事前対策事項が有効であったとの報告がありました。

ひとつの現場での複数回答数は平均 4.1 件になっています。このことから現場では採用できる事項を複数実施していることが見受けられます。

表 3-9-1 公害(苦情)防止事前対策で成功した事項

No.	回答 No.	事前対策 成功事項	件 数	割 合
1	1	低騒音、低振動の機械や工法を採用した	258	12.5%
2	7	交通安全を優先するガードマンの配置に配慮した	190	9.2%
3	9	工事用車両の運転手を対象に運転マナーを指導した	186	9.0%
4	3	騒音の発生が予想される仮設備等を防音壁、防音ハウス等で覆った	163	7.9%
5	13	現場内周辺の清掃に努めた	158	7.7%
6	2	騒音・振動に配慮して、工事用車両に対する速度制限、重量制限等の交通規制を指導、徹底した	139	6.7%
7	14	敷鉄板等により走路を整備した	114	5.5%
8	23	作業員に対する公害防止教育を徹底した	111	5.4%
9	20	地元との定期的な連絡協議の場を持ったり、個々に対応する等して公害防止についての意思の疎通に努めた	88	4.3%
10	21	週間の作業予定や予想される公害(迷惑等)とその対策措置等について広報を徹底して、工事への理解、協力をお願いに努めた	82	4.0%
11	17	公害防止について発注者と協議、連携を取りながら積極的に対応した	78	3.8%
12	5	騒音・振動の発生が予想される機械、仮設備等の設置場所に配慮した	76	3.7%
13	8	歩行者通路や生活用道路の確保について交通管理者と協議して通行止め、片側通行、一方通行等の交通規制をお願いした	63	3.1%
14	4	近接家屋との間に防音壁を設置した	58	2.8%
15	25	担当者任せにせず、所長自ら指揮をとり解決にあたった	51	2.5%
16	22	地元開催の各種行事に積極的に参加した	47	2.3%
17	6	交通ラッシュの時間帯を考慮した作業工程を組んだ	46	2.2%
18	19	発注者の協力を得て現場見学会を行った	35	1.7%
19	18	十分な事前調査を実施して、その結果を施工計画に反映させた	31	1.5%
20	10	一方通行車両や歩行者に対する協力依頼の看板等を工夫して設置した	30	1.5%
21	24	作業所における公害防止のための関係者の責務と役割を明確にした管理組織を確立した	20	1.0%
22	26	その他(深夜間作業の中止、工事用車両の出入可能時間を決めたなど)	13	0.6%
23	16	工事用機械、仮設備等の設置について施工計画段階で関係する商店等と頻繁に協議をして理解、協力をお願いした	10	0.5%
24	11	建物等の工事中の損傷に対して苦情窓口の担当者を定め迅速に対応した	9	0.4%
25	12	土留工法に止水性の連続壁工法を採用した	4	0.2%
26	15	石綿飛散防止対策を事前に分かりやすく説明した	4	0.2%

【注】・公害(苦情)防止対策で成功した事項記載順は回答件数に対する降順。

・%の数値は、アンケートに答えた全 504 現場に対する回答件数割合。

この結果によると、道路・鉄道工事において成功であった公害(苦情)防止事前対策事項として「低騒音、低振動の機械や工法を採用した」、「交通安全を優先するガードマンの配置に配慮した」、「工事用車両の運転手を対象に運転マナーを指導した」の3事項が1~3位の上位で報告されています。

それ以外にも仮設備等の騒音防止対策事項、現場内周辺の清掃等の様々な公害(苦情)事前対策事項を行って、効果があったことが報告されています。

成功事項として行われた上位の公害防止方策事項は、一般的に行われている事項であります、多くの現場で実施されており、確実に効果がある事項としても捉えることができます。つまり特殊な事項ではなく、あらゆる現場で採用が可能であり、事前検討の余地がある事項と判断されます。

3-10 反省事項

公害(苦情)防止事前対策での反省事項について、下記 18 の回答事項から複数回答(最大 5 個)にて調査しました。アンケート調査に答えた全 504 現場のうち、211 現場(42%)から 340 件の反省事項への回答がありました。

表 3-10-1 公害(苦情)防止事前対策に対する反省事項

No.	公害防止対策に対する反省事項	件数	割合
1	作業員等に対する公害防止教育が不十分であった	60	28%
2	施工計画段階での、工法、使用機械、仮設備、公害防止施設等の検討が不十分だった	51	24%
3	事前調査について発注者、関係先等との連絡調整が不十分であった (従って、調査漏れ等があつて十分な対策措置が取れなかった)	37	18%
4	近接する住民とはもっと気楽に、頻繁に接触すべきだった	35	17%
5	工事の影響範囲を小さく見積もりすぎたため、その範囲以外からの苦情が多発してその対応に苦慮した	31	15%
6	周辺環境調査を工事中も継続して行い、その変化に応じて柔軟に対処すべきであった	23	11%
7	対策措置費用の負担割合(甲と乙)を事前に発注者と十分に打合せておくべきだった	23	11%
8	地元との定期的な連絡協議の場に発注者の参加を要請すべきであった	13	6%
9	地元からの要請等はよく取捨選択して対応すべきだった	13	6%
10	工期等が厳しかったため、公害防止管理までは配慮が行き届かなかった	13	6%
11	地元説明会では発生が予想される公害(迷惑)について明確に説明して理解を求めるべきであった	10	5%
12	渉外担当者を配置しておくべきだった	10	5%
13	地元説明会に欠席した住民にパンフレットを配付するなどして協力をお願いすべきであった	8	4%
14	作業所における公害防止のための関係者の責務と役割を明確にした管理組織を作らなかった	4	2%
15	公害に対するアセスメント(影響評価)を事前に実施するべきであった	4	2%
16	軽微な補修工事でも誠意を持って迅速に対応すべきであった	3	1%
17	担当者任せにして、所長自ら指揮をとって解決にあたらなかった	1	0%
18	その他(長期休暇時の規制開放範囲を広げておいた方が良かった)	1	0%

【注】・反省事項の記載順は回答件数に対する降順。

・割合%は全現場のうち、この設問に回答した 211 現場を分母にした、各回答 No の件数の割合。

『表 3-10-1』の通り、公害(苦情)防止事前対策に対する反省事項で多かった項目は、前回調査と同様に、作業員等に対する公害防止教育が不十分であったこと、施工計画段階での検討が不十分だったことが上位にあがっています。次いで、事前調査について発注者との連絡調整が不十分であったことや近隣住民への対応不足への反省があげられています。

前項「3-9 公害(苦情)防止事前対策で成功した事項」のような事項結果も参考に、計画・調査・施工の各段階において、きめ細かい検討と配慮が重要と考えられます。

3-11 発注者(甲)に対する要望事項

発注者に対する要望事項について、下記 13 項目から主な要望事項を複数回答(最大 3 個)にて調査しました。アンケート調査に答えた全 504 現場のうち 434 現場(86%)から 974 件の要望事項への回答がありました。

下記に回答件数が多い順に要望事項を示します。

表 3-11-1 発注者(甲)に対する要望事項

No.	発注者に対する要望事項	件数	割合
1	工事の計画・設計段階での必要な調査を行い、その結果を工法、工期、積算等に十分反映させて欲しい	217	50%
2	工事の見通しがある程度はつきりしてから着手命令を出して欲しい	154	35%
3	土日閉所で工程を組み、発注してほしい	130	30%
4	工事の計画・設計段階で発注者としての地元説明を行い、工事に対する理解、協力を積極的に働きかけて欲しい	118	27%
5	工事の計画や工法等基本的な事項に係る事に関して、地元の同意書が得られないことによる工期の遅延や工法変更に伴う工事費の増について適切な設計変更処理をして欲しい	87	20%
6	ワンデーレスポンスを実施して欲しい	87	20%
7	地元からの苦情、要望等に対して発注者としてもその役割、分担の範囲で積極的に対応して欲しい	86	20%
8	公害防止対策の具体的な内容や補修費・補償費等の負担割合(甲と乙の)を施工条件として明示して欲しい	44	10%
9	発注者主催の地元との連絡協議の場を定期的に持って欲しい	21	5%
10	補償費の決定、積算は速やかに行って欲しい	17	4%
11	三者協議を実施して欲しい	11	3%
12	補償費の決定、積算は速やかに行って欲しい	2	0%
13	その他	0	0%

【注】・要望事項の記載順は回答件数に対する降順。

・割合%は全現場のうち、この設問に回答した 434 現場を分母にした、各回答 No の件数の割合。

この結果によると、『表 3-11-1』の通り、発注者による事前調査の実施と調査結果の工法・工期・積算への反映に係る要望が多くなっています。

この結果は前回調査と同様な傾向となっており、公害(苦情)を防止するためには、施工業者のみならず、発注者側にもその責務を十分果たしてもらうことも必要であることがわかります。

建設副産物の処理状況

4. 建設副産物の調査結果

4-1 建設廃棄物の排出量

アンケート調査を実施し、回答を得た全 504 現場の建設廃棄物の予想排出量とリサイクル率の目標値を、その種類ごとにまとめたものを『表 4-1-1』に示します。

表 4-1-1 予想排出量とリサイクル率の目標値

	廃棄物の種類	予想総排出量(t)	リサイクル率目標値(%)
特定建設資材 廃棄物	コンクリート塊	8,241,434	99
	建設発生木材	117,939	99
	アスファルト・コンクリート塊	1,851,637	100
	小計	10,211,010	
特定建設資材 廃棄物以外の 建設廃棄物	建設汚泥	4,931,302	97
	がれき類	211,547	93
	木くず	105,378	97
	紙くず	4,023	91
	金属くず	175,413	98
	廃プラスチック類	17,161	80
	ガラスくず及び陶磁器くず	1,738	51
	廃石膏ボード	1,710	79
	廃石綿等	214	0
	石綿含有産業廃棄物	1,456	0
	水銀使用製品産業廃棄物	6	17
	混合廃棄物	254,093	90
	その他分別された廃棄物	39,633	82
	小計	5,743,674	
	計	15,954,684	

【注】・リサイクル率の数値は、現場で設定している目標値を示す。

・予想総数量は工事完了するまでの予想数量で、調査時の実績総排出量ではない。

4-1-1 特定建設資材廃棄物

建設廃棄物のうち、特定建設資材廃棄物であるコンクリート塊、建設発生木材、アスファルト・コンクリート塊に関して、回答を得た 504 現場の計画総排出量の合計は 10,211,010t で『表 4-1-2』に示します。

種類別に見ると、コンクリート塊は 99%が再資源化されています。

建設発生木材は 667tが減容化され、117,073tが再資源化されており、全体としてリサイクル目標値は 99%となっています。

アスファルト・コンクリート塊は 1,843,199tが再資源化されており、全体としてリサイクル目標値は 100%となっています。

表 4-1-2 特定建設資材廃棄物の排出量

(単位 t)

特定建設資材 廃棄物の種類	①再資源化	②減容化(縮減)		③最終処分		廃棄物の総排出量 (計画総数量) ①+②+③
	計画数量	内 訳	計画 数量	内 訳	計画 数量	
コンクリート塊	8,188,245			直 接	53,189	8,241,434
建設発生木材	117,073	処理施設へ 搬入して縮減	667	直 接	199	117,939
アスファルト・ コンクリート塊	1,843,199			直 接	8,438	1,851,637

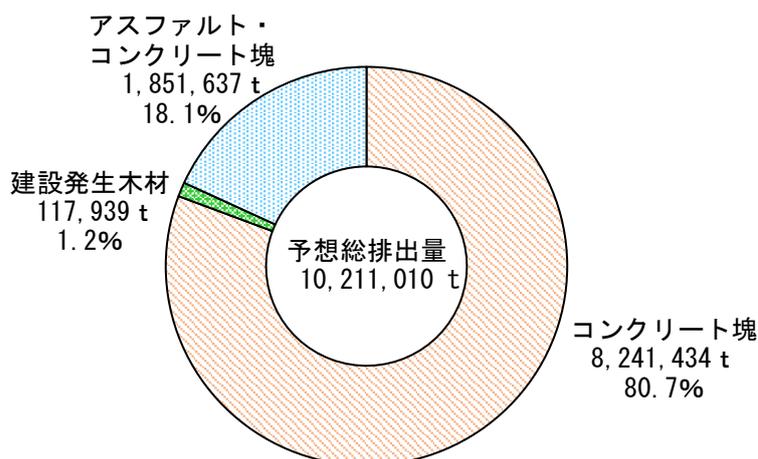


図 4-1-1 特定建設資材廃棄物種類別予想排出量

4-1-2 特定建設資材廃棄物以外の建設廃棄物

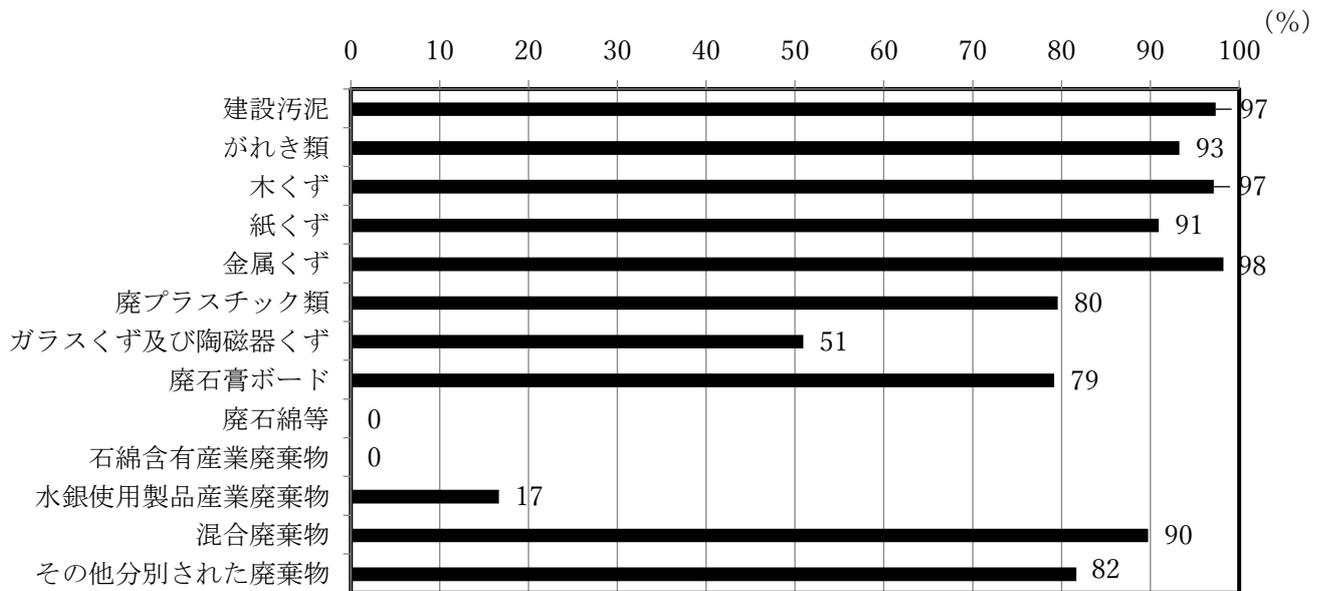
特定建設資材廃棄物以外の建設廃棄物の計画総排出量の合計は 5,743,674t です。なお廃棄物の種類別計画総排出量を『表 4-1-3』に示します。

汚泥、がれき類、木くず、紙くず、金属くず、混合廃棄物、その他の廃棄物のリサイクル率は 80%以上の目標値を設定し、廃プラスチック類、ガラスくず及び陶磁器くず、廃石膏ボード、廃石綿等、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物の目標値は 0~80%となっています。

今回の調査では、建設汚泥が特定建設資材廃棄物を含めた計画総排出量の 31%を占める結果となっています。

表 4-1-3 特定建設資材廃棄物以外の建設廃棄物の種類別計画総排出量

特定建設資材廃棄物以外の建設廃棄物の種類	廃棄物の排出量	具体的な品目例	リサイクル率
	計画総数量 (単位t)		目標値(%)
建設汚泥	4,931,302	場所打ち杭工法、SMW 工法等で生ずる廃泥水等	97
がれき類	211,547	コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊を除くれんが破片等	93
木くず	105,378	建設発生木材を除く伐開材、除根材等	97
紙くず	4,023	梱包材、ダンボール、壁紙くず等	91
金属くず	175,413	鉄骨鉄筋くず、金属加工くず、足場パイプ等	98
廃プラスチック類	17,161	廃発泡スチロール等梱包材、廃ビニール等	80
ガラスくず及び陶磁器くず	1,738	ガラスくず、タイル衛生陶磁器くず、耐火れんが等	51
廃石膏ボード	1,710	石膏ボード	79
廃石綿等	214	飛散性の石綿等:吹付け石綿、石綿保温材等	0
石綿含有産業廃棄物	1,456	非飛散性の石綿含有廃棄物:石綿スレート等	0
水銀使用製品産業廃棄物	6	蛍光灯等	17
混合廃棄物	254,093		90
その他分別された廃棄物	39,633		82



※リサイクル率の目標値は、目標値が記入されたものの平均である。

図 4-1-2 特定建設資材廃棄物以外の種類別リサイクル率目標値

4-2 建設汚泥

4-2-1 建設汚泥の発生状況

建設汚泥の発生あるいは発生予定とする現場は、全回答 504 現場の内 312 現場(62%)でした。

表 4-2-1 建設汚泥の発生現場数

	回答現場数	建設汚泥発生数	割合(%)
道路工事・鉄道工事	504	312	62

4-2-2 建設汚泥の処分方法と処分先の指定・自由の別

建設汚泥の発生があると回答を得た 312 現場において報告された処分についてまとめます。処分方法および指定処分と自由処分の件数と割合は、『表 4-2-2 』のようになります。

表 4-2-2 建設汚泥の処分方法(指定処分・自由処分)

処分方法		処分件数	割合(%)	
指定処分	中間処理	最終処分場	51	15
		再生処理・再生利用		
		自ら利用		
	個別指定	他社工事が改良等して再生利用		
		排出現場で改良等し、他社工事で再生利用		
		その他		
自由処分	中間処理	最終処分場	296	85
		再生処理・再生利用		
		自ら利用		
	個別指定	他社工事が改良等して再生利用		
		排出現場で改良等し、他社工事で再生利用		
		その他		
計		347	100	

【注】複数回答含む

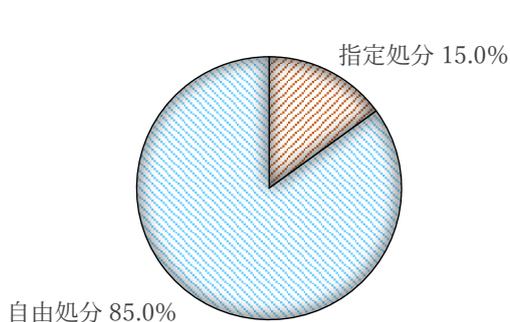


図 4-2-1 建設汚泥の処分先の指定・自由の別

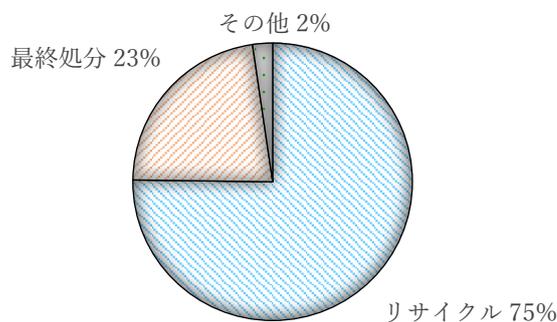


図 4-2-2 建設汚泥の最終処分場・リサイクルの別

処分件数 347 件の内、指定処分は 51 件(15%)で、自由処分は 296 件(85%)となっています。『図 4-2-1』 また、リサイクルされているのは 261 件(75%)で、最終処分されているのは 78 件(23%)となっています。『図 4-2-2』

4-2-3 建設汚泥の都道府県別発生場所と搬出先

建設汚泥の発生場所と搬出先の都道府県別数をサンプルとして、発生場所および搬出先件数を集計したものを『表 4-2-3』に示します。

表 4-2-3 建設汚泥の都道府県別発生場所と搬出先

発生場所	搬出件数		同県へ搬出		他県へ搬出		
	件数	割合 (%)	件数	割合 (%)	件数	割合 (%)	搬出先
北海道	27	8.2	27	11.6	0	0	
岩手県	2	0.6	2	0.9	0	0	
宮城県	3	0.9	3	1.3	0	0	
秋田県	3	0.9	3	1.3	0	0	
山形県	1	0.3	0	0.0	1	1.0	宮城県
福島県	8	2.4	6	2.6	2	2.1	宮城県
茨城県	2	0.6	1	0.4	1	1.0	千葉県
群馬県	1	0.3	1	0.4	0	0	
埼玉県	5	1.5	4	1.7	1	1.0	東京都
千葉県	5	1.5	4	1.7	1	1.0	埼玉県
東京都	59	17.9	20	8.6	39	40.6	埼玉県、神奈川県、千葉県、宮城県
神奈川県	22	6.7	16	6.9	6	6.3	東京、千葉、北海道、青森、山口、福岡
新潟県	6	1.8	6	2.6	0	0	
富山県	3	0.9	2	0.9	1	1.0	新潟県
石川県	7	2.1	6	2.6	1	1.0	福井県
福井県	22	6.7	18	7.7	4	4.2	滋賀県
山梨県	1	0.3	0	0.0	1	1.0	埼玉県
長野県	3	0.9	3	1.3	0	0	
岐阜県	11	3.3	6	2.6	5	5.2	愛知県、三重県、福井県、未定
静岡県	8	2.4	6	2.6	2	2.1	東京都、神奈川県
愛知県	18	5.5	15	6.4	3	3.1	岐阜県、三重県
三重県	4	1.2	3	1.3	1	1.0	愛知県
滋賀県	11	3.3	4	1.7	7	7.3	京都、三重、和歌山、大阪、大分、福岡
京都府	10	3.0	7	3.0	3	3.1	滋賀県、大阪府、兵庫県
大阪府	22	6.7	15	6.4	7	7.3	京都府、兵庫県、岡山県、大分県
兵庫県	12	3.6	5	2.1	7	7.3	大阪府
奈良県	5	1.5	5	2.1	0	0	
和歌山県	6	1.8	6	2.6	0	0	
鳥取県	1	0.3	1	0.4	0	0	
島根県	1	0.3	1	0.4	0	0	
岡山県	4	1.2	4	1.7	0	0	
広島県	10	3.0	9	3.9	1	1.0	山口県
山口県	3	0.9	2	0.9	1	1.0	広島県
徳島県	2	0.6	2	0.9	0	0	
香川県	2	0.6	2	0.9	0	0	
愛媛県	6	1.8	6	2.6	0	0	
高知県	1	0.3	1	0.4	0	0	
福岡県	2	0.6	2	0.9	0	0	
長崎県	5	1.5	5	2.1	0	0	
熊本県	1	0.3	1	0.4	0	0	
大分県	1	0.3	1	0.4	0	0	
鹿児島県	1	0.3	0	0.0	1	1.0	福岡県
沖縄県	2	0.6	2	0.9	0	0	
計	329	100	233	71	96	29	

【注】複数回答含む

建設汚泥の都道府県別発生場所は、東京都が 59 件(18%)、次いで北海道が 27 件(8%)、神奈川は 22 件(7%)と続いています。『図 4-2-3』

また、都道府県別搬出先は北海道 28 件(9%)、神奈川県 25 件(8%)、大阪府 24 件(7%)と続いています。『図 4-2-4』

同じ都道府県内への搬出が 71%あり、他都道府県への搬出が 29%であり、約7割が発生場所の都道府県で処分されています。『表 4-2-3』

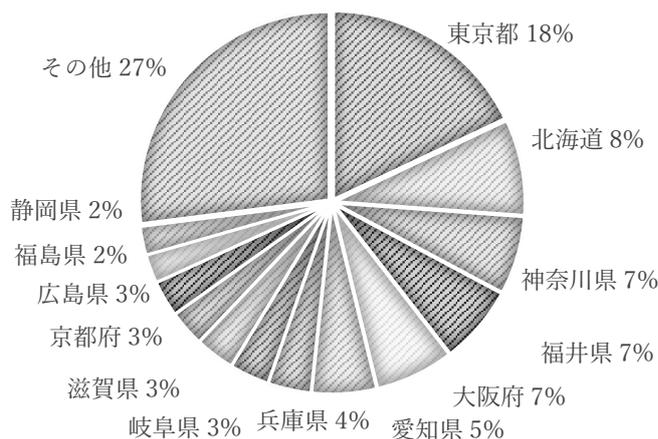


図 4-2-3 建設汚泥の発生場所

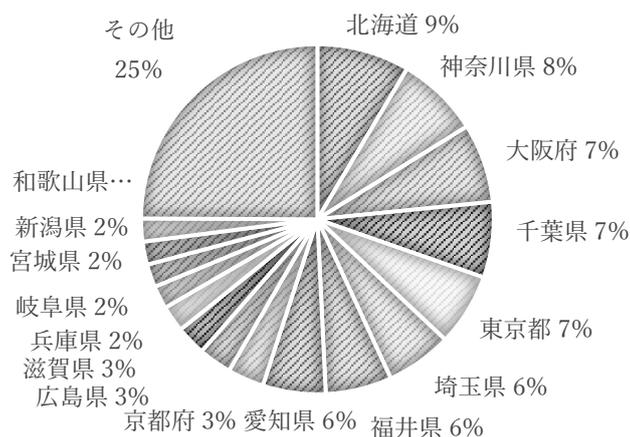


図 4-2-4 建設汚泥の搬出先

4-3 コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊

4-3-1 コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊の発生状況

コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊(以後コンクリート塊とアスファルト・コンクリート塊を合わせる場合はコンクリート塊類と記す)の発生あるいは発生予定とする現場は、全回答 504 現場の内、479 現場(95%)でした。

表 4-3-1 コンクリート塊類の発生現場数

	回答現場数	コンクリート塊類発生数	割合 (%)
道路工事・鉄道工事	504	479	95

4-3-2 コンクリート塊類の処分方法と都道府県別処分先の指定・自由の別

コンクリート塊類があったと回答された現場において報告された処分についてまとめます。処分方法および指定処分と自由処分の件数と割合は、『表 4-3-2』のようになります。

表 4-3-2 コンクリート塊類の処分方法(指定・自由処分)

処分方法		処分件数		割合(%)	
指定処分	直接最終処分場	1	74	0	16
	中間処理再生利用	72		15	
	自ら利用	1		0	
	個別指定	0		0	
	その他	0		0	
自由処分	直接最終処分場	9	401	2	84
	中間処理再生利用	386		81	
	自ら利用	1		0	
	個別指定	5		1	
	その他	0		0	
計		475		100	

【注】複数回答含む

処分件数 475 件の内、指定処分は 74 件(16%)で自由処分は 401 件(84%)となっています。『図 4-3-1』また、リサイクルされているのは 465 件(98%)で、最終処分されているのは 10 件(2%)となっています。『図 4-3-2』

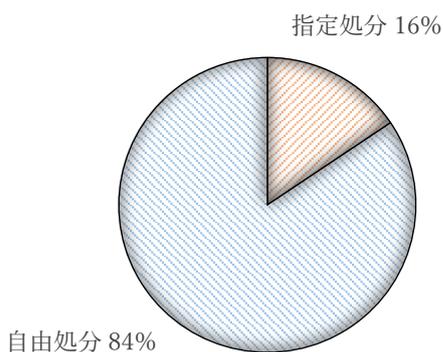


図 4-3-1 コンクリート塊類の処分の指定・自由の別

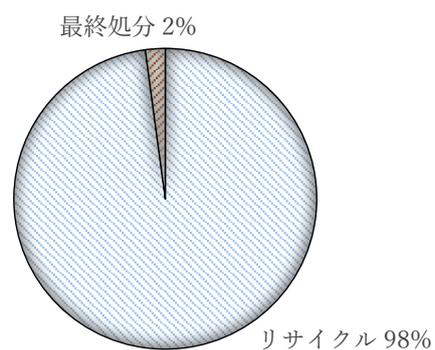


図 4-3-2 コンクリート塊類の最終処分とリサイクルの別

4-3-3 コンクリート塊類の都道府県別発生場所と搬出先

コンクリート塊類の発生場所と搬出先の都道府県別数をサンプルとして、発生場所および搬出先の件数を集計したものを『表 4-3-3』に示します。

表 4-3-3 コンクリート塊類の都道府県別発生場所と搬出先

発生場所	搬出件数		同都道府県へ搬出		他道府県へ搬出		
	件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)	搬出先
北海道	27	5.7	27	6.6	0	0	
青森県	1	0.2	1	0.2	0	0	
岩手県	4	0.8	4	1.0	0	0	
宮城県	7	1.5	7	1.7	0	0	
秋田県	3	0.6	3	0.7	0	0	
山形県	1	0.2	1	0.2	0	0	
福島県	9	1.9	9	2.2	0	0	
茨城県	5	1.1	4	1.0	1	1.6	東京都
栃木県	1	0.2	1	0.2	0	0	
群馬県	3	0.6	2	0.5	1	1.6	埼玉県
埼玉県	6	1.3	6	1.5	0	0	
千葉県	5	1.1	4	1.0	1	1.6	埼玉県
東京都	69	14.6	39	9.6	30	46.9	埼玉、千葉、神奈川、茨城
神奈川県	29	6.1	26	6.4	3	4.7	東京都、静岡県
新潟県	11	2.3	11	2.7	0	0	
富山県	3	0.6	2	0.5	1	1.6	新潟県
石川県	9	1.9	8	2.0	1	1.6	福井県
福井県	29	6.1	28	6.9	1	1.6	岐阜県
山梨県	3	0.6	3	0.7	0	0	
長野県	10	2.1	8	2.0	2	3.1	山梨県、群馬県
岐阜県	17	3.6	15	3.7	2	3.1	愛知県、福井県
静岡県	14	3.0	14	3.4	0	0	
愛知県	22	4.7	21	5.1	1	1.6	三重県
三重県	10	2.1	8	2.0	2	3.1	愛知県、和歌山県
滋賀県	14	3.0	11	2.7	3	4.7	京都府、奈良県
京都府	13	2.8	13	3.2	0	0	
大阪府	34	7.2	23	5.6	11	17.2	兵庫県
兵庫県	14	3.0	14	3.4	0	0	
奈良県	8	1.7	7	1.7	1	1.6	和歌山県
和歌山県	11	2.3	11	2.7	0	0	
鳥取県	2	0.4	1	0.2	1	1.6	岡山県
島根県	3	0.6	3	0.7	0	0	
岡山県	11	2.3	11	2.7	0	0	
広島県	13	2.8	12	2.9	1	1.6	島根県
山口県	3	0.6	3	0.7	0	0	
徳島県	4	0.8	4	1.0	0	0	
香川県	2	0.4	2	0.5	0	0	
愛媛県	11	2.3	11	2.7	0	0	
高知県	2	0.4	2	0.5	0	0	
福岡県	11	2.3	11	2.7	0	0	
佐賀県	1	0.2	1	0.2	0	0	
長崎県	8	1.7	8	2.0	0	0	
熊本県	1	0.2	1	0.2	0	0	
大分県	3	0.6	2	0.5	1	1.6	福岡県
宮崎県	1	0.2	1	0.2	0	0	
鹿児島県	2	0.4	2	0.5	0	0	
沖縄県	2	0.4	2	0.5	0	0	
計	472	100%	408	86%	64	14%	

【注】複数回答含む

コンクリート塊類の都道府県別の発生場所は、東京都が 69 件(15%)、次いで大阪府が 34 件(7%)、神奈川県が 29 件(6%)、福井県が 29 件(6%)と続いています。『図 4-3-3』

また、搬出先は、東京都 41 件(9%)、神奈川県 32 件(7%)、福井県 30 件(6%)と続いています。『図 4-3-4』発生場所の同都道府県内への搬出が 86%あり、他道府県への搬出が 14%であり、8 割以上が発生都道府県で処分されています。『表 4-3-3』

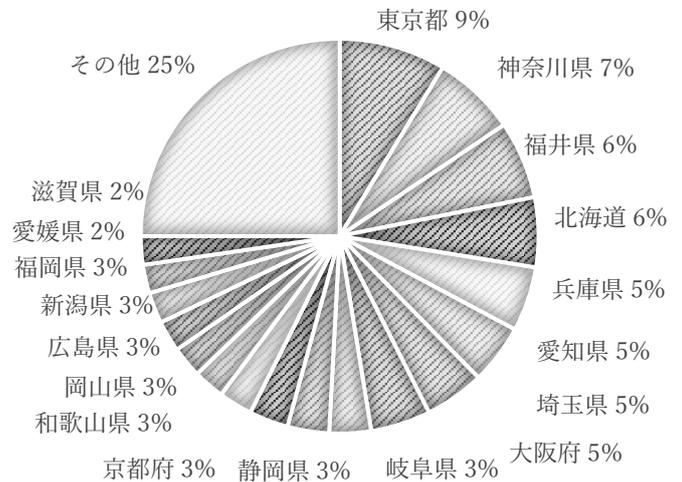
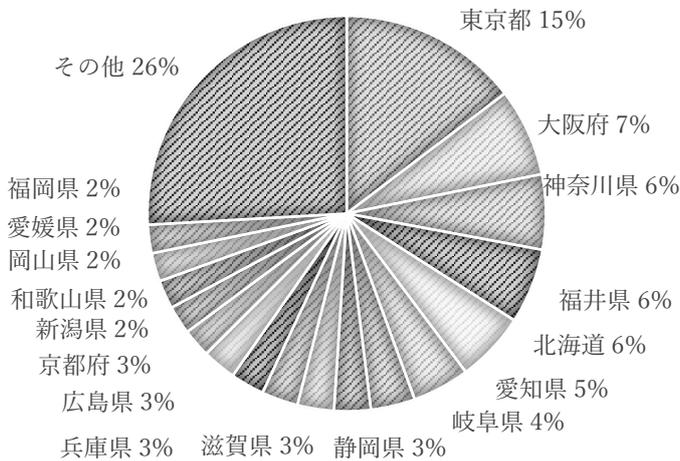


図 4-3-3 コンクリート塊類の発生場所

図 4-3-4 コンクリート塊類の搬出先

4-4 木くず類

建設発生木材および木くず(以後、建設発生木材および木くずを合わせて木くず類と記す)の発生する現場数とリサイクル割合を『表 4-4-1』から『表 4-4-4』に示します。

建設発生木材および木くずの発生あるいは発生予定とする現場は、全回答 504 現場のうち 352 現場、約 70%となります。リサイクル実施工事の平均リサイクル率は建設発生木材で 98.1%、木くずで 94.7%でした。

道路工事における発生状況は、全回答 342 現場のうち 225 現場、65.8%となります。また、リサイクル実施工事の、平均リサイクル率は建設発生木材で 99.2%、木くずで 93.4%でした。

鉄道工事における発生状況は、全回答 162 現場のうち 127 現場、78.4%となります。また、リサイクル実施工事の、平均リサイクル率は建設発生木材で 96.7%、木くずで 97.6%でした。

表 4-4-1 木くず類発生現場数

	回答現場数	発生工事数 (予定含)	割合 (%)
建設発生木材+木くず	504	352	69.8
建設発生木材	504	241	47.8
木くず	504	263	52.2

表 4-4-2 木くず類リサイクル

	発生工事数 (予定含)	リサイクル実施 工事数(予定含)	割合 (%)	平均 リサイクル率 (%)
建設発生木材	241	237	98.3	98.1
木くず	262	256	97.3	94.7

表 4-4-3 工種別木くず類発生現場数

		回答現場数	発生工事数 (予定含)	割合(%)
道路 工事	建設発生木材+木くず	342	225	65.8
	建設発生木材	342	131	38.3
	木くず	342	180	52.6
鉄道 工事	建設発生木材+木くず	162	127	78.4
	建設発生木材	162	110	67.9
	木くず	162	83	51.2

表 4-4-4 工種別木くず類リサイクル

		発生工事数 (予定含)	リサイクル実施 工事数(予定含)	割合(%)	平均 リサイクル率(%)
道路	建設発生木材	131	130	99.2	99.2
	木くず	180	173	96.1	93.4
鉄道	建設発生木材	110	107	97.3	96.7
	木くず	83	83	100.0	97.6

4-4-1 指定処分と自由処分

処分方法および指定処分と自由処分の件数と割合は、『表 4-4-5』のようになります。

発注者からの処分先指定は 15.1%となりました。また、排出先は中間処理施設への搬出が最も多くなっています。

道路工事、鉄道工事別に処分先を『表 4-4-6』、『表 4-4-7』に示します。道路工事では、指定処分が 17.4%でしたが、鉄道工事では 10.9%とやや低くなっています。処分方法としては中間処理施設搬入後再生処理・利用が約 80%を占めています。なお、道路工事では有償譲渡や個別指定が指定されています。

表 4-4-5 木くず類処分方法

処分方法		処分件数			割合(%)		
指定 処分	直接最終処分場	0			0.0		
	中間処理 施設	最終処分場	11	52	3.0	14.3	15.1
		再生処理・利用	41		11.3		
	自ら利用	0		55	0.0		
	個別指定	1			0.3		
	有償譲渡	2			0.5		
自由 処分	直接最終処分場	3			0.8		
	中間処理 施設	最終処分場	57	303	15.7	83.2	84.9
		再生処理・利用	246		67.6		
	自ら利用	0		306	0.0		
	個別指定	1			0.3		
	有償譲渡	2			0.5		
計		364			100		

【注】複数回答を含む。

表 4-4-6 木くず類処分方法(道路工事)

処分方法		処分件数			割合(%)				
指定処分	直接最終処分場		0		41	0.0		17.4	
	中間処理 施設	最終処分場	7	38		3.0	16.2		
		再生処理・利用	31			13.2			
	自ら利用		0			0.0			17.4
	個別指定		1			0.4			
	有償譲渡		2			0.9			
自由処分	直接最終処分場		1		194	0.4		82.6	
	中間処理 施設	最終処分場	35	190		14.9	80.9		
		再生処理・利用	155			66.0			
	自ら利用		0			0.0			82.1
	個別指定		1			0.4			
	有償譲渡		2			0.9			
計		235			100				

【注】複数回答を含む。

表 4-4-7 木くず類処分方法(鉄道工事)

処分方法		処分件数			割合(%)				
指定処分	直接最終処分場		0		14	0.0		10.9	
	中間処理 施設	最終処分場	4	14		3.1	10.9		
		再生処理・利用	10			7.8			
	自ら利用		0			0.0			10.9
	個別指定		0			0.0			
	有償譲渡		0			0.0			
自由処分	直接最終処分場		2		115	1.6		89.1	
	中間処理 施設	最終処分場	22	113		17.1	87.6		
		再生処理・利用	91			70.5			
	自ら利用		0			0.0			87.6
	個別指定		0			0.0			
	有償譲渡		0			0.0			
計		129			100				

【注】複数回答を含む。

4-4-2 都道府県別発生場所と搬出先

木くず類の都道府県別発生場所と搬出先の自治体件数および割合を処分方法別に『表 4-4-8』から『表 4-4-13』に示します。中間処理施設経由の再生利用が 287 件と最も多く、次いで中間処理施設経由最終処分の 68 件となっています。中間処理施設経由の再生利用では、搬出先自治体は同都道府県が 75.3%を占める結果となりました。

表 4-4-8 木くず類の都道府県別発生場所と直接最終処分先

発生場所	搬出先	件数	割合(%)	搬出先他都道府県
北海道	発生と同じ都道府県	1	33.3	
	他の都道府県	0	0.0	
東京都	発生と同じ都道府県	0	0.0	埼玉県
	他の都道府県	1	33.3	
愛媛県	発生と同じ都道府県	0	0.0	
	他の都道府県	1	33.3	
計	発生と同じ都道府県	2	66.7	
	他の都道府県	1	33.3	

【注】複数回答含む

表 4-4-9 木くず類の都道府県別発生場所と中間処理施設経由最終処分先

発生場所	搬出先	件数	割合(%)	搬出先他都道府県
北海道	発生と同じ都道府県	4	5.6	
	他の都道府県	0	0	
秋田県	発生と同じ都道府県	2	2.8	
	他の都道府県	0	0	
宮城県	発生と同じ都道府県	1	1.4	
	他の都道府県	0	0	
福島県	発生と同じ都道府県	1	1.4	
	他の都道府県	0	0	
茨城県	発生と同じ都道府県	1	1.4	
	他の都道府県	0	0	
東京都	発生と同じ都道府県	6	8.5	茨城県 1 件、群馬県 1 件、埼玉県 3 件、千葉県 2 件、神奈川県 2 件
	他の都道府県	9	12.7	
神奈川県	発生と同じ都道府県	2	2.8	山梨県 1 件、静岡県 1 件、東京都 1 件
	他の都道府県	3	4.2	
新潟県	発生と同じ都道府県	1	1.4	
	他の都道府県	0	0	
富山県	発生と同じ都道府県	1	1.4	
	他の都道府県	0	0	
石川県	発生と同じ都道府県	3	4.2	
	他の都道府県	0	0	
福井県	発生と同じ都道府県	6	8.5	
	他の都道府県	0	0	
長野県	発生と同じ都道府県	2	2.8	
	他の都道府県	0	0	
岐阜県	発生と同じ都道府県	2	2.8	愛知県 1 件
	他の都道府県	1	1.4	
静岡県	発生と同じ都道府県	3	4.2	
	他の都道府県	0	0	
愛知県	発生と同じ都道府県	2	2.8	
	他の都道府県	0	0	
三重県	発生と同じ都道府県	2	2.8	
	他の都道府県	0	0	
大阪府	発生と同じ都道府県	4	5.6	兵庫県 3 件
	他の都道府県	3	4.2	
兵庫県	発生と同じ都道府県	1	1.4	未定 1 件
	他の都道府県	1	1.4	
和歌山県	発生と同じ都道府県	1	1.4	
	他の都道府県	0	0	
広島県	発生と同じ都道府県	1	1.4	
	他の都道府県	0	0	
徳島県	発生と同じ都道府県	2	2.8	
	他の都道府県	0	0	
愛媛県	発生と同じ都道府県	2	2.8	
	他の都道府県	0	0	
高知県	発生と同じ都道府県	1	1.4	
	他の都道府県	0	0	
佐賀県	発生と同じ都道府県	1	1.4	
	他の都道府県	0	0	
長崎県	発生と同じ都道府県	1	1.4	
	他の都道府県	0	0	
計	発生と同じ都道府県	54	76.1	
	他の都道府県	17	23.9	

※処分先が未定の場合は「他の都道府県」として集計【注】複数回答含む

表 4-4-10 木くず類の発生場所と中間処理経由再生利用

発生場所	搬出先	件数	割合(%)	搬出先他都道府県
北海道	発生と同じ都道府県	21	7.2	
	他の都道府県	0	0	
岩手県	発生と同じ都道府県	3	1.0	
	他の都道府県	0	0	
宮城県	発生と同じ都道府県	6	2.1	
	他の都道府県	0	0	
秋田県	発生と同じ都道府県	2	0.7	
	他の都道府県	0	0	
福島県	発生と同じ都道府県	7	2.4	宮城県 1 件
	他の都道府県	1	0.3	
茨城県	発生と同じ都道府県	2	0.7	東京都 1 件
	他の都道府県	1	0.3	
栃木県	発生と同じ都道府県	1	0.3	
	他の都道府県	0	0	
群馬県	発生と同じ都道府県	1	0.3	
	他の都道府県	0	0	
埼玉県	発生と同じ都道府県	2	0.7	東京都 1 件
	他の都道府県	1	0.3	
千葉県	発生と同じ都道府県	3	1.0	未定 1 件
	他の都道府県	1	0.3	
東京都	発生と同じ都道府県	14	4.8	埼玉県 11 件、千葉県 3 件、 神奈川県 5 件、未定 4 件
	他の都道府県	23	7.9	
神奈川県	発生と同じ都道府県	12	4.1	群馬県 1 件、東京都 1 件、 静岡県 1 件
	他の都道府県	3	1.0	
新潟県	発生と同じ都道府県	7	2.4	
	他の都道府県	0	0	
富山県	発生と同じ都道府県	2	0.7	
	他の都道府県	0	0	
石川県	発生と同じ都道府県	5	1.7	福井県 1 件
	他の都道府県	1	0.3	
福井県	発生と同じ都道府県	12	4.1	岐阜県 1 件、滋賀県 2 件、 大阪府 1 件
	他の都道府県	4	1.4	
山梨県	発生と同じ都道府県	1	0.3	群馬県 1 件
	他の都道府県	1	0.3	
長野県	発生と同じ都道府県	6	2.1	
	他の都道府県	0	0	
岐阜県	発生と同じ都道府県	8	2.7	愛知県 3 件
	他の都道府県	3	1.0	
静岡県	発生と同じ都道府県	7	2.4	山梨県 1 件
	他の都道府県	1	0.3	
愛知県	発生と同じ都道府県	9	3.1	岐阜県 3 件、静岡県 1 件
	他の都道府県	4	1.4	
三重県	発生と同じ都道府県	3	1.0	
	他の都道府県	0	0	
滋賀県	発生と同じ都道府県	5	1.7	三重県 2 件、京都府 4 件、 大阪府 1 件、兵庫県 1 件
	他の都道府県	8	2.7	
京都府	発生と同じ都道府県	9	3.1	大阪府 1 件、兵庫県 1 件、 三重県 1 件
	他の都道府県	3	1.0	

発生場所	搬出先	件数	割合(%)	搬出先他都道府県
大阪府	発生と同じ都道府県	9	3.1	三重県1件、兵庫県6件、奈良県1件、三重県1件、大分県1件
	他の都道府県	10	3.4	
兵庫県	発生と同じ都道府県	7	2.4	大阪府1件、鳥取県2件
	他の都道府県	3	1.0	
奈良県	発生と同じ都道府県	4	1.4	三重県1件、和歌山県1件
	他の都道府県	2	0.7	
和歌山県	発生と同じ都道府県	8	2.7	未定1件
	他の都道府県	1	0.3	
鳥取県	発生と同じ都道府県	1	0.3	
	他の都道府県	0	0	
島根県	発生と同じ都道府県	1	0.3	
	他の都道府県	0	0	
岡山県	発生と同じ都道府県	9	3.1	
	他の都道府県	0	0	
広島県	発生と同じ都道府県	5	1.7	
	他の都道府県	0	0	
山口県	発生と同じ都道府県	2	0.7	
	他の都道府県	0	0	
徳島県	発生と同じ都道府県	1	0.3	
	他の都道府県	0	0	
香川県	発生と同じ都道府県	1	0.3	
	他の都道府県	0	0	
愛媛県	発生と同じ都道府県	6	2.1	
	他の都道府県	0	0	
高知県	発生と同じ都道府県	1	0.3	
	他の都道府県	0	0	
福岡県	発生と同じ都道府県	4	1.4	
	他の都道府県	0	0	
長崎県	発生と同じ都道府県	5	1.7	
	他の都道府県	0	0	
熊本県	発生と同じ都道府県	1	0.3	
	他の都道府県	0	0	
大分県	発生と同じ都道府県	2	0.7	福岡県1件
	他の都道府県	1	0.3	
宮崎県	発生と同じ都道府県	1	0.3	
	他の都道府県	0	0	
鹿児島県	発生と同じ都道府県	2	0.7	
	他の都道府県	0	0	
沖縄県	発生と同じ都道府県	1	0.3	
	他の都道府県	0	0	
計	発生と同じ都道府県	219	75.3	
	他の都道府県	72	24.7	

※処分先が未定の場合は「他の都道府県」として集計

【注】複数回答含む

表 4-4-11 木くず類の発生場所と自ら利用地

発生場所	搬出先	件数	割合(%)
計	発生と同じ都道府県	0	0
	他の都道府県	0	0

【注】複数回答含む

表 4-4-12 木くず類の発生場所と個別指定先

発生場所	搬出先	件数	割合(%)	搬出先他都道府県
大阪府	発生と同じ都道府県	0	0	兵庫県 1 件
	他の都道府県	1	50.0	
愛媛県	発生と同じ都道府県	1	50.0	
	他の都道府県	0	0	
計	発生と同じ都道府県	1	50.0	
	他の都道府県	1	50.0	

【注】複数回答含む

表 4-4-13 木くず類の発生場所と有償譲渡先

発生場所	搬出先	件数	割合(%)	搬出先他都道府県
静岡県	発生と同じ都道府県	1	25.0	
	他の都道府県	0	0	
兵庫県	発生と同じ都道府県	2	50.0	
	他の都道府県	0	0	
広島県	発生と同じ都道府県	1	25.0	
	他の都道府県	0	0	
計	発生と同じ都道府県	4	100.0	
	他の都道府県	0	0	

【注】複数回答含む

4-5 建設発生土

建設発生土の発生あるいは発生予定がある現場は、全 504 現場の内 320 現場、約 64%となります。また、一つの発生現場で複数の処分方法をとっている場合があったので、建設発生土の発生件数の合計は 477 件となります。

1 工事当たりの建設発生土発生量は、道路工事の 124,517t に対し、鉄道工事では、若干多く 137,266t となっています。

表 4-5-1 建設発生土発生現場数および発生量

	回答現場数	発生工事数(予定含む)	割合(%)	発生件数合計	発生量(t)	発生工事数当たり発生量(t/件)
道路工事	342	191	55.8	268	23,782,842	124,517
鉄道工事	162	129	79.6	209	17,707,342	137,266
計	504	320	63.5	477	41,490,184	129,657

4-5-1 建設発生土の処分状況

発生件数 477 件のうち、一般残土は 399 件、汚染土は 78 件となっています。

建設発生土の発生件数 477 件の処分指示(自由、指示)、処分先の区分(公共、民間)、処分方法(土捨て場、工事間利用、現場内利用、汚染土壌処理施設、その他)を『表 4-5-2』から『表 4-5-6』に示します。

指定処分は道路工事では 82.5%あり、鉄道工事 51.7%でした。また、公共施設への搬出は、道路工事では 61.6%あり、鉄道工事 34.0%でした。

処分方法は道路工事では土捨て場への搬出が最も多く 36.6%を占め、次いで工事間利用(33.2%)、となっています。鉄道工事でも、土捨て場への搬出が最も多く 55.0%を占め、次いで汚染土壌処理施設(16.3%)、となっています。なお、この傾向は、発注者からの指定及び自由処分に影響していませんでした。

なお、汚染土の処分では 42.3%が指定処分であり、85.9%の汚染土は汚染土壌処理施設に搬出されています。なお、汚染土の土捨て場への搬出 2 件、現場内利用 6 件、その他 2 件が指定されています。

表 4-5-2 建設発生土の処分指示

処分指示	一般残土発生件数 (予定含む)	割合 (%)	汚染土発生件数 (予定含む)	割合 (%)	発生土発生件数 (予定含む)	割合 (%)
道路工事						
指定処分	198	86.5	23	59.0	221	82.5
自由処分	31	13.5	16	41.0	47	17.5
計	229	100	39	100	268	100
鉄道工事						
指定処分	98	57.6	10	25.6	108	51.7
自由処分	72	42.4	29	74.4	101	48.3
計	170	100	39	100	209	100
全工事						
指定処分	296	74.2	33	42.3	329	69.0
自由処分	103	25.8	45	57.7	148	31.0
計	399	100	78	100	477	100

【注】複数回答含む

表 4-5-3 建設発生土の処分先(公共・民間)区分

処分先	一般残土発生件数 (予定含む)	割合 (%)	汚染土発生件数 (予定含む)	割合 (%)	発生土発生件数 (予定含む)	割合 (%)
道路工事						
公共	153	66.8	12	30.8	165	61.6
民間	76	33.2	27	69.2	103	38.4
計	229	100	39	100	268	100
鉄道工事						
公共	63	37.1	8	20.5	71	34.0
民間	107	62.9	31	79.5	138	66.0
計	170	100	39	100	209	100
全工事						
公共	216	54.1	20	25.6	236	49.5
民間	183	45.9	58	74.4	241	50.5
計	399	100	78	100	477	100

【注】複数回答含む

表 4-5-4 建設発生土の処分方法

処分方法	一般残土発生件数 (予定含む)	割合 (%)	汚染土発生件数 (予定含む)	割合 (%)	発生土発生件数 (予定含む)	割合 (%)
道路工事						
土捨て場	97	42.4	1	2.6	98	36.6
工事間利用	89	38.9	0	0	89	33.2
現場内利用	29	12.7	5	12.8	34	12.7
汚染土壌処理施設	0	0	33	84.6	33	12.3
その他	14	6.1	0	0	14	5.2
計	229	100	39	100	268	100
鉄道工事						
土捨て場	114	67.1	1	2.6	115	55.0
工事間利用	30	17.6	0	0	30	14.4
現場内利用	14	8.2	2	5.1	16	7.7
汚染土壌処理施設	0	0	34	87.2	34	16.3
その他	12	7.1	2	5.1	14	6.7
計	170	100	39	100	209	100
全工事						
土捨て場	211	52.9	2	2.6	213	44.7
工事間利用	119	29.8	0	0	119	24.9
現場内利用	43	10.8	7	9.0	50	10.5
汚染土壌処理施設	0	0	67	85.9	67	14.0
その他	26	6.5	2	2.6	28	5.9
計	399	100	78	100	477	100

【注】複数回答含む

表 4-5-5 建設発生土の処分方法(指定)

処分方法	一般残土発生件数 (予定含む)	割合 (%)	汚染土発生件数 (予定含む)	割合 (%)	発生土発生件数 (予定含む)	割合 (%)
道路工事						
土捨て場	78	39.4	1	4.3	79	35.7
工事間利用	84	42.4	0	0	84	38.0
現場内利用	27	13.6	5	21.7	32	14.5
汚染土壌処理施設	0	0	17	73.9	17	7.7
その他	9	4.5	0	0	9	4.1
計	198	100	23	100	221	100
鉄道工事						
土捨て場	55	56.1	1	10.0	56	51.9
工事間利用	24	24.5	0	0	24	22.2
現場内利用	10	10.2	1	10.0	11	10.2
汚染土壌処理施設	0	0	6	60.0	6	5.6
その他	9	9.2	2	20.0	11	10.2
計	98	100	10	100	108	100
全工事						
土捨て場	133	44.9	2	6.1	135	41.0
工事間利用	108	36.5	0	0	108	32.8
現場内利用	37	12.5	6	18.2	43	13.1
汚染土壌処理施設	0	0	23	69.7	23	7.0
その他	18	6.1	2	6.1	20	6.1
計	296	100	33	100	329	100

【注】複数回答含む

表 4-5-6 建設発生土の処分方法(自由)

処分方法	一般残土発生件数 (予定含む)	割合 (%)	汚染土発生件数 (予定含む)	割合 (%)	発生土発生件数 (予定含む)	割合 (%)
道路工事						
土捨て場	19	61.3	0	0	19	40.4
工事間利用	5	16.1	0	0	5	10.6
現場内利用	2	6.5	0	0	2	4.3
汚染土壌処理施設	0	0	16	100	16	34.0
その他	5	16.1	0	0	5	10.6
計	31	100	16	100	47	100
鉄道工事						
土捨て場	59	81.9	0	0	59	58.4
工事間利用	6	8.3	0	0	6	5.9
現場内利用	4	5.6	1	3.4	5	5.0
汚染土壌処理施設	0	0	28	96.6	28	27.7
その他	3	4.2	0	0	3	3.0
計	72	100	29	100	101	100
全工事						
土捨て場	78	75.7	0	0	78	52.7
工事間利用	11	10.7	0	0	11	7.4
現場内利用	6	5.8	1	2.2	7	4.7
汚染土壌処理施設	0	0	44	97.8	44	29.7
その他	8	7.8	0	0	8	5.4
計	103	100	45	100	148	100

【注】複数回答含む

4-5-2 一般残土の都道府県別搬出先

一般残土の処理方法毎の都道府県別発生場所と搬出先の関係を『表 4-5-7』から『表 4-5-9』に示します。表から読み取れる特筆事項を下記に示します。

- ・ほぼ件数の82%が発生場所である同じ都県内処理となっている。
- ・土捨て場への搬出が処分方法として最も多く、次いで工事間利用、場内利用となっている。
- ・他府県への処分方法は土捨て場の件数が最も多く、他都道府県移動の約6割を超えている。

表 4-5-7 一般残土の都道府県別発生場所と搬出先

発生場所	搬出先	件数	割合(%)	搬出先他都道府県
北海道	発生と同じ都道府県	30	7.5	
	他の都道府県	0	0	
青森県	発生と同じ都道府県	1	0.3	
	他の都道府県	0	0	
宮城県	発生と同じ都道府県	4	1.0	
	他の都道府県	0	0	
秋田県	発生と同じ都道府県	2	0.5	
	他の都道府県	0	0	
福島県	発生と同じ都道府県	9	2.3	宮城県 1 件
	他の都道府県	1	0.3	
茨城県	発生と同じ都道府県	2	0.5	
	他の都道府県	0	0	
栃木県	発生と同じ都道府県	1	0.3	
	他の都道府県	0	0	
埼玉県	発生と同じ都道府県	4	1.0	
	他の都道府県	0	0	
千葉県	発生と同じ都道府県	4	1.0	埼玉県 1 件
	他の都道府県	1	0.3	
東京都	発生と同じ都道府県	17	4.3	栃木県 4 件、埼玉県 22 件、千葉県 7 件、神奈川県 4 件、静岡県 2 件、未定 4 件
	他の都道府県	43	10.8	
神奈川県	発生と同じ都道府県	17	4.3	千葉県 1 件、東京都 1 件、山梨県 2 件
	他の都道府県	4	1.0	
新潟県	発生と同じ都道府県	9	2.3	
	他の都道府県	0	0	
富山県	発生と同じ都道府県	1	0.3	新潟県 1 件
	他の都道府県	1	0.3	
石川県	発生と同じ都道府県	9	2.3	福井県 1 件
	他の都道府県	1	0.3	
福井県	発生と同じ都道府県	41	10.3	石川県 1 件、滋賀県 1 件
	他の都道府県	2	0.5	
山梨県	発生と同じ都道府県	4	1.0	
	他の都道府県	0	0	
長野県	発生と同じ都道府県	9	2.3	群馬県 1 件
	他の都道府県	1	0.3	
岐阜県	発生と同じ都道府県	16	4.0	福井県 2 件
	他の都道府県	2	0.5	
静岡県	発生と同じ都道府県	13	3.3	長野県 1 件
	他の都道府県	1	0.3	
愛知県	発生と同じ都道府県	12	3.0	
	他の都道府県	0	0	

発生場所	搬出先	件数	割合(%)	搬出先他都道府県
三重県	発生と同じ都道府県	6	1.5	和歌山県 3 件
	他の都道府県	3	0.8	
滋賀県	発生と同じ都道府県	7	1.8	
	他の都道府県	0	0	
京都府	発生と同じ都道府県	13	3.3	
	他の都道府県	0	0	
大阪府	発生と同じ都道府県	18	4.5	京都府 1 件、兵庫県 3 件、広島県 2 件、山口県 1 件
	他の都道府県	7	1.8	
兵庫県	発生と同じ都道府県	8	2.0	山口県 1 件
	他の都道府県	1	0.3	
奈良県	発生と同じ都道府県	8	2.0	京都府 2 件、和歌山県 2 件
	他の都道府県	4	1.0	
和歌山県	発生と同じ都道府県	10	2.5	
	他の都道府県	0	0	
鳥取県	発生と同じ都道府県	1	0.3	
	他の都道府県	0	0	
島根県	発生と同じ都道府県	4	1.0	
	他の都道府県	0	0	
岡山県	発生と同じ都道府県	6	1.5	
	他の都道府県	0	0	
広島県	発生と同じ都道府県	7	1.8	
	他の都道府県	0	0	
山口県	発生と同じ都道府県	1	0.3	
	他の都道府県	0	0	
徳島県	発生と同じ都道府県	1	0.3	
	他の都道府県	0	0	
愛媛県	発生と同じ都道府県	7	1.8	
	他の都道府県	0	0	
高知県	発生と同じ都道府県	3	0.8	
	他の都道府県	0	0	
福岡県	発生と同じ都道府県	4	1.0	
	他の都道府県	0	0	
佐賀県	発生と同じ都道府県	1	0.3	
	他の都道府県	0	0	
長崎県	発生と同じ都道府県	11	2.8	
	他の都道府県	0	0	
熊本県	発生と同じ都道府県	2	0.5	
	他の都道府県	0	0	
大分県	発生と同じ都道府県	2	0.5	
	他の都道府県	0	0	
宮崎県	発生と同じ都道府県	1	0.3	
	他の都道府県	0	0	
沖縄県	発生と同じ都道府県	1	0.3	
	他の都道府県	0	0	
計	発生と同じ都道府県	327	82.0	
	他の都道府県	72	18.0	

【注】複数回答含む

表 4-5-8 一般残土の都道府県別発生場所と処分方法(同都道府県内処分) (件数)

発生場所	土捨て場	工事間利用	場内利用	汚染土処理施設	その他	計
北海道	19	4	3	0	4	30
青森県	0	0	0	0	1	1
宮城県	1	3	0	0	0	4
秋田県	1	0	0	0	1	2
福島県	3	3	3	0	0	9
茨城県	0	2	0	0	0	2
栃木県	0	0	1	0	0	1
埼玉県	3	1	0	0	0	4
千葉県	2	2	0	0	0	4
東京都	9	5	1	0	2	17
神奈川県	11	3	1	0	2	17
新潟県	2	4	1	0	2	9
富山県	1	0	0	0	0	1
石川県	8	0	1	0	0	9
福井県	20	17	3	0	1	41
山梨県	2	1	1	0	0	4
長野県	5	3	1	0	0	9
岐阜県	6	6	3	0	1	16
静岡県	5	6	2	0	0	13
愛知県	5	3	3	0	1	12
三重県	2	4	0	0	0	6
滋賀県	2	4	1	0	0	7
京都府	7	2	3	0	1	13
大阪府	9	5	2	0	2	18
兵庫県	7	1	0	0	0	8
奈良県	4	2	1	0	1	8
和歌山県	7	2	0	0	1	10
鳥取県	0	1	0	0	0	1
島根県	0	2	2	0	0	4
岡山県	2	2	2	0	0	6
広島県	5	2	0	0	0	7
山口県	0	1	0	0	0	1
徳島県	0	0	1	0	0	1
愛媛県	4	2	1	0	0	7
高知県	1	2	0	0	0	3
福岡県	4	0	0	0	0	4
佐賀県	1	0	0	0	0	1
長崎県	7	3	1	0	0	11
熊本県	0	2	0	0	0	2
大分県	0	1	0	0	1	2
宮崎県	1	0	0	0	0	1
沖縄県	1	0	0	0	0	1
計	167	101	38	0	21	327
割合(%)	51.1	30.9	11.6	0	6.4	100

【注】複数回答含む

表 4-5-9 一般残土の発生場所と処分方法(他都道府県処分)

(件数)

発生場所	土捨て場	工事間利用	場内利用	汚染土処理施設	その他	計
福島県	0	1	0	0	0	1
千葉県	1	0	0	0	0	1
東京都	27	8	4	0	4	43
神奈川県	2	2	0	0	0	4
富山県	1	0	0	0	0	1
石川県	1	0	0	0	0	1
福井県	2	0	0	0	0	2
長野県	0	0	0	0	1	1
岐阜県	1	1	0	0	0	2
静岡県	0	1	0	0	0	1
三重県	0	3	0	0	0	3
大阪府	6	1	0	0	0	7
兵庫県	1	0	0	0	0	1
奈良県	2	1	1	0	0	4
計	44	18	5	0	5	72
割合(%)	61.1	25.0	6.9	0	6.9	100

【注】複数回答含む

4-5-3 汚染土の都道府県別搬出先

処理方法毎の都道府県別発生場所と搬出先の関係を『表 4-5-10』から『表 4-5-11』に示します。
搬出先は一般残土と異なり、件数では他都道府県へ(18.0%)のほぼ倍の 37.2%となっています。
処分方法は汚染土処理施設へ 87.2%が搬出されています。

表 4-5-10 汚染土の都道府県別発生場所と搬出先と処分方法

(件数)

発生場所	搬出先	件数	割合(%)	搬出先他都道府県
北海道	発生と同じ都道府県	5	1.3	
	他の都道府県	0	0	
岩手県	発生と同じ都道府県	2	0.5	
	他の都道府県	0	0	
福島県	発生と同じ都道府県	2	0.5	
	他の都道府県	0	0	
千葉県	発生と同じ都道府県	1	0.3	
	他の都道府県	0	0	
東京都	発生と同じ都道府県	2	0.5	埼玉県 2 件、千葉県 2 件、神奈川県 5 件、未定 1 件
	他の都道府県	10	2.5	
神奈川県	発生と同じ都道府県	7	1.8	千葉県 1 件
	他の都道府県	1	0.3	
福井県	発生と同じ都道府県	2	0.5	富山県 1 件、滋賀県 1 件
	他の都道府県	2	0.5	
山梨県	発生と同じ都道府県	0	0.0	静岡県 1 件
	他の都道府県	1	0.3	
岐阜県	発生と同じ都道府県	3	0.8	愛知県 3 件
	他の都道府県	3	0.8	
静岡県	発生と同じ都道府県	1	0.3	東京都 1 件、愛知県 1 件
	他の都道府県	2	0.5	
愛知県	発生と同じ都道府県	5	1.3	静岡県 1 件
	他の都道府県	1	0.3	

発生場所	搬出先	件数	割合(%)	搬出先他都道府県
三重県	発生と同じ都道府県	1	0.3	
	他の都道府県	0	0	
滋賀県	発生と同じ都道府県	1	0.3	
	他の都道府県	0	0	
京都府	発生と同じ都道府県	0	0	大阪府 1 件
	他の都道府県	1	0.3	
大阪府	発生と同じ都道府県	9	2.3	京都府 1 件、兵庫県 5 件、奈良県 1 件、福岡県 1 件
	他の都道府県	8	2.0	
兵庫県	発生と同じ都道府県	1	0.3	
	他の都道府県	0	0	
和歌山県	発生と同じ都道府県	1	0.3	
	他の都道府県	0	0	
愛媛県	発生と同じ都道府県	2	0.5	
	他の都道府県	0	0	
宮崎県	発生と同じ都道府県	1	0.3	
	他の都道府県	0	0	
沖縄県	発生と同じ都道府県	3	0.8	
	他の都道府県	0	0	
計	発生と同じ都道府県	49	62.8	
	他の都道府県	29	37.2	

【注】複数回答含む

表 4-5-11 汚染土の都道府県別発生場所と処分方法(同都道府県内処分) (件数)

発生場所	土捨て場	工事間利用	場内利用	汚染土処理施設	その他	計
北海道	1	0	1	2	1	5
青森県	0	0	1	1	0	2
宮城県	0	0	2	0	0	2
秋田県	0	0	0	1	0	1
宮城県	0	0	0	2	0	2
秋田県	0	0	0	7	0	7
福島県	0	0	0	2	0	2
茨城県	0	0	0	3	0	3
富山県	0	0	0	1	0	1
石川県	0	0	0	5	0	5
福井県	0	0	1	0	0	1
長野県	0	0	0	1	0	1
岐阜県	0	0	0	9	0	9
静岡県	0	0	0	1	0	1
三重県	1	0	0	0	0	1
大阪府	0	0	0	2	0	2
兵庫県	0	0	1	0	0	1
奈良県	0	0	0	3	0	3
計	2	0	6	40	1	49
割合(%)	4.1	0	12.2	81.6	2.0	100

【注】複数回答含む

表 4-5-12 汚染土の都道府県別発生場所と処分方法(他都道府県処分) (件数)

発生場所	土捨て場	工事間利用	場内利用	汚染土処理施設	その他	計
東京都	0	0	0	9	1	10
神奈川県	0	0	0	1	0	1
福井県	0	0	0	2	0	2
山梨県	0	0	0	1	0	1
岐阜県	0	0	0	3	0	3
静岡県	0	0	0	2	0	2
愛知県	0	0	0	1	0	1
京都府	0	0	0	1	0	1
大阪府	0	0	0	8	0	8
計	0	0	0	28	1	29
割合(%)	0	0	0	96.6	3.4	100

【注】複数回答含む

4-6 リサイクル阻害要因

アンケート調査に答えた全 504 現場のうち、未回答が 150 現場ありました。残りの 354 現場から回答があり、その結果を『表 4-6-1』に示します。

「自ら利用と不法投棄の境が不透明であるから」を要因とするものがもっとも多く、172 現場(49%)でした。続いて「個別指定制度の理解不足」が 128 現場(36%)、「個別指定を取るのが困難」が 35 現場(10%)の順になっています。

表 4-6-1 リサイクル阻害要因 (現場数)

自ら利用と不法投棄の境が不透明	個別指定制度の理解不足	個別指定の指定を取るのが困難	その他	計
172 (49%)	128 (36%)	35 (10%)	19 (5%)	354 (100%)

4-7 処分業者の施設・能力確認

(1) 処分業者の施設・能力の確認者

アンケート調査に答えた全 504現場のうち、下請工事や工事未着手の理由で未回答 9 現場を除く 495 現場から回答がありました。複数回答(主な契約・品目毎に回答)としたため、回答総数は 585 件となっています。その結果を『表 4-7-1』に示します。

処分業者の確認者については、「作業所が確認」との回答が一番多く 210 件(36%)でした。続いて「作業所と上位部署の両方で確認」が 186 件(32%)となっています。作業所での確認を主体とするも、入念に上位部署によるダブルチェックを行っているケースも多く見受けられます。

表 4-7-1 処分業者の能力確認者 (件数)

作業所	作業所と上位部署	上位部署	作業所あるいは上位部署	確認者なし	その他	計
210 (36%)	186 (32%)	99 (17%)	88 (15%)	1 (0%)	1 (0%)	585 (100%)

【注】複数回答含む

(2) 処分業者の施設・能力の確認方法

前述の質問と同様に、回答総数は 584 件となっています。その結果を『表 4-7-2』に示します。

処分業者の確認方法については、「書面確認して、さらに現地確認」との回答が一番多く 374 件(64%)でした。続いて「書面確認して確認資料を保管」が 191 件(33%)となっています。多くの現場で書面と現地確認を行い入念な確認が実施されていますが、約 3 割は書面のみの確認で済ませているのが現状です。

表 4-7-2 処分業者の能力確認方法

(件数)

書面確認 と 現地確認	書面確認 (確認資料を保管)	書面確認 (資料の保管なし)	その他	計
374 (64%)	191 (33%)	12 (2%)	7 (1%)	584 (100%)

【注】複数回答含む

4-8 委託契約書の締結

(1) 委託契約書の確認者と契約者

前項と同様に、アンケート調査に答えた全 504現場のうち、下請工事や工事未着手の理由で未回答 9 現場を除く 495 現場から回答がありました。複数回答(主な契約・品目毎に回答)としたため、回答総数は 591 件となっています。その結果を『表 4-8-1』に示します。

委託契約書の確認者と契約者については、作業所単独で契約まで行うのは 147 件(25%)と4分の1であり、大部分が作業所確認後に上位部署で最終確認しています。契約者は、上位部門管理責任者となるケースが最も多く 286 件(48%)となっています。処分業者の能力確認と同様に、上位部署によるダブルチェックを行っているケースが多く見受けられます。

表 4-8-1 委託契約書の確認者・契約者

(件数)

作業所確認後、上位部署 【契約者:上位部門管理者】	作業所確認後、上位部署 【契約者:作業所長】	作業所 【契約者:作業所長】	その他	計
286 (48%)	148 (25%)	147 (25%)	10 (2%)	591 (100%)

【注】複数回答含む

(2) 委託契約書の締結

法では、排出事業者が産業廃棄物の運搬または処分を他人に委託する場合は、運搬と処分について省令に定める者にそれぞれ委託しなければならないとされています。これにより排出事業者は運搬または処分業者と直接契約するように指導されています。《 廃棄物処理法第 12 条第 6 項、施行令第 6 条の 2 》

一方、法は一通の契約書で三者すべてが契約することまで禁じているわけではありませんが、日建連では現地確認がおざなりになりやすくなるなど運用上のリスクの発生が懸念されるため、二者契約を推奨しています。

この質問の対象となる 504 現場のうち、下請工事や工事未着手の理由で未回答 6 現場を除く 498 現場から回答がありました。複数回答もあり、回答数は 620 件となっています。その結果を『表 4-8-2』に示します。

「収集運搬業者、処分業者と各々契約を締結している(二者契約)」は 456 件(74%)です。また「収集運搬業者、処分業者と一枚の契約書で契約を締結している(三者契約)」は 164 件(26%)でした。

いわゆる「三者契約」は、前年度調査(2020 年度)でも 309 件中 89 件(29%)で、今回の調査結果と同程度の数値となっており、是正されていない状況が窺えます。前述の理由からも強く改善が望まれるところです。

また、現場単位でみると、全ての業者と二社契約で締結している現場は 409 現場 (82%) であり、それ以外の 89 現場 (18%) では三者契約を含む契約が締結されています。『表 4-8-3』

表 4-8-2 委託契約書の締結 (件数)

収集運搬業者、処分業者と 各々契約を締結している (二者契約)	収集運搬業者、処分業者と 一枚の契約書で契約を締結している (三者契約)	計
456 (74%)	164 (26%)	620 (100%)

【注】委託する収集運搬と処分が同一業者の時は、一枚の契約書で契約を締結しても二者契約

表 4-8-3 委託契約書の締結 (現場毎) (現場数)

二者契約のみ	二者契約と 三者契約を併用	計
409 (82%)	89 (18%)	498 (100%)

(3) 委託契約の方法

この質問の対象となる 504現場のうち未回答が 9 現場ありました。残りの 495 現場から回答がありました。その結果を『表 4-8-4』に示します。

全て書類契約 (紙面での契約) で行っている現場は 339 現場 (69%) であり、大半の現場がまだ従来の紙契約を行っています。全て電子契約している現場は 58 現場 (12%) となっており、一部では普及してきていることが窺えます。

表 4-8-4 委託契約の方法 (現場数)

全て書類契約 (紙) で 行っている	一部電子契約で 行っている	全て電子契約で 行っている	その他	計
339 (69%)	95 (19%)	58 (12%)	3 (0%)	495 (100%)

4-9 処理費の支払

4-9-1 処理費の支払方法

処理費の支払については法が個別払いを義務付けているわけではありませんが、法の趣旨や行政指導等において個別払いが求められています。

これに関する調査に 504 現場のうち、未回答が 9 現場あり、残りの 495 現場から回答がありました。複数回答もあり、回答数は 582 件となっています。その結果を『表 4-9-1』に示します。

「全て収集運搬業者、処分業者各々と直接支払っている (個別払い)」は、519 件 (89%) となっており、前回調査の 89% と同程度の割合となっています。今回の調査では「収集運搬業者に処分費込みで、一括で支払っている (一括払い)」は 48 件 (8%) となっています。なお、「工事代金に処理費を含めて、専門工業者に一括で支払っている」は 10 件 (2%) です。

表 4-9-1 処理費の支払方法 (件数)

全て収集運搬業者、 処分業者各々と直接 支払っている (個別払い)	収集運搬業者に処 分費込みで一括で 支払っている (一括払い)	工事代金に処理費を 含めて、専門工事業 者に一括で支払っ ている	その他	計
519 (89%)	48 (8%)	10 (2%)	5 (1%)	582 (100%)

【注】複数回答含む

4-9-2 処理費を一括で支払う理由

「4-9-1 処理費の支払方法」の質問で「一括払い」をした 31 現場について、その理由を『表 4-9-2』に示します。

「慣例だから」がもっとも多く 13 現場(42%)を占め、「簡単だから」という理由も 9 現場(29%)ありました。慣例や簡易といった安易な考えにより、法令の趣旨や行政指導がなおざりにされている現状がいまだに窺えます。

「その他」と答えた内容は、処分業者が収集運搬も行っている為といったものでした。

表 4-9-2 処理費を一括で支払う理由

(現場数)

慣例だから	簡単だから	安くなるから	業者に頼まれたから	その他	計
13 (42%)	9 (29%)	1 (3%)	1 (3%)	7 (23%)	31 (100%)

4-10 マニフェスト

4-10-1 マニフェストの交付状況

産業廃棄物を排出する事業者は、産業廃棄物の引渡しと同時に運搬を委託した者に対し、産業廃棄物の種類および数量、運搬または処分を受託した者の氏名または名称等を記載した産業廃棄物管理票(マニフェスト)を交付することになっています。

2020 年度に全国で交付された産業廃棄物管理票のうち 65%が電子マニフェストになっており、年々その割合は増加しています。また、全業種の電子マニフェスト登録件数のうち建設業は 41.3%を占めており、普及率の向上に貢献し、適正処理に努めています。(統計データは、「令和 2 年度電子マニフェスト統計情報;公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター」による)

回答のあった 504 現場のマニフェストの交付状況を『表 4-10-1』に示します。

前回の調査より、「紙マニフェストが主で、一部電子マニフェスト」が微増(2%→3%)、「電子マニフェスト、紙マニフェスト、ほぼ同じ割合」も微増(1%→3%)しました。

「電子マニフェストのみ」が 320 現場(64%)で前回調査より 9%増加し、「紙マニフェストのみ」が 29 現場(6%)、「電子マニフェストが主で、一部紙マニフェスト」が 122 現場(24%)でそれぞれ前回調査より 6%減少しており、電子マニフェストの普及が着実に進んでいることがわかります。

表 4-10-1 マニフェストの交付状況

(現場数)

マニフェストの種類	計
紙マニフェストのみ	29 (6%)
紙マニフェストが主で、一部電子マニフェスト	17 (3%)
電子マニフェスト、紙マニフェスト、ほぼ同じ割合	13 (3%)
電子マニフェストが主で、一部紙マニフェスト	122 (24%)
電子マニフェストのみ	320 (64%)
計	501 (100%)

【注】未回答現場あり

4-10-2 マニフェストの品目別交付状況

紙マニフェストと電子マニフェストの交付傾向は『表 4-10-1』で説明しましたが、さらに現場における産業廃棄物の品目別に、紙マニフェストと電子マニフェスト交付がどのような傾向にあるかの詳細を『表 4-10-2』に示します。

回答現場数が 200 以上の品目で、電子マニフェストによる交付割合が 80%以上の品目は、建設汚泥(89%)、木くず(89%)、紙くず(93%)、金属くず(93%)、廃プラスチック類(92%)、および混合廃棄物(92%)です。建設汚泥は前回調査に比べ、電子マニフェストによる交付割合が増加(80%→89%)しました。

一方、電子マニフェストによる交付割合が比較的低い(80%未満)品目は、コンクリート塊、およびアスファルト・コンクリート塊です。この 2 品目は前回調査より電子マニフェストの割合が減少しており(コンクリート塊 80%→78%) (アスファルト・コンクリート塊 79%→77%)、現場数も多いため、電子マニフェストの普及率を左右する要因となっています。

表 4-10-2 品目別交付状況 (現場数)

分別品目	紙マニフェスト		電子マニフェスト		計
建設汚泥	37	(11%)	313	(89%)	350
コンクリート塊	114	(22%)	401	(78%)	515
アスファルト・コンクリート塊	102	(23%)	348	(77%)	450
木くず	48	(11%)	375	(89%)	423
紙くず	22	(7%)	284	(93%)	306
金属くず	15	(7%)	195	(93%)	210
廃プラスチック類	32	(8%)	346	(92%)	378
ガラス・陶磁器くず	6	(4%)	129	(96%)	135
廃石膏ボード	5	(6%)	85	(94%)	90
廃石綿等	1	(3%)	35	(97%)	36
石綿含有廃棄物	1	(2%)	47	(98%)	48
水銀使用製品産業廃棄物	2	(5%)	36	(95%)	38
混合廃棄物	32	(8%)	362	(92%)	394
その他	15	(23%)	50	(77%)	65

4-10-3 紙マニフェストの照合確認

排出事業者は紙マニフェストの B2 票、D 票、E 票の送付を受けたときは、A 票と照合・確認しなければなりません。電子マニフェストの場合も同様に処理状況の確認が必要です。

紙マニフェストを使用している 181 現場のうち 177 現場から回答がありました。150 現場(84%)が速やかに確認を行っていて、月 1 回程度、確認を行っている現場が 26 現場(15%)でした。確認を行っていない現場が 1 現場ありました。

表 4-10-3 紙マニフェストの照合確認 (現場数)

照合確認の方法	計
速やかに A 票と、B2 票、D・E 票を照合し確認を行っている	150 (84%)
月に 1 回程度、排出実績と報告を照合して確認を行っている	26 (15%)
照合・処分の確認は特に行っていない	1 (1%)
計	177 (100%)

4-10-4 電子マニフェスト利用阻害要因

電子マニフェストの利用阻害要因を『表 4-10-4』に示します。

全 181 件の回答があり、最も多い要因として「処理委託したい業者が、電子マニフェストを導入していないから」が 156 現場(86%)、「自社が電子マニフェストを導入していないから」が 11 件(6%)、「発注者指示・指定の収集運搬業者もしくは処理業者が電子マニフェストを導入していないから」が 8 件(5%)、といった順番になりました。

「電子マニフェストの使用料金が低いから」が低く(6%→1%)なり、「発注者指示・指定の収集運搬業者もしくは処理業者が電子マニフェストを導入していないから」も低く(10%→5%)なっています。

一方で、前回調査同様、「処理委託したい業者が、電子マニフェストを導入していないから」の割合が増加(75%→86%)し、「自社が電子マニフェストを導入していないから」も微増(4%→6%)しており、一部導入が進んでいない処理委託先や排出事業者があるようです。

電子マニフェスト制度を利用するには排出事業者、収集運搬業者、処分業者の 3 者が電子マニフェスト情報処理センターへ加入していなければ利用できません。さらなる電子マニフェスト利用推進のためにも産業廃棄物処理業者および排出事業者の加入促進が必要です。

表 4-10-4 電子マニフェスト利用阻害要因

阻害要因	回答件数
自社が電子マニフェストを導入していないから	11 (6%)
処理委託したい業者が、電子マニフェストを導入していないから	156 (86%)
電子マニフェストシステムの使用料金が低いから	2 (1%)
電子マニフェストを使用できる業者の処理単価が高いから	2 (1%)
廃棄物処理業者の選定は協力業者に任せているから	2 (1%)
電子マニフェストの使用を発注者が認めないから	0 (0%)
発注者指示・指定の収集運搬業者もしくは処理業者が電子マニフェストを導入していないから	8 (5%)
計	181 (100%)

【注】複数回答含む

4-11 発注者の建設廃棄物に関する条件明示

発注者による建設副産物の処理に関する条件明示がなされているかを調査しました。調査対象は、道路工事 342 現場、鉄道工事 162 現場の計 504 現場の内 483 現場より回答を得ました。

『表 4-11-1』は条件明示の有無、『表 4-11-2』は条件明示の内訳をまとめました。

表 4-11-1 条件明示の有無 (現場数)

	条件明示有り	条件明示無し	計
道路工事	266 (82%)	59 (18%)	325 (100%)
鉄道工事	104 (66%)	54 (34%)	158 (100%)
計	370 (77%)	113 (24%)	483 (100%)

表 4-11-2 条件明示の内訳 (件数)

	処分地		再資源化施設		場内処理		計	
道路工事	194	(55%)	159	(42%)	13	(3%)	356	(100%)
鉄道工事	77	(54%)	58	(41%)	8	(6%)	143	(100%)
計	271	(54%)	207	(41%)	21	(4%)	499	(100%)

【注】複数回答含む

調査現場のうち 370 現場(77%)が建設副産物処理の明示を受けています。道路工事は回答した 325 現場のうち 226 現場(82%)で明示を受けているのに対して、鉄道工事は 158 現場のうち 104 現場(66%)が明示を受けています。

条件明示の内訳は、指示内容は、「処分地」が約 54%、「再資源化施設」が約 41%ですが、2 つの条件を合わせた指定地域内の再資源化施設で処理することと明示されている現場が 111 現場あります。

前回の調査(2018 年度 道路・鉄道工事)と比較すると、道路工事は前回 82%から今回 82%で同数、鉄道工事は前回 56%から今回 66%で+10 ポイントとなっています条件明示の増減を『表 4-11-3』にまとめました。

表 4-11-3 条件明示の増減(前回調査比) (%)

	2018 年	2020 年	増減(P)
道路工事	82	82	0
鉄道工事	56	66	+10

4-12 建設廃棄物の処理で一番困っていること

各現場で建設廃棄物の処理で一番困っていることを調査しました。キーワードで分類したものを『表 4-12-1』にまとめました。

表 4-12-1 建設廃棄物の処理で困っている内容 (件数)

	場所	分別	コスト	施設	処分地	その他	計	(困っている現場数)
道路工事	33	25	31	3	6	48	146	(133)
鉄道工事	20	15	14	10	3	3	65	(57)
計	53	40	45	13	9	51	211	(190)

【注】複数回答含む

全 504 現場のうち 190 現場(38%)で建設廃棄物の処理に困っていることがあります。

意見としては、現場近傍に処理場が少なく、また処理能力に限界が有り遠方までの運搬でコストが高くなっている。産業廃棄物の分別スペースや仮置き場の設置が難しいといった工事場所の条件により、廃棄物分別に時間とコストが掛かり処理に困っている現場や、処分業者が電子マニフェストを導入していないので紙マニフェスト運用・管理に労力が掛かるなど多いようです。

主な意見(理由)は以下の通りです。

①場所

- ・ヤードが狭く十分な産廃の置場や分別ヤードが確保できない
- ・近くに適切な処分場が無く、汚泥の運搬先が 131kmとなり、遠い
- ・現場が狭いため分別して配置するスペースが無く分別可能な種類が限られる
- ・建設現場が遠方の山中等に存在する場合、収集運搬費用が積算価格より高価となる
- ・契約していない品目の産廃が発生した場合、作業ヤードが狭いため仮置きする場所がない。
- ・コストの面で地域格差があり、予算をつけにくい

②分別

- ・分別の種別の多さによる正確な分け方がわからない場合がある
- ・建設廃棄物に関して分別に時間が掛かり困難なため、混合廃棄物で排出する場合がある
- ・分別種類を増やした際に、作業員への混廃削減と分別の徹底教育が必要
- ・分別集積の作業員の意識が低く、現場指導に苦勞している
- ・梱包材等について一般廃棄物と産業廃棄物の区分が曖昧となり易い

③コスト

- ・汚泥(泥土)であっても設計が普通土の場合、設計変更に手間が掛かる
- ・現場内でのコンクリート人力壊しが多く、詰込み搬出は土嚢袋、トン土嚢での処理で運搬費用が設計時点より割高となっている。
- ・処分場の機械性能に併せ、コン破等の小割作業が発生するが役所の費用に含まれていない
- ・建設汚泥は含水状態により単価が違うのが現状であるが、積算価格には考慮されていない
- ・設計では運搬距離と処分費は安価なところが選定されているが、車両台数とか処理能力が考慮されていない

④施設

- ・発注者の設計に再生材がないため、搬入量ばかり増えて再資源化施設の保管が困難な状況がありえる
- ・収集運搬業者および処分業者のキャパシティーがいっぱい希望通りに搬出できない
- ・一般的な建設廃棄物の処理は、同一業者で可能だが、特殊品(ブラスト処理廃材や鉛含有塗膜材)は限定され事前確認と準備時間が不足するケースがある
- ・最終処分場の受け入れ基準が厳しい施設がある

⑤処分地

- ・施工地付近に経済的かつ効率的な処理施設が無い
- ・環境・騒音問題等もあり近年夜間での受け入れをしない処分業者もあり、事前協議が必要の場合もある。又、予定を数週間前にオーダーするが気象条件等により予定が遅延した場合に段取り替えが難しい状況もある

⑥その他

- ・地盤改良の汚泥の排出量が設計より多くなっているが、積算量の費用しか貰えない
- ・電子マニフェストで処理したいが、地域特性で電子対応しておらず処理が煩雑になっている
- ・建設汚泥を運搬する車輛が少なく、運搬するために現場で曝気改良が必要である
- ・運搬業者と処分業者それぞれ複数社と委託契約しているため、契約や支払いの処理が非常に煩雑となっている。
- ・段ボール・パレットなど無駄な梱包の資材が多いため、廃棄物の減量につながっていない。

4-13 建設副産物の自ら利用やリサイクル材等の使用で困っていること

各現場で建設副産物の自ら利用やリサイクル材等の使用で困っていることを調査しました。キーワードで分類した件数を『表 4-13-1』にまとめました。

表 4-13-1 建設副産物の自ら利用やリサイクル材等の使用で困っていること (件数)

	判断	コスト	品質	その他	計	(困っている 現場数)
道路工事	20	7	12	15	54	(50)
鉄道工事	10	3	8	11	32	(26)
計	30	10	20	26	86	(78)

全 504 現場のうち 78 現場(15%)で建設副産物の自ら利用やリサイクル材等の使用で困っていることがあります。

現場では、自ら利用と不法投棄の境界、リサイクルコスト、再生材のコスト、再生材の品質、ストックヤードの確保、リサイクル製品を扱う会社の不足、および手続き手間で困っているようです。

主な意見(理由)は以下の通りです。

①判断(自ら利用の判断)

- ・自ら利用のルールや境界が分りづらく利用しにくい
- ・自ら利用について、発注者との協議などで解釈に相違が有り、認めてもらえない
- ・有効利用と不法利用の境界が判らない
- ・法に沿って適正に処理できているか否か、現場だけで判断しにくい不安である
- ・自ら利用は、品質等の問題やその計画・段取り等に手間がかかり、余裕がない
- ・コンクリート塊を再生砕石として利用しようとしても、設計図書に示されている規格に合致しない為利用できない
- ・品質保証を求められた場合に対応できる知識、技術がない

②コスト

- ・再生材利用やリサイクルに多くの費用が掛かる
- ・粉塵対策が必要であることから工費が嵩む。
- ・リサイクル資源施設が遠く、利用には運搬コストが高くなる
- ・リサイクル材を使用した二次製品等は使用しやすいが、建設廃棄物を自ら使用する際にはかなりの分別が必要になり手間がかかること

③品質

- ・品質管理基準が明確でない
- ・リサイクル材には金属くずなどの不良のものが混在している場合が多く除去に困っている
- ・品質の基準が曖昧でバラツキが有る。再生砕石の使用が制限されている。
- ・RC 砕石を使用する際、細粒分が多く粒度も均一性が無く使いにくい
- ・新品と比較して、再生工場によって明らかに品質が悪く、使用に耐えない時が有る

④その他

- ・再生資材の仮置き場の確保が難しい
- ・再生クラッシャーランが、当地域で入手困難である
- ・発注者によって見解に相違が有りルールの統一が望まれる
- ・再生骨材は、需給のバランスが悪く、発注者からの指定であっても必要な時に調達できない

4-14 建設発生土の処理で困っていること

「建設発生土の処理で困っていることは何ですか」との質問をしています。それに対して、全 504 現場のうち回答現場は 302 現場でした。

今回は、困っている条件を「搬出土の問題」・「処分地の受け入れ条件」・「運搬の問題」および「その他の問題」と、四つに細分化した質問をしました。その結果を『表 4-14-1』から『表 4-14-3』に示します。

表 4-14-1 搬出土の問題 (件数)

高含水比である	ガラスの混入がある	汚染土である	その他 (左記以外)	計
110 (39%)	84 (29%)	52 (18%)	41 (14%)	287 (100%)

【注】複数回答を含む

表 4-14-2 処分地の受け入れ条件 (件数)

処分地が指定	時間の制限	数量の制限	その他 (左記以外)	計
106 (33%)	123 (38%)	70 (22%)	23 (7%)	322 (100%)

【注】複数回答を含む

表 4-14-3 運搬の問題 (件数)

運搬距離遠い	台数確保困難	運搬経路制限	通行時間制限	その他 (左記以外)	計
80 (28%)	48 (17%)	80 (28%)	64 (22%)	14 (5%)	286 (100%)

【注】複数回答を含む

また、上記以外に寄せられた「その他の問題」には下記のような事項がありました。

①受け入れに関する問題点

- ・土運搬中の飛散防止措置を指示され(ダンプ荷台のシート養生)、積込み、積み下ろし時にシート設置撤去を行う必要がある
- ・発生土搬出に伴い、ガラスが混入している場合ふるい分けをしなければならないので手間がかかるのと騒音問題がある
- ・現場内の発生土が岩質であり、受入地での土質制限により小割等の作業が発生した
- ・受け入れの容量が不足している
- ・現在のところ、掘削による発生土はすべて一時場内仮置き後、現場内埋戻しに使用している。最終発生土が余った場合は、場外処分になる可能性があるが、発生土の大半がトンネルズリのため、処分地選定が難しい
- ・汚染土(自然由来)の運搬には地元の了解が必要であり、現時点では得られていない。汚染土の運搬場所が決まっていないため、構造物内に仮置き状態である
- ・処分地が指定されておらず、処分地の選定に時間がかかる
- ・搬出先が指定されているが、受入れ土量が先方の都合に左右されるため、こちらの工程通りに運搬できないことが多い
- ・処分地における車両出入口が、処分地内で行われている構築工事と同一の為、構築工事の工程によって搬入不可の日があった
- ・処分地の受入条件に適合するか、搬出土の検査を行う必要がある
- ・重金属が含有した場合には処分地が変更になる

- ・発注者指定の処分地の受け入れ基準が厳しく、それをクリアするために現場内で分別作業を行っても一切費用をみてもらえない
- ・処分場が混雑していて、1日2回以上搬入ができないところがある

②積算および変更に関する問題点

- ・重金属が含有した場合には処分地が変更になる
- ・環境に配慮した土壌改良材を提案したが、法律違反が無い限り変更しない

③施工地域に関する問題点

- ・都市部の施工であり、運搬経路である国道が常に渋滞しているため運搬に時間がかかる
- ・県外搬出(海上輸送)の際、台風、高波の影響で予定が立たない場合が多い
- ・首都圏現場で自由処分の場合、処分地が遠方なうえ、発注者積算金額が合わない

4-15 建設廃棄物のリサイクルや処理で力を入れていることや工夫していること

「建設廃棄物のリサイクルや処理で力を入れていることや工夫していること」の質問に対して、全 504 現場のうち回答現場は 218 現場でした。なお今回も条件として「発生抑制」、「再使用」、「再生利用」、「電子マニフェスト」および「その他」の、5 種類に細分化した質問をしました。

その結果を『表 4-15-1』に示します。

表 4-15-1 建設廃棄物のリサイクルや処理で力を入れていること (件数)

発生抑制	再使用	再生利用	電子マニフェスト	その他 (左記以外)	計
117(38%)	17(5%)	43(14%)	120(38%)	15(5%)	312(100%)

【注】複数回答を含む

続いて、上記回答について詳細を聞いたところ 81 現場より回答を得ました。それを整理してまとめると、以下のようになりました。

①発生抑制に力を入れている

- ・材料の梱包材を簡易的なものにするように業者に依頼している
- ・できるだけ設計どおりに施工を行い、無駄な廃棄物を出さないように心掛ける
- ・定期的に産廃 BOX 内の確認、分別を実施している
- ・従来袋状の材料をフレコンバックなどにして数量削減している
- ・産廃の発生抑制の可能な工法を選定する
- ・撤去範囲を最小限にして産業廃棄物量の抑制に努めている
- ・材料のロスを少なくするため割付図等を作成している
- ・基礎杭工事で発生する排泥水をサイクロンスクリーン(振動ふるい)により、泥水から土砂を分離し建設汚泥の発生を抑制している
- ・コンクリートガラが発生抑制につながる修繕方法の提案をしている

②再使用に力を入れている

- ・測量に使用する杭、貫材や、型枠材の複数回使用を積極的に実施
- ・現場各所で発生する 2 次製品の切断後の余り部分を調整材等として有効利用する
- ・コンクリート現場試験で使用した試料の余りや残コンは、置き場を決めて仮置きしており、溜ってきたら、粉碎して現場内の敷材として利用している
- ・使用可能な場所での再生材の使用

③再生利用に力を入れている

- ・再生砕石、再生アスコンを使用し再生材利用促進を実施している
- ・建設副産物は再生資源処理施設へ搬出するように契約している
- ・建設汚泥などを濁度、pH処理することで再利用する

④電子マニフェストに力を入れている

- ・社内的に電子マニフェストの使用を奨励している
- ・電子マニフェスト未加入業者に加入を勧めている
- ・電子マニフェスト運用についての協力会社への指導
- ・電子マニフェストを使用し、年度毎の集計作業等の効率化をはかる
- ・電子マニフェストによるルート管理
- ・電子マニフェストによる書類の簡素化実施
- ・電子マニフェスト確認を原則メール通知当日に確認している

⑤その他

- ・残土処分場不足への対応
- ・街中のため、現場で小割りをしないで処分する
- ・工事延長が2kmほどあるので、4か所ぐらいに産廃の品目ごとのボックスを設置している

5. 産業廃棄物の処理、建設副産物のリサイクル等について、
発注者や行政機関等および建設三団体活動に対する要望等

5-1 発注者や行政機関等に対するもの

発注者や行政機関等に対しては、産業廃棄物の指定処分先の選定、処理費用に関する改善、施工条件の明示などの意見、要望がありましたので『表 5-1-1』に示します。

表 5-1-1 建設廃棄物の処理、建設副産物のリサイクル等について、
発注者や行政機関等に対する意見、要望等

- ・工事箇所の受入れ可能状況を把握し、その条件に応じて設計図書を作成し発注して欲しい
- ・工事発注時及び変更時の積算において、処分費については公表価格と実勢価格が同じ、ないしは高い場合が多いので、経費計算対象額の底上げして欲しい
- ・処分に係る費用に対して適正な価格で発注して欲しい
- ・処分数量や運搬数量については、実数精算としていただきたい(伐採木、脱水ケーキ等)
- ・ $qc=200\sim 400kN/m^2$ の土砂の受け入れ先がほとんどないため、そのような土砂が発生したときの処分方法を発注時に明確にしていきたい
- ・建設リサイクル法の届を簡単にしてほしい
- ・「自ら利用」を考えるのであれば、具体的な処理方法を定めてもらいたい
- ・再生利用先を明確化して欲しい
- ・発注者側の決まり事として、再生材の利用部位に制限がかかっていることが多いので、改善して欲しい
- ・電子マニフェストの普及率をあげて欲しい
- ・環境への負荷を低減した工法や材料等が設計段階で選定されるよう働きかけをしていただきたい
- ・設計書と違う建設廃棄物が発生した場合は速やか設計変更を行って欲しい
- ・産業廃棄物の収集運搬の許可は全国共通許可にして欲しい
- ・最終的な設計変更時に産廃に要する費用を確実に認めてもらいたい
- ・積算上、実態に合わせた処分場および単価で対応して欲しい
- ・リサイクル率が高く、価格も安価な産廃業者を紹介して欲しい
- ・廃棄物処理について適正な単価を積算に反映してもらいたい
- ・積算上は現場近傍の最安値の処分場を想定されているが、処理能力に問題があったり、実状にそぐわない場合がある。そのような場合を含め、変更の対象としてもらいたい
- ・集中して発注するため、他工事と業者を取り合っているのので、分散し発注して欲しい
- ・発生場所から仮置場へ移動する際、公道を走らなければならないことがあった場合、産業廃棄物運搬許可車両で運搬しなければならないことについて、緩和措置が欲しい
- ・処分地が指定された場合、処分費は積算費用となる。さらに、工事費の経費は、処分費が除外されるため、工事としての利益率に大きく影響がある。せめて、処分地を指定した場合は、経費計算は処分費を除外しないようにして欲しい
- ・発注時、処分先・運搬距離・処分費の適切な設定に努めていただきたい
- ・設計段階で発注者側が曖昧なまま発注されているのではと感じるので、事前に把握してもらいたい
- ・都市土木で常設帯が設置できなく産廃保管場所が確保できない場合、少量でも処分しなければならないので、その場合の対応策を考えてもらいたい
- ・本設構造物の場合等で、再生材の使用を認めない場合があるので、品質を確保していれば再生材の使用を認めて欲しい
- ・建設汚泥などの搬出が考えられる場合は、調査工として、溶出検査などを発注前に事前確認したのち、その協議期間や工法選定などを検討する期間なども適正に確保して欲しい

5-2 建設三団体活動に対するもの

建設三団体活動に対する意見、要望の情報提供がありましたので『表 5-2-1』に示します。

表 5-2-1 建設三団体活動(発行資料、現場調査)に対する意見、要望等

- ・廃棄物の場内処理において工事例があれば、展開して欲しい
- ・「自ら利用」・「個別指定」の仕組み、利用方法の理解普及を発注者・施工者両方へ推進して欲しい
- ・人手不足が顕著な時代に手間がかかる調査等を受注者に任せるのではなく、発注者自ら行い、対策を取ることを望む
- ・公害の防止についての対策、建設副産物管理に関する好事例を紹介して欲しい
- ・活動により、発注者のどういったアクションをもたらしたのかを分かりやすく示して欲しい
- ・まだまだ理解不足のため、理解しやすい講習会や資料の発行をお願いしたい
- ・これからの担い手に対する教育・指導のリーダーシップをとって欲しい
- ・このアンケート内に課題として取り上げた事項はどんどんアピールしていただきたい
- ・廃棄物処理業界全体の適正処理に関する意識向上とイメージアップをして欲しい
- ・廃棄物処理に関しては、かなり進んできており不法投棄等の問題は時折ニュース等で散見されるが概ね良くなってきていると思うが、第三者に対する公害が弊社においても起きており意識付けとなる講習(特に実践的なもの)をして欲しい
- ・決算時の現場に対してこの様な調査依頼をされると業務に差し障りがあり、また調査表の多さにも手数がかかるため簡易化して欲しい
- ・適切に公害の防止並びに建設副産物管理に真摯に取り組んでいる会社が、不利益を被らないように、日建連・協議会活動を適切に行い、不法投棄等で利益を得ているような会社の撲滅に努めて欲しい
- ・建設副産物への発注者の理解向上、分別スリム化に向けた啓蒙活動を継続して 実施して欲しい
- ・副産物低減、ゼロエミッションに向けた好事例を紹介して欲しい
- ・建設廃棄物や副産物を、積算時に全体発生量を算出するのは困難であり、マニフェストに基づいた実績変更を発注者に働きかけていただきたい

これからも、皆様方の貴重なご意見、ご要望を参考にして建設三団体活動が施工現場の一助となるように努めてまいります。

現場点検まとめ

6. 現場点検結果

全国に実施した現場調査(2021年8月実施)における有効回答504現場の内、関東地方で施工している119現場の中から、2021年11月および2022年6月に21現場を選定し、日建連環境公害対策部会の専門委員により公害防止と建設副産物管理に関連する現場点検を実施しました。

6-1 点検現場

現場点検を実施した21現場の工事の種類別の一覧です。

表 6-1 点検現場一覧(工事の種類別)

道路工事	現場数	鉄道工事	現場数
地下掘削工事	6	地下掘削工事	1
シールド工事		シールド工事	
山岳トンネル工事	1	山岳トンネル工事	
橋梁工事	1	橋梁工事	1
切土・盛土工事	1	切土・盛土工事	
舗装工事		駅舎建築工事	2
高架工事	3	高架工事	
その他	4	その他	1
計	16	計	5

6-2 点検結果

公害防止点検表・建設副産物管理点検表(参考資料を参照)により、現場を点検した結果、各点検時の現場全数に対する評価点(平均点)は下記になりました。評価点は現場で該当する項目の最高評価点の合計を100点として換算した評価の合計点としています。なお100点に対しさらに追加加点する点検項目がありますので、最高得点106点の現場も含んでいます。

表 6-2 点検結果 評価点(平均点)

	現場数	公害	建設副産物
第1回(2021年11月)	11	98.1点/100点	97.4点/100点
第2回(2022年6月)	10	99.8点/100点	99.0点/100点

現場点検では公害防止や建設副産物の管理は、適切に行われていると判断できます。細かい指摘・指導はあるもの管理は良好です。

公害防止では近隣対策として計画、実施展開、意見対応、改善のPDCAをまわして近隣からの意見や苦情にもきめ細かく対応できていました。そもそも多くの現場でクレームが無いとの話でした。建設副産物の管理では、教育・指導はもちろん分別等の活動が徹底されていました。また多くの現場が自社の副産物管理システムを有効に活用されて、管理業務の効率化、省力化が行われています。

6-3 指導事項等

現場点検時の主な指導事項等(現場に指導・お願いした事項)は下記になります。

副産物管理に対しての指導要望事項が多いことが伺えます。また同じような指導要望事項があることから、現場での副産物管理状況の弱い点が見えています。ぜひ指導要望事項を「隣の芝生」と思うのではなく、皆さんの現場でも確認、見直し事項として、活用していただけると幸いです。

◇公害(苦情)

点検項目	指導要望事項
水質汚濁	<ul style="list-style-type: none"> 既設排水桝の流出先不明との事で、調査確認するよう要望 機械類からの油漏れ事故事例があることから、吸着マット等の用意を要望
騒音・振動	<ul style="list-style-type: none"> 現場は騒音、振動をリスクとしているが、ロードローラーによる舗装工事が、「指定建設作業」にあたることを伝達
その他の公害	<ul style="list-style-type: none"> 近隣からの苦情があったことから、特定建設作業の騒音・振動の測定記録の保管を推奨

◇副産物管理

点検項目	指導要望事項
廃棄物の保管	<ul style="list-style-type: none"> 回収物を保管する場所が他業者と共有なので、資材と廃棄物の区分けの明確化を指導 資材置場との区画、廃棄物種類の明示の明確化を推進し、整理整頓を心掛けるように指導 建設廃棄物保管場所の看板が「一般廃棄物」となっていたため「産業廃棄物」に差し替えるように指導 産廃置場で木材置場の消火器が、少しわかり難いので目印をつければわかりやすくなることを指導 地下躯体工事場所に副産物を数日間長く仮置きする場合には、保管場所のエリア区画と看板掲示することを助言 仮置場に保管されている廃棄物があり。仮置場であっても明示が必要であることを伝達 仮置場に、段ボールと発泡ウレタンと一緒に保管されていたため、置場を分けたほうが良いことを伝達 掘削時に発生するコンガラ等の保管は、仮置き状態が長く続く場合は、エリア区画や掲示板等の明示を指導 混合ボックスに「他の品目に分別できないもの」とあるが、許可品目がないものが混入する可能性があるため、ボックスに入れて良いものを表示したりするように指導 コンガラ保管場所は積上げ角度等保管基準を守って管理し、作業員や運搬運転手にも基準があること指導することを伝達 産廃保管場所掲示板は容器を用いた保管の場合は、廃棄物保管の高さ欄は、記入しなくてよい旨を伝達
管理体制	<ul style="list-style-type: none"> 鉄くずの処理に関する数量、単価等の覚書等契約に関する書類が無いので契約を交わすように指導 「金属くず」は適正に管理されていたが、契約書を取り交わすまでは「産廃」として取り扱うために掲示板へ記載するよう指示

	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の保管をするスクラップボックスには、収集運搬業者へ引渡す前まで鉄くずの看板を設置されることを推奨する ・産廃処理施設は処理能力を超えて受入れる場合もある。施設の現地調査を実施されるよう要望 ・建設リサイクル法関連書類について、対象工事の届出事項を下請業者へ書面にて告知して頂きたい
--	--

6-4 好事例

点検では下記の好事例が確認できましたので、紹介します。ぜひ、ご活用ください。

◇公害防止の好事例

好事例事項
①夜間作業のための照明にバッテリー式バルーンライトを配置しており、発電機による騒音の発生を防止している
②第3者との接触機会があるためコロナ感染症防止として現場会議室を毎日消毒している。消毒空調設備を設置している
③路面覆工上の重機走行路に防振ゴムマット設置および最徐行の徹底実施で段差解消に取り組んでいる
④濁水処理設備外周を専用の吸音シートで覆い、外部への音漏れ防止対策を実施している。
⑤近隣への配慮10項目を『近隣配慮 十訓』として定めて、朝礼等の呼称で工事関係者一人ひとりへの意識付けを行い、近隣配慮を念頭に置きながら作業するよう促されている
⑥遮音パネル、クレーン作業時の緩衝材使用等の地道な活動をコツコツと実施している
⑦一部重機に天然ガス由来のGTL燃料を使用し、CO ₂ 排出抑制をしている。(軽油比でCO ₂ 排出量を8.5%低減)
⑧仮設栈橋の端部取付け部に埋設型伸縮装置を敷設、段差を軽減することによるダンプ等通行時の振動、騒音の低減を図っている
⑨見学者へ処理施設内容を分かり易く説明するため、汚染処理設備の説明を支店安全環境部員が描いた説明図(マンガ)が掲示されていた
⑩施工ヤード全体に鉄板を敷き詰めて、車両や人足等から砂や汚れが外部に、漏出しないように工夫している
⑪地中連続壁の作業を一般道に接近して作業する際、一般車に粉塵や汚泥、セメントミルク等の飛散防止の為に養生機材としてジャバラ式(伸縮可能なキャスター付きで簡単に移動ができる仮設の移動式飛散・流出防止壁)を考案し使用していた(未使用時はコンパクトになる)
⑫燃料改質軽油添加剤を使用して、CO ₂ 削減に努めている

◇副産物管理の好事例

好事例事項
①現場が狭いながらも創意工夫し分別リサイクルに努めている。
②ボックスカルバートは鋼製型枠を転用することで、南洋木材の低減と建設副産物の排出削減に努めている
③設計変更提案により、施工方法を工夫することで副産物発生を抑制している
④遊歩道の伐採街路樹を地元の方が利用するベンチや現場内休憩できるベンチとして、再生利用している
⑤山留計画を見直し仮設中間杭本数や切梁を低減することにより、仮設杭施工時に汚泥量低減、排出ダンプ台数低減、切梁運搬車両の低減を図った

⑥型枠にメタルフォームを使用する面積を増やし、転用回数を増やすことで建設副産物発生量(木材)を削減している

上記の公害防止の好事例⑤は特に『他現場にも水平展開したい好事例』として、日本建設業連合会のホームページに詳しく事例内容を紹介しています。《好事例集として過去事例の掲載あり》

なお公害防止の好事例⑨⑩⑪、副産物管理の好事例④はホームページに掲載を検討している好事例です。

HP アドレス: https://www.nikkenren.com/anzen/iinkai_koushuusaigai.html#a_04

また好事例までとするほどではありませんでしたが、各現場からの報告書の中で良い活動と判断した事例がありましたので、下記に記載しました。このなかには現場の創意工夫や配慮がみられ、他の現場にも参考になるかと思われるものがあります。

事例件数から判断すると建設副産物管理に対する取組みに比べ、公害防止に対する取組みが積極的に行われています。

No.	良い活動事例(公害防止)
1	施工エリア流末排水桝へ油吸着マットを設置し、重機作動油並びにアスファルト乳剤等の流出防止をしている。さらに緊急用油処理剤キットを常備し、万一の流出時に備えている。
2	監視カメラを設置し、モバイル端末でいつでも確認できる
3	携帯式の騒音・振動測定器が常備され、適宜測定を実施。
4	工事に則した公害防止設備(乾式泥落とし装置・散水車・今後濁水設備)が整えられている。店社の環境パトロール(環境法規制チェック)があり、指摘事項は無い
5	電気・IT・消火設備等 LED 照明は色分けし緊急時の対応が明確化。
6	火気作業に配慮が必要な場所は、極力使用しないよう工夫あり。溶接作業はそれに代わる施工方法を実施。密閉空間では強い臭いが籠らないよう、油性から水性への変更取り組みあり
7	全社で実施している環境週間(6/1～6/7)に合わせ、環境の意識付け活動を実施
8	川が接近しているので河川への油流出対策が検討され、緊急対策資材(オイルマット等)が準備されている
9	省燃費運転教育を実施している
10	太陽光パネルを設置し電力を補助している
11	年に1度環境パトロールを実施。また環境週間を設定し、実施している
12	周辺道路を週末一斉清掃し近隣環境美化。借地空きスペースを利用し、野菜を栽培、作業員への熱中症対策として、無料配布
13	現場からの騒音防止に努めており、協力業者から毎月の安全重点実施事項を策定してもらい掲示し、朝礼時に活用している
14	毎月工事進捗報告用ビラの配布、2か月毎の工事進捗説明会の実施。周辺住民への現場見学会を実施し工事への理解を深めている
15	騒音振動対策として、覆工板に締結装置を設置している

No.	良い活動事例(建設副産物)
1	副産物処理に関する勉強会を開催し、職員、職長、関係作業員の知識向上と意識づけを図っている
2	既設鋼桁の塗料に鉛が含有されており、剥離作業後の粉塵等清掃には掃除機で吸引し取り残し防止を行っている
3	当初設計の中央導坑方式を一部無導坑方式に変更することでコンガラ、スクラップの搬出量を当初設計より6割削減していた
4	産廃ボックス内の分別状況を定期的に監視し、確実な分別が実施されている
5	舗装のカッター工事で発生する廃水は「ウォーターリサイクル工法」を採用し、水を再使用、汚泥の削減をしている
6	土砂分別機を使ってガラを含む表土のふるいわけを実施し、リサイクル率アップに務めていた
7	個々の産廃ボックスに投入できる品目の可否が分かりやすいよう、写真と説明を掲示している
8	全社で導入している産廃管理システムを積極的に活用することで、さらなる副産物の発生抑制、低減を進めている
9	会社が設定している環境週間(6/1~6/7)に合わせ、環境負荷低減の意識付けができるイベント行事を実施している。
10	川が近接しており、事前の油流出対策が検討され、対策用の備品(オイルマット等)の準備も十分揃えられていた。
11	トンネル専用ファン(コントラファン)にサイレンサーを取り付け、騒音低減を図っていた

参考資料

■公害(苦情)並びに建設副産物処理状況調査表

2021年8月に日建連会員会社が施工する全国の「道路・鉄道工事現場」(請負金5億円以上)を対象に実施した時点のものです。今回の報告書の調査資料です。

■現場点検表

点検表は2022年6月に現場点検を行った時点のものです。

この点検表をご利用いただくことで、公害防止や建設副産物管理の状況をチェックすることができます。

※2021年11月に実施した点検表を法改正等に合わせ見直した最新版です。

現場調査表 公害（苦情）並びに建設副産物処理状況調査表

注：データ入力する場合は、回答箇所枠内(網掛部)をクリックし、更に▼プルタブをクリックして回答番号を選択してください。

記入保存後は、ここをクリックして送付先アドレスにお送りください

全国 道路、鉄道工事現場における 公害（苦情）並びに建設副産物処理状況調査表

2021年 月 日記入

1	工事件名					
2	発注者					
3	請負金額 (税抜き)	百億	十億	億	千万	千万未満切捨て 0,000,000
4	契約工期 (西暦)	年 月		～	年 月	
5	実施工期 (西暦)	年 月		～	年 月	
6	工事進捗			%	(2021年 月現在)	

施工会社又は 共同企業体名					
作業所名					
事務所所在地	〒			TEL	
	住所				
所長名				E-mail	
記入担当者名	氏名			役職	
				E-mail	

7	工事の 分類	1	道路工事	●	回答	<input type="checkbox"/>
		2	鉄道工事	●		

9	地域特性 (主なもの一つ)	1	住居系地域	●	回答	<input type="checkbox"/>
		2	商業系地域			
		3	工業系地域			
		4	その他 ()			

8	道路 回答	1-1	地 下 開削工事	1-2	シールド 工 事
		1-3	山岳トン ネル工事	1-4	橋梁工事
		1-5	切土・盛土 等の土工	1-6	舗装工事
		1-7	高架工事	1-8	その他 ()
	鉄道 回答	2-1	地 下 開削工事	2-2	シールド 工 事
		2-3	山岳トン ネル工事	2-4	橋梁工事
		2-5	切土・盛土 等の土工	2-6	駅舎等 建築工事
2-7	高架工事	2-8	その他 ()		

4. その他 ()

10	工事概要 および 進捗状況	【工事概要】	
		【工事進捗状況】	

1 1	公害(苦情)の発生と関係があると思われる現場周辺、環境等 記入要領参考①
-----	---

1 2	建設副産物の処理等に関係があると思われる現場状況等 記入要領参考②
-----	--

I. 公害(苦情)の処理状況(発生・対策)について

1 3	発生した公害(苦情)の程度	1	なし	2	若干あり	3	あり	4	相当あり
-----	---------------	---	----	---	------	---	----	---	------

回答

*「1なし」と回答した場合は調査表③質問 20へ進む「それ以外」は下記質問14へ進む

1 4	発生した公害(苦情)の種別(主なもの5個まで可)	1	騒音	7	土壌汚染	13	日照阻害
		2	振動	8	土ぼこり	14	ブライバシ侵害
		3	交通問題	9	特定粉じん(飛散性アスベスト)	15	健康被害(ストレス、アレルギー)
		4	地盤沈下	10	悪臭	16	家屋被害
		5	水枯れ	11	電波障害	17	その他()
		6	水質汚濁	12	眺望阻害		

回答：(複数可)

<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

1 5	実施した対策措置の内容(主なもの5個まで可)	1	作業時間帯の変更	8	建物等の損傷部の補修
		2	使用機械の変更、改善	9	補償費等の支払い
		3	休日の作業中止等の作業日制限	10	路面の清掃
		4	ガードマンの配置	11	工法の変更
		5	作業帯の縮小	12	工事中止
		6	工事車両に対する速度、重量等の制限 や運行経路指定等の交通規制	13	周辺環境の美化
		7	機械、仮設備等の設置場所の変更	14	工事情報・状況の公開(広報)
		15	その他()		

回答：(複数可)

<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

*対策措置:公害に対して、要求の有無に係わらず、施工者が採った対応策

*上記質問14&15で回答した内容について、更に質問24にて具体的な公害(苦情)内容、主な対策措置を回答ください。

1 6	1 6-1 工費への影響	1	なし	2	若干あり	3	あり	4	相当あり
	1 6-2 工費に影響を与えた公害(苦情)種別	※上記16-1で2~4と回答した場合は影響を与えた公害(苦情)を質問14の回答種別から選んでください。(主なもの3個まで可)							
	1 6-3 工費に影響を与えた対策措置	※上記16-1で2~4と回答した場合は影響を与えた対策措置を質問15の回答内容から選んでください。(主なもの3個まで可)							

回答

回答：(複数可)

<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
----------------------	----------------------	----------------------

回答：(複数可)

<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
----------------------	----------------------	----------------------

1 7	1 7-1 工期への影響	1	なし	2	若干あり	3	あり	4	相当あり
	1 7-2 工期に影響を与えた公害(苦情)	※上記17-1で2~4と回答した場合は影響を与えた公害(苦情)を質問14で回答した種別から選んでください。(主なもの3個まで可)							
	1 7-3 工期に影響を与えた対策措置	※上記17-1で2~4と回答した場合は影響を与えた対策措置を質問15で回答した内容から選んでください。(主なもの3個まで可)							

回答

回答：(複数可)

<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
----------------------	----------------------	----------------------

回答：(複数可)

<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
----------------------	----------------------	----------------------

1 8	遅延日数(質問17-1で2~4と回答した場合)	1	1日以上 15日未満	5	90日以上 180日未満
		2	15日以上 30日未満	6	180日以上 360日未満
		3	30日以上 60日未満	7	360日以上
		4	60日以上 90日未満		

回答

質問19は、調査表②質問13で2～4と回答した場合のみ回答してください。

19	公害以外の遅延原因はありましたか	1	事業そのものに対する反対	5	用地問題
		2	埋設物管理者との協議	6	営業補償
		3	警察との協議	7	その他
		4	環境問題(貴重動植物, 光害等)		

回答

		質問の内容	
20	発注者(甲)の事前対策	1	甲の、公害防止のための調査が、工事の計画・設計段階で十分に行われたと思いますか
		2	1の調査が十分に行われたと思われる場合、その結果が設計・積算・工法・工期に反映されていると思いますか ※1で「1.はい」とした場合のみ回答
		3	公害防止対策が具体的な内容で、施工条件として契約図書等に明示されていますか
		4	補修費・補償費等の支払いの負担割合(甲と乙の)が明示されていますか

回答

【回答番号】⇒ 1. はい 2. いいえ 3. わからない

		質問の内容	
21	発注者(甲)の地元対策	1	甲の、工事についての地元への事前説明および協議会等が発注前に行われたと思いますか
		2	1の事前説明および協議会等が行われたと思われる場合、その結果として地元の理解がおおよそ得られたと思いますか ※1で「1.はい」とした場合のみ回答
		3	地元住民と甲との取決め事項等が文書で取り交わされていますか
		4	甲が作成した工事PR用のパンフレット等が配付されていますか

回答

【回答番号】⇒ 1. はい 2. いいえ 3. わからない

		質問の内容	
22	施工者(乙)の地元対策	1	作業所の公害防止のための関係者の責務と役割を明確にした管理組織が確立されていますか
		2	工事概要、施工法、工事工程、公害防止等について乙としての説明会を行いましたか
		3	地元と定期的な協議の場を持つたり、個々に対応するなどして公害防止についての意思の疎通に努めていますか
		4	作業の予定、発生が予想される公害(苦情)に対する措置等についてパンフレット、回覧板、掲示板等で広報を行っていますか
		5	公害(苦情)に対しての対応方法や社内との報・連・相等には社内ルール、手順がありますか
		6	公害(苦情)の処理記録が整理保存されていますか (公害・苦情の発生がなしの現場は記入不要)

回答

【回答】 1. はい 2. いいえ

		調査項目			
23	23-1 施工者(乙)の着工前調査 (実施した該当項目番号を選んでください)	1	地質調査(水位調査を含む)	10	学校、病院、図書館等の所在等調査
		2	水質調査	11	電波調査
		3	土壌汚染調査	12	日照調査
		4	井戸調査	13	農作物調査
	23-2 上記の調査の回答の中から本来なら発注者が実施すべきと思うものはありますか	5	暗騒音調査	14	動植物調査or生態系保全調査
		6	暗振動調査	15	文化財等調査
		7	家屋調査(工事着手前損傷、沈下状況調査を含む)	16	架空線、ダクト内配線等調査
		8	交通量調査	17	石綿調査
		9	地下埋設物調査	18	その他(具体的に記述) ()

23-1
回答

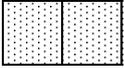
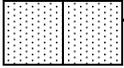
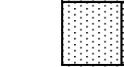
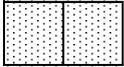
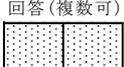
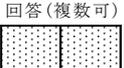
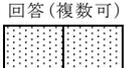
23-2
回答

【回答】 主なもの(5個～3個まで可)を回答リスト1～18から選んでください。

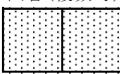
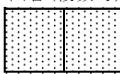
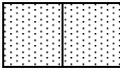
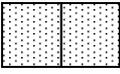
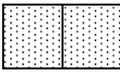
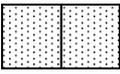
調査表③

質問24は、調査表②質問13で2～4と回答した現場で、質問14～15の具体的な公害内容及び対策措置を詳しくご回答頂くもので、その他を選択した場合は、括弧の中に具体的な内容を記述願います。

質問	公害の種別	具体的な公害(苦情)の内容	主な対策措置
24-1・2 騒音・ 振動	1	ダンプ等工事用車両の走行に伴う騒音・振動	1 作業時間帯の変更
	2	ダンプ等工事用車両の待機時のエンジン音による騒音	2 工事用車両に対する速度制限、重量制限等の交通規制
	3	杭打(杭抜)、地中連続壁築造等土留工事に伴う騒音・振動	3 工事用車両運行経路の指定
	4	送風機等坑内換気用設備機械の騒音・振動	4 待機時のエンジン停止の徹底
	5	ニューマチックケーソン工でのロック開閉時の排気音等の騒音	5 使用機械、器具の変更、改善
	6	油圧ショベル等土工機械の騒音・振動	6 防音パネル、シート等の設置
	7	土砂の積み込み作業に伴う騒音・振動(土工機械によるものを除く)	7 緩衝材を使用した消騒音・消振動対策
	8	舗装機械の騒音・振動	8 機械、仮設備等の設置場所の変更
	9	シールド等の推進時の騒音・振動	9 日曜、祭日における作業中止等の作業日制限
	10	コンクリート打設作業に伴う騒音(ポンプ車やバイブレータ等)	10 覆工板の補修や交換、覆工端すり付け部の補修整備
	11	コンプレッサー、ゼネレーター等による騒音・振動	11 騒音・振動の原因となる工事の施工方法の変更・改善
	12	クレーン等による騒音・振動	12 現場入場時教育で公害防止指導の徹底
	13	覆工板のバタツキによる騒音・振動	13 場内マイクの取扱の注意、音量の制限
	14	覆工端すり付け部の段差による騒音・振動	14 その他()
	15	構造物(旧建物、障害物、舗装版等)取り壊し作業による騒音・振動	回答(複数可) <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>
	16	型枠材・足場材等仮設資材の集積・積込・降し等取扱いに伴う騒音	回答(複数可) <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>
	17	型枠の組立て・解体に伴う騒音	
	18	場内放送音(朝礼時の体操の音楽を含む)	
	19	軌道・線路保守用機械・車両等による騒音・振動	
	20	その他()	
24 24-3 交通問題	1	工事用車両(作業帯や現場内等への出入り、路上駐車を含む)に伴う渋滞	1 作業時間帯の変更
	2	道路使用(作業帯占用)に伴う交通渋滞	2 ガードマンの配置、増員
	3	生活用道路の確保不備	3 通行止め、片側通行、一方通行等の交通規制
	4	歩行者(通学児童を含む)の安全確保不備	4 工事用車両運行経路の指定
	5	その他()	5 交通ラッシュ時の作業帯等の開放
		6 仮設ガードレールの設置等による歩行者通路の確保	6 仮設ガードレールの設置等による歩行者通路の確保
		7 住民との話し合い	7 住民との話し合い
		8 その他()	8 その他()
		回答(複数可) <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	回答(複数可) <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>
24-4 地盤沈下	1	地盤沈下による建物等の損傷	1 土留工法他地盤沈下の原因となる工事の施工法の変更や補助工法の採用
	2	" 地下埋設物の損傷	2 建物等や地下埋設物の工事中の損傷補修
	3	" 樹木、農作物等への被害	3 建物等の被害復旧補償(工事完了後の金銭または復旧工事による補償)
	4	" 道路等の損傷	4 樹木、農作物等の被害補償(金銭等による)
	5	その他()	5 その他()
		回答(複数可) <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	回答(複数可) <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>

質問	公害の種別	具体的な公害(苦情)の内容	主な対策措置	
24	24-5 水枯れ	1 地下水位低下による水枯れ(井戸、貯水池、池等)	1 土留工法他地下水位低下の原因となる工事の施工方法の変更や補助工法の採用 2 仮設水道の敷設、井戸の掘り直し 3 樹木、農作物等の被害補償(金銭等による) 4 その他()	
		2 " 樹木、農作物等への被害		
		3 その他()		
		回答(複数可) 		回答(複数可) 
		回答(複数可) 		回答(複数可) 
	24-6 水質汚濁	1 掘削内湧水等の排水による水質汚濁(貯水池、池、河川等)	1 沈殿槽等処理施設の設置 2 仮設水道の敷設 3 その他()	
		2 薬液注入工事に伴う水質汚濁(井戸、貯水池、池、河川等)		
		3 地中連続壁施工時の泥水による水質汚濁(井戸、貯水池、池、河川等)		
		4 土捨場等からの土砂流出等による水質汚濁		
		5 その他()		
	回答(複数可) 	回答(複数可) 		
	24-7 土壌汚染	1 工場等の跡地による汚染土	1 汚染土の場外搬出、通常の土砂との置換 2 原位置での浄化処理 3 封じ込め処理 4 その他()	
		2 自然由来の汚染土		
		3 その他()		
		回答(複数可) 		回答(複数可) 
	24-8 土ぼこり	1 タイヤに付着した土砂等による車両走行時の粉じん	1 現場周辺の清掃、散水(タイヤの洗浄設備の設置含) 2 仮囲い等の設置 3 解体作業場所での十分な散水 4 敷鉄板の敷設 5 ヤード内仮舗装 6 その他()	
		2 現場内の土砂等の風による粉じん		
		3 構造物取壊し作業に伴う粉じん(アスベストを含まないもの)		
		4 その他()		
		回答(複数可) 		回答(複数可) 
		回答(複数可) 		回答(複数可) 
	24-9 特定粉じん(飛散性アスベスト)	1 アスベストの飛散	1 作業場所の隔離、集塵、排気装置の使用等必要な飛散防止対策の更なる徹底 2 その他()	
		2 調査結果のお知らせ掲示板の不備		
		3 その他()		
回答(複数可) 	回答(複数可) 			
24-10 悪臭	1 アスファルト防水時の臭い	1 芳香材(フバンターやチョコレート等の香り)によるマスキング 2 エンジンの空ぶかし禁止やアイドリングストップ 3 薬剤散布等による消臭 4 その他()		
	2 建設機械や工事用車両からの排気ガス等			
	3 掘削土砂等に含まれる硫化水素等			
	4 その他()			
回答(複数可) 	回答(複数可) 			

調査表⑤

質問	公害の種別	具体的な公害(苦情)の内容	主な対策措置	
24	24-11 電波障害	1 構築物による電波障害	1 補償費等の支払い	
		2 クレーン等仮設備による電波障害	2 共同アンテナの設置	
		3 その他 ()	3 クレーン等仮設備の設置場所や高さ等の変更	
		回答(複数可) 	回答(複数可) 	4 ケーブルテレビの設置
				5 その他 ()
	24-12 眺望障害	1 構築物による眺望障害(眺望権の侵害等)	1 補償費等の支払い	
		2 工事用機械、仮設備等による眺望障害(商店等がお客から見えなくなる等を含む)	2 代替看板等の設置	
		3 その他 ()	3 工事用機械、仮設備等の設置場所の変更	
		回答(複数可) 	回答(複数可) 	4 その他 ()
	24-13 日照障害	1 構築物による日照障害	1 補償費等の支払い	
2 工事用機械、仮設備、仮囲い等による日照障害(住宅部分が日陰になる等)		2 工事用機械、仮設備、仮囲い等の設置場所や高さの変更		
3 その他 ()		3 その他 ()		
	回答(複数可) 	回答(複数可) 		
24-14 プライバシー侵害	1 工事中の建物が周囲より高いことによるもの	1 目隠しの設置		
	2 工事中の重機が周囲より高いことによるもの	2 その他 ()		
	3 その他 ()			
	回答(複数可) 	回答(複数可) 		
24-15 健康被害	1 ストレス症状	1 別途住居(部屋)確保		
	2 アレルギー発症	2 治療補償		
	3 その他 ()	3 その他 ()		
	回答(複数可) 	回答(複数可) 		
24-16 家屋被害	1 家屋損傷(地盤沈下によるものは除く)	1 補修		
	2 家屋汚れ	2 補償費等の支払い		
	3 その他 ()	3 その他 ()		
	回答(複数可) 	回答(複数可) 		
24-17 その他 (記入式)	1 その他 ()	1 その他 ()		
	2 その他 ()	2 その他 ()		

調査表⑥

25	住民とのコミュニケーションは頻繁に行っていますか	1	定期的に行っている
		2	初回のみ行った
		3	全く行っていない

回答

26	作業員等に公害防止教育を行っていますか	1	定期的を実施している
		2	新規入場者教育等で初回だけ実施した
		3	全く実施していない

回答

公害（苦情）防止対策措置で成功した事例					
1	低騒音、低振動の機械や工法を採用した				
2	騒音・振動に配慮して、工事用車両に対する速度制限、重量制限等の交通規制を指導、徹底した				
3	騒音の発生が予想される仮設備等を防音壁、防音ハウス等で覆った				
4	近接家屋との間に防音壁を設置した				
5	騒音・振動の発生が予想される機械、仮設備等の設置場所に配慮した				
6	交通ラッシュの時間帯を考慮した作業工程を組んだ				
7	交通安全を優先するガードマンの配置に配慮した				
8	歩行者通路や生活用道路の確保について交通管理者と協議して通行止め、片側通行、一方通行等の交通規制をお願いした				
9	工事用車両の運転手を対象に運転マナーを指導した				
10	一方通行車両や歩行者に対する協力依頼の看板等を工夫して設置した				
11	建物等の工事中の損傷に対して苦情窓口の担当者を定め迅速に対応した				
12	土留工法に止水性の連続壁工法を採用した				
13	現場内周辺の清掃に努めた				
14	敷鉄板等により走路を整備した				
15	石綿飛散防止対策を事前に分かりやすく説明した				
16	工事用機械、仮設備等の設置について施工計画段階で関係する商店等と頻繁に協議をして理解、協力をお願いした				
17	公害防止について発注者と協議、連携を取りながら積極的に対応した				
18	十分な事前調査を実施して、その結果を施工計画に反映させた				
19	発注者の協力を得て現場見学会を行った				
20	地元との定期的な連絡協議の場を持ったり、個々に対応する等して公害防止についての意思の疎通に努めた				
21	週間の作業予定や予想される公害（迷惑等）とその対策措置等について広報を徹底して、工事への理解、協力をお願いに努めた				
22	地元開催の各種行事に積極的に参加した				
23	作業員に対する公害防止教育を徹底した				
24	作業所における公害防止のための関係者の責務と役割を明確にした管理組織を確立した				
25	担当者任せにせず、所長自ら指揮をとり解決にあたった				
26	その他（ <input type="text"/> ）				
27	回答（主なもの5個まで可）				
	<table border="1"> <tr> <td><input type="text"/></td> <td><input type="text"/></td> <td><input type="text"/></td> <td><input type="text"/></td> <td><input type="text"/></td> </tr> </table>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	

調査表⑦

公害（苦情）防止対策に対する反省事項						
1	事前調査について発注者、関係先等との連絡調整が不十分であった (従って、調査漏れ等があった十分な対策措置が取れなかった)					
2	工事の影響範囲を小さく見積もりすぎたため、その範囲以外からの苦情が多発してその対応に苦慮した					
3	地元との定期的な連絡協議の場に発注者の参加を要請すべきであった					
4	地元からの要請等はよく取捨選択して対応すべきだった					
5	作業員等に対する公害防止教育が不十分であった					
6	近接する住民とはもっと気楽に、頻繁に接触すべきだった					
7	地元説明会に欠席した住民にパンフレットを配付するなどして協力をお願いすべきであった					
8	地元説明会では発生が予想される公害（迷惑）について明確に説明して理解を求めるべきであった					
9	周辺環境調査を工事中も継続して行い、その変化に応じて柔軟に対処すべきであった					
10	対策措置費用の負担割合（甲と乙）を事前に発注者と十分に打合せておくべきだった					
2 8	11 軽微な補修工事でも誠意を持って迅速に対応すべきであった					
	12 施工計画段階での、工法、使用機械、仮設備、公害防止施設等の検討が不十分だった					
	13 作業所における公害防止のための関係者の責務と役割を明確にした管理組織を作らなかった					
	14 担当者任せにして、所長自ら指揮をとって解決にあたらなかった					
	15 工期等が厳しかったため、公害防止管理までは配慮が行き届かなかった					
	16 渉外担当者を配置しておくべきだった					
	17 公害に対するアセスメント（影響評価）を事前に実施するべきであった					
	18 その他（ ）					
回答（主なもの5個まで可）						
<table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr> <td style="width: 20%;"></td> </tr> </table>						

発注者に対する要望事項				
1	工事の見通しがある程度はつきりしてから着手命令を出して欲しい			
2	工事の計画・設計段階で発注者としての地元説明を行い、工事に対する理解、協力を積極的に働きかけて欲しい			
3	工事の計画・設計段階での必要な調査を行い、その結果を工法、工期、積算等に十分反映させて欲しい			
4	発注者主催の地元との連絡協議の場を定期的に持って欲しい			
5	地元からの苦情、要望等に対して発注者としてもその役割、分担の範囲で積極的に対応して欲しい			
6	公害防止対策の具体的な内容や補修費・補償費等の負担割合（甲と乙の）を施工条件として明示して欲しい			
7	工事の計画や工法等基本的な事項に係る事に関して、地元の同意書が得られないことによる工期の遅延や工法変更に伴う工事費の増について適切な設計変更処理をして欲しい			
2 9	8 商店等に対する営業補償を取り上げて欲しい			
	9 補償費の決定、積算は速やかに行って欲しい			
	10 三者協議を実施して欲しい			
	11 ワンデーレスポンスを実施して欲しい			
	12 土日閉所で工程を組み、発注してほしい			
	13 その他（ ）			
回答（主なもの3個まで可）				
<table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;"></td> </tr> </table>				

Ⅱ. 建設副産物の処理状況について

(単位 t)

	建設副産物の種類	①再資源化施設へ搬出	②減容化(焼却)施設へ搬出	③最終処分場へ搬出	計画総数量
		計画数量	計画数量	計画数量	①+②+③
1	特定建設資材廃棄物		/		0
	建設発生木材 (資材として使用された木材が廃棄物となったもの)				0
	アスファルト・コンクリート塊		/		0

* 計画数量は工事完了までの計画排出数量をお答えください。

計画数量を記入すると総数量が自動計算されます。

質問1で③最終処分場へ直接搬出した現場のみ、回答ください。

回答

2	特定建設資材廃棄物を、再資源化施設(減容化施設)ではなく、なぜ最終処分場に搬出されたのですか	1 近くに再資源化施設(減容化施設)がない
		2 近くに最終処分場がある
		3 発注者の特記仕様書に明記
		4 コストの面
		5 リサイクルにできない低品質である
		6 その他 ()

	建設廃棄物の種類	廃棄物の計画総数量	単位	具体的な品目例	リサイクル率	
					目標値	%
3	建設汚泥		t	場所打杭工法、SMW工法等で生ずる廃泥水等		%
	がれき類(コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊を除く)		t	れんが破片等		%
	木くず(建設発生木材を除く)		t	伐開材、除根材等		%
	紙くず		t	梱包材、ダンボール、壁紙くず等		%
	金属くず		t	鉄骨鉄筋くず、金属加工くず、足場パイプ等		%
	廃プラスチック類		t	廃発泡スチロール等梱包材、廃ビニール等		%
	ガラスくず及び陶磁器くず		t	ガラスくず、タイル衛生陶磁器くず、耐火煉瓦等		%
	石膏ボード		t	石膏ボード		%
	廃石綿等		t	飛散性の石綿等：吹付け石綿、石綿保温材等		%
	石綿含有産業廃棄物		t	非飛散性の石綿含有廃棄物：石綿スレート等		%
	水銀使用製品産業廃棄物		t	蛍光灯等		%
	混合廃棄物		t			%
	その他分別された廃棄物()		t			%

* 計画数量は工事完了までの計画排出数量をお答えください。

* リサイクル率については現場等で設定しているものについて記入してください。(リサイクル率=再資源化率+縮減率)

建設汚泥が発生する現場のみ回答願います。

4	建設汚泥の処分先(方法)と指定・自由の別および処分地を記入	処 分 先	(選択回答)	(選択回答)	(記入式)
			処分方法	1. 指定 2. 自由	処分地 都県名
		1 中間処理施設へ搬出後、縮減して最終処分場へ			
		2 中間処理施設へ搬出後、再生処理・再生利用			
		3 自ら利用(自社内他現場利用含む)			
		4 個別指定(直接他工事に搬出、他社工事が改良等して再生利用)			
		5 個別指定(排出現場で改良等し、他社工事で再生利用)			
		6 その他()			

* 処分方法が2通り以上ある場合は、「処分方法」欄の該当する方法のそれぞれに○を選択し回答してください。

コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊が発生する現場のみ回答願います

5	コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊の処分先(方法)と指定・自由の別、および処分地を記入	処 分 先	(選択回答)	(選択回答)	(記入式)
			処分先(方法)	1. 指定 2. 自由	処分地 都県名
		1 直接最終処分場へ搬出			
		2 中間処理施設へ搬出後、再生利用			
		3 自ら利用(自社内他現場利用含む)			
		4 個別指定(破砕等の処理をして他社工事で再生利用)			
		5 その他()			

* 処分先が2箇所以上ある場合は、処分先(方法)欄において、それぞれに○を選択し回答してください。

建設発生木材及び伐開材、除根材が発生する現場のみ、回答願います。

6	木くずの処分先(方法)と指定・自由の別、および処分地を記入	処 分 先	(選択回答)	(選択回答)	(記入式)
			処分先(方法)	1. 指定 2. 自由	処分地 都県名
		1 直接最終処分場へ搬出			
		2 中間処理施設へ搬出後、縮減等をして最終処分場へ			
		3 中間処理施設へ搬出後、再生利用			
		4 自ら利用(自社内他現場含む)			
		5 個別指定(破砕等の処理をして他社工事で再生利用)			
		6 有償譲渡			
		7 その他()			

* 処分先が2箇所以上ある場合は、処分先(方法)欄において、それぞれに○を選択し回答してください。

建設発生土(汚染土壌を含む)が発生する現場のみ、回答してください。(選択回答および記入)

7	処分地等	排出数量 (計画総数量)	1. 指定 2. 自由	1. 公共 2. 民間	処分地 都県名	1. 一般残土 2. 汚染土	1. 土捨場 2. 工事間利用 3. 現場内利用 4. 汚染土壌処理施設 5. その他
		①	?				
②	?						
③	?						
④	?						
⑤	?						

* 処分地等が違えば、複数回答してください。なお処分地が5箇所以上の場合、排出量の多い上位5箇所までを記入してください。

8	建設廃棄物を自ら利用や個別指定でリサイクルするにあたり、阻害要因として何か考えられますか	1 自ら利用と不法投棄の境が不透明	回答 <input type="checkbox"/>
		2 個別指定の指定を取るのが困難	
		3 個別指定制度の理解不足	
		4 その他 ()	

**廃棄物の処理を委託している場合は、以下質問9～16にお答えください。
また、産廃品目・契約等により実施条件が違う場合は、複数回答してください。
なお、その他()内へは必要に応じて記入してください。**

9-1	処分業者の施設・能力の確認者は誰ですか	1 確認者なし（現地確認、書面確認ともしていない）	回答 A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/>
		2 作業所が確認している	
		3 上位部門が確認している	
		4 作業所あるいは上位部門のどちらかが確認している（状況に応じて）	
		5 作業所、上位部門の両方で確認している	
		6 その他 ()	

※ 上位部門とは店社の出張所・営業所等、または管理部門等

9-2	処分業者の施設・能力の確認はどの方法で行っていますか	1 書面による確認は実施しているが、保管はしていない。（現地確認はしていない）	回答 A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/>
		2 書面による確認をして、確認資料として保管している	
		3 書面を確認してから、さらに現地確認を実施し、写真や資料等を保管している	
		4 その他 ()	

※ 書面とは処理業者のカタログやホームページの必要情報を示す

10-1	委託契約書の確認者は誰ですか。契約者は誰ですか	1 作業所で実施している 【契約者は作業所長】	回答 A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/>
		2 上位部門で実施している（作業所確認後の最終確認） 【契約者は上位部門管理責任者】	
		3 契約書は現場で作成し、支店など上位部門で確認したのち、作業所長が契約者になる	
		4 その他 ()	

※ 上位部門とは店社の出張所・営業所等、または管理部門等

10-2	委託契約書の締結（契約ごとなので複数回答可）	1 収集運搬業者、処分業者と各々契約を締結している（二者契約）	回答 A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/>
		2 収集運搬業者、処分業者と一枚の契約書で契約を締結している（三者契約）	

※ 収集運搬業者と処分業者が同一業者の場合は、1. を選択してください。

10-3	委託契約書の契約は、どの方法ですか	1 全て書類契約（紙）で行っている	回答 <input type="checkbox"/>
		2 一部電子契約で行っている	
		3 全て電子契約で行っている	
		4 その他 ()	

11	処理費の支払（複数回答可）	1 全て収集運搬業者、処分業者各々に直接支払っている（個別払い）	回答 A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/>
		2 収集運搬業者に処分費込みで一括で支払っている（一括払い）	
		3 工事代金に処理費を含めて、専門工事業者に一括で支払っている	
		4 その他 ()	

※ 収集運搬業者と処分業者が同一業者の場合は、1. を選択してください。

上記質問11で一括払いに回答した現場のみお答えください。

12	処理費を一括で支払う理由は何ですか	1 簡単だから	回答 <input type="checkbox"/>
		2 安くなるから	
		3 業者に頼まれたから	
		4 慣例だから	
		5 その他 ()	

現場で使用しているマニフェストは何ですか

回答

13	マニフェスト 交付状況	1 紙マニフェストのみ
		2 紙マニフェストが主で、一部電子マニフェスト
		3 電子マニフェスト、紙マニフェスト、ほぼ同じ割合
		4 電子マニフェストが主で、一部紙マニフェスト
		5 電子マニフェストのみ

現場での分別実施品目(予定も含む)を、使用マニフェスト別にお答えください(選択回答)

14	マニフェストの 分別品目 該当部分に、 プルダウンで ○印を選択 (複数回答可)	分別実施品目	建設汚泥	リ ー ト コ ン ク ラ	ア ス コ ン	木 く ず	紙 く ず	金 属 く ず	廃 プラ	陶 磁 器	ガ ラ ス	ボ ー ド	石 膏	廃 石 綿 等	廃 棄 物	石 綿 含 有 産 業 廃 棄 物	水 銀 使 用 製 品	廃 棄 物	混 合	そ の 他	
			1 紙マニフェスト																		
2 電子マニフェスト																					

回答

紙マニフェストを使用している場合のみ記述してください。

15	照合確認	1 速やかにA票とB2票、D・E票を照合し確認を行っている
		2 月に1回程度、照合して確認を行っている
		3 照合の確認は特に行っていない

紙マニフェストを交付している現場で、電子マニフェストに切替えられない理由についてお答えください。

回答

16	電子マニフェスト 利用阻害要因 (複数回答可)	1 自社が電子マニフェストを導入していないから
		2 処理委託したい業者が、電子マニフェストを導入していないから
		3 電子マニフェストシステムの使用料金が安いから
		4 電子マニフェストを使用できる業者の処理単価が高いから
		5 廃棄物処理業者の選定は協力業者に任せているから
		6 電子マニフェストの使用を発注者が認めないから
		7 発注者指示・指定の収集運搬業者もしくは処分業者が電子マニフェストを導入していないから

17	発注者の建設廃棄物に関する条件明示(複数回答可)	1 処分地または距離が明示されている
		2 再資源化施設への搬入が明示されている
		3 場内処理(減量化、再資源化して自ら利用等)が明示されている
		4 明示されていない

回答

*** 質問18~20は、「分別、管理一般、施設、コスト、処分地等」について現場で感じておられることを記入してください。**

18	建設廃棄物の処理で一番困っていることは何ですか	
----	-------------------------	--

19	建設廃棄物の自ら利用やリサイクル材等の使用で困っていることは何ですか	
----	------------------------------------	--

建設発生土の処理で困っていることは何ですか。(複数回答可)

20	20-1 搬出土の問題	1	高含水比である	回答 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
		2	ガラ等の混入がある	
		3	汚染土である	
		4	その他（上記以外の問題がある）	
	20-2 処分地の 受入条件	1	処分地が指定されている	回答 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
		2	受入時間の制限がある	
		3	受入数量が限定されている	
		4	その他（上記以外の受入条件がある）	
	20-3 運搬の問題	1	遠い	回答 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
		2	十分な台数確保ができない	
		3	運搬経路に制限を受ける	
		4	通行時間に制限を受ける	
5		その他（上記以外の運搬問題がある）		
20-4 その他	1	上記（20-1～20-3）以外の問題がある	回答 <input type="checkbox"/>	

21	上記の設問で回答された方でその他を選ばれた方は、詳細を記述してください	
----	-------------------------------------	--

22	建設廃棄物のリサイクルや処理で、現在、力を入れていることや工夫していること等があれば教えてください（複数回答可）	1	発生抑制	回答 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
		2	再使用	
		3	再生利用	
		4	電子マニフェスト	
		5	その他（ ）	

23	上記設問に回答された方は詳細を記述してください	
----	-------------------------	--

24	建設廃棄物の処理、建設副産物のリサイクル等について、発注者や行政機関等に対する要望等を記入してください。（建設発生土は除く）	
----	--	--

公害の防止並びに建設副産物管理に関する日建連・協議会活動(講習会、発行資料、現場調査、現場点検等)に対する意見、要望等を記入してください。

25	意見、要望等	
----	--------	--

お疲れさまでした。ご協力有難うございました。

個人情報(会社名・作業所名・住所・連絡先・個人名等)は一切公表しません。

★ 回答提出はこの電子データ(エクセル)を下記メールアドレスにお送りください。

提出先E-mail:

事務局担当:

提出期日: 9月6日(月)

現場点検表 (公害防止点検表+建設副産物管理点検表)

工事名:

公害防止点検表

この黄色枠の中に評価の点数を入力してください(▼プルタブから選択)

※該当しない点検項目は、点検欄の口白色枠に×を記入(▼プルタブ選択)し、黄色枠には何も入力しないで下さい。

点検項目	評価点				点数	評価基準			検証事項・書類 特記事項
	A	B	C	A		B	C		
1 計画・対策	(1) 施工計画段階での必要な調査・事前測定の実施	4	2	0		学校・病院、家屋、井戸、埋設物、暗騒音等公害防止上必要な調査・事前測定が実施され記録がある。	調査・事前測定は実施されているが調査種類や内容等が一部不十分である。	調査・事前測定の必要があるのでに実施されていない。	
	(2) 公害防止のためのリスクの洗い出しと対策	4	2	0		計画段階で工種別に公害発生リスクを洗い出し、発生頻度や影響度の高い事象等から重大発生リスクを特定し、その対策を立てている。	計画段階では重大発生リスクは特定しているが、対策までは不十分である。	計画段階では重大発生リスクの特定や対策はできていない。	
	(3) 公害防止に有効な施工方法等の選定	4	2	0		近隣の意向、関係法令等に基づいた公害防止に有効な施工方法、機械・設備が選定され、実施されている。	法令等に基づき施工方法、機械・設備の選定は実施されているが、近隣の意向等への配慮に欠けるところがある。	公害防止に有効な施工方法、機械・設備を選定する必要があるのに実施されていない。	
	(4) 近隣住民との事前話し合い	2	1	0		工事説明会等を開催し、工事の概要、施工方法、公害防止対策等について説明し、対応している。	工事説明会等は開催しているが、対応、措置に一部不十分な面がある。	工事説明会等開催の必要があるのに開催していない。	
2 管理	(5) 近接工事現場との連絡調整(該当する場合のみ)	2	1	0		他の建設工事と輻輳して工事を施工する場合、公害防止について十分な連絡調整を行っている。	連絡調整は行っているが不十分である。	輻輳して工事を施工するのに連絡調整を行っていない。	
	(6) 公害防止・環境保全・緊急措置等の管理組織の設置	4	2	0		作業所に関係者の責務と役割を明確にした管理組織が確立されている。	管理組織はあるが、役割分担が不明確である。	公害防止に係る管理組織がない。	
	(7) 地元協議会等との意思の疎通	2	1	0		地元協議会等と公害防止について意思の疎通を図っている。	公害防止についての意思の疎通が不十分である。	意思の疎通がなく、またその働きかけも行っていない。	
	(8) 近隣住民等に対する広報	2	1	0		週間の作業予定、予想される公害に対する措置等について近隣が知りたい情報を適宜、掲示板、回覧、チラシ等で周知している。	広報はしているが、提供する情報内容等が不十分である。	広報の頻度が少ない。必要な情報が提供できていない。	
	(9) 協力会社に対する公害防止の教育、指導	4	2	0		協力会社に対する教育、指導が効果的に行われている。	協力会社に対する教育、指導を行っているが不十分である。	協力会社に対する教育、指導を行っていない。	
	(10) 公害(苦情)処理および記録、公害関係資料等の整備	2	1	0		公害(苦情)に対して適切に対応ができています。また処理記録、公害関係資料等がよく整理され保存されている。	公害(苦情)に若干、対応できていない点がある。または処理記録、関係資料等はあるが、整理、保存が不十分である。	公害(苦情)に対応できていない状況がある。または処理記録、関係資料等がなく関係資料等も整備されていない。	
3 作業環境	(11) 作業場外への飛散・落下物防護の措置	2	1	0		飛散・落下物防護の措置が十分に取られている。	防護措置はされているが、一部に不備がある。	防護措置が取られていない。	
	(12) 作業場出入口付近の交通安全の確保	2	1	0		交通誘導員による誘導等や交通事故防止対策が適切に行われている。また、工事関係車両の路上駐車もない。	交通誘導員による誘導等や交通事故防止対策の一部の不備や不足がある。また、工事関係車両の待機場所確保も不十分である。(路上駐車が見受けられる)	交通誘導員の配置がない、交通事故防止対策が見受けられない。また待機場所等も不十分で、工事関係車両が路上駐車している。	
	(13) 土砂運搬トラックによる土砂飛散防止対策	2	1	0		土砂積込場所や走路の清掃が行き届いている。また、必要に応じてタイヤの洗浄設備・作業員等を配置して活用し、一般道路を汚していない。汚してもすぐ処置ができています。	清掃が不十分である。また、洗浄設備・作業員等を配置しているが活用されていない。一般道路の一部が汚れている。	清掃が行われていない。また、洗浄設備・作業員等を配置していないので一般道路を汚している。	
4 交通対策	(14) 道路使用許可等の申請・提示および実施状況	2	1	0		道路使用許可等の申請が適正に行われ、許可条件が現地に掲示されている。許可条件に基づいた現地の処置対応ができています。	申請手続きは行われているが、現地に許可条件が掲示されていない。一部に許可条件と合わない現地状況が見受けられる。	無許可で道路使用が行われている。許可条件とかなり違った現地状況である。	
	(15) 道路標識、標示板等の設置	2	1	0		工事に伴って計画された道路標識、標示板等が適切に設置されている。	計画されているが、一部に不適切なところがある。	計画も不十分で、設置されていない。	
	(16) 一般通行車両等対策	2	1	0		仮舗装や覆工等が適切に行われ、周辺路面との段差もなく、よく路面維持され適切に管理されている。設備的、計画的にも車両通行に問題ない。	路面維持は行われているが、一部に段差や覆工板のバタツキ等の設備管理に不備あり。一部の設備を見直せば車両通行の改善が見込める。	路面維持・管理に配慮がされていない。円滑な車両通行のために追加設備や計画の見直しが必要。	
	(17) 歩行者対策	2	1	0		歩行者が安全に通行できる通路が確保されている。必要に応じた誘導や計画(通路の切替え)も適切である。	通路は確保されているが、狭い、凹凸等があるなど、通行に一部支障が見受けられる。誘導や通路切り替えが必要。	通路が確保されていない。	

工事名: _____

公害防止点検表

 この黄色枠の中に評価の点数を入力してください(▼プルタブから選択)

※該当しない点検項目は、点数欄の□白色枠に×を記入(▼プルタブ選択)し、 黄色枠には何も入力しないで下さい。

点検項目	評価点				点数	評価基準			検証事項・書類 特記事項
	A	B	C	A		B	C		
5 騒音・振動	(18) 法定の届出	4	2	0		特定建設作業(杭打機、空気圧縮機等を使用する作業)を伴う建設工事の施工の届出がある。	一部の特定建設作業の届出ができていない。	届出が行われていない。	
	(19) 特定建設作業における騒音・振動の測定・届出基準遵守のための作業	2	1	0		リスク管理、環境配慮の観点から測定を自主的に実施・記録されている。規制基準を遵守した作業が行われている。基準が守れない場合は対策が適切に講じられている。	測定は実施されているが、結果の確認と記録の整備が不十分である。規制基準を上回る作業が一部で発生している。基準を守れない場合(守るための)対策に一部不備が見られる	特定建設作業があるにも関わらず測定が実施されていない。特定建設作業の規制基準を超える作業が頻繁に発生している。	
6 水質汚染	(20-1) 排水基準の遵守 (届出が必要な場合)	4	2	0		公共下水道・河川・湖沼等へ汚水・廃水等を排出する場合、届出が行われ、排水基準に基づいて適正に処理されている。	届出は行われているが、排水基準の遵守に一部不備がある。	届出が行われていない。又は、届出は行われているが、排水基準に基づいた処理が行われていない。	
	点検は(20-1)、(20-2)、どちらかを選択する。								
	(20-2) 排水基準の遵守 (届出が不要な場合)	4	2	0		公共下水道・河川・湖沼等へ汚水・廃水等を排出する場合、排水基準に基づいて適正に処理されている。	排水基準の遵守に一部不備がある。	排水基準に基づいた処理が行われていない。	
	(21) 排水設備の保守点検・水質汚染防止対策	4	2	0		水質汚染防止対策が計画されており、対策機材の準備・教育や訓練が行われている。排水設備の点検が行われ保守管理が良好。	水質汚染防止対策は計画されているが、対策機器、教育、訓練等が十分ではない。排水設備の点検に一部不備がある。	水質汚染防止対策の計画がされていない。排水設備の点検ができていない	
(22) 薬液注入箇所周辺の水質基準	2	1	0		周辺の地下水及び公共水域等における水質基準、注入機器の洗浄水等の排出水の水質基準が確認され、適正に処理されている。	水質基準の確認はされているが、その処理が不十分である。	確認されていない。		
7 大気汚染	(23) 特定粉じん(石綿)排出等作業の管理	2	1	0		特定粉じん排出等作業の事前調査、及びその届出、発注者への書面による説明及び発注者の届出の確認が行われ、作業場の隔離、掲示板の設置等の作業基準が遵守されている。	事前調査及びその届出と発注者への書面による説明は行われていないが、作業基準の遵守が不十分である。	事前調査と発注者への説明も作業基準の遵守も行われていない。	
	(24) 有害大気汚染物質対策の推進	2	1	0		排出ガスの規制遵守、抑制対策(アイドリングストップ、適正燃料の使用等)により、排出ガス抑制に努めている。排出ガス対策型建設機械の使用を確認している。	排出ガスの排出抑制が不十分である。排出ガス対策型建設機械の使用を確認していない。	排出ガスの排出抑制に努めていない。	
8 土壌汚染	(25) 汚染土壌への対処 (土壌汚染の恐れが想定される現場)	2	1	0		土壌汚染状況調査(地歴調査、土壌分析等)が実施されている。汚染土壌であった場合は、適正に対処し、処置されている。	土壌汚染の恐れが想定されているが、土壌汚染状況調査、それに伴う対処等、リスク管理が不十分である。	土壌汚染の恐れが想定されているが、まったに対処されていない。誤った汚染土壌の処置が行われている。	
9 その他の公害・環境対応	(26) 地盤沈下、隆起、水枯れ等の防止	4	2	0		事前に防止対策が検討され、定期的な地盤高測定や水位観測等の管理が行われている。また、施工中の状況変化に対する必要な措置が講じられている。	定期的な地盤高測定や水位観測等は行われているが、その結果のフォローが不十分である。	事前の防止対策の検討や地盤高測定、水位観測等の管理が行われていない。従って施工中の状況変化も把握されていない。	
	(27) 土ほこり、油の発生状況や風散・飛散等の防止	2	1	0		現場内外の作業環境、周辺環境がよく整理整頓されている。土ほこり、油や資材等の飛散しそうなものは囲い、覆いや結束等の養生が行き届いている。	作業環境の整備に努めているが、不十分である。一部に飛散のための養生が不足している。	工事の施工が優先され、作業環境の整備への配慮がなされていない。土ほこり、油や資材等の飛散の恐れがある。	
	(28) 緊急事態対応 (公害発生後の拡散防止)	2	1	0		公害発生リスクに備え、あらかじめ緊急事態対応の機器・機材が準備されている。また機器・機材はきちんと保守・管理がされている。	緊急事態対応の機器・機材の用意はされているが、保守・管理が不十分である。(緊急対応ができない可能性あり)	緊急事態対応の機器・機材の用意がない。緊急事態への対応が難しい状況である。	
	(29) 現場独自の公害防止対策 (創意工夫)	2	/	/		公害防止に対する現場独自の活動や指導、教育等の積極的な活動が見られる	▼具体的な活動内容を記載		
(30) 現場独自の環境負荷低減・削減対策(創意工夫)	2	/	/		環境負荷低減・温暖化防止・生物多様性等に対する現場独自の活動や指導、教育等の積極的な活動が見られる	▼具体的な活動内容を記載			

【自動計算結果】(満点を100点とした時の評価点換算式)

0	(A評価最高点が2点項目の満点)ただし加点項目(D)除く			
0	(A評価最高点が4点項目の満点)			
0 ÷ 0	× 100 =	#DIV/0!	0	#DIV/0! 点
(評価合計点数)↑	↑(A評価の満点合計)		加点項目(D)	総合計

工事名: _____

建設副産物管理点検表

この黄色枠の中に評価の点数を入力してください(▼プルタブから選択)

※該当しない点検項目は、点数欄の口白色枠に×を記入(▼プルタブ選択)し、黄色枠には何も入力しないで下さい。

点検項目		評価点				評価基準			検証事項・書類 特記事項
		A	B	C	点数	A	B	C	
1 計 画	(1) 建設副産物の発生抑制、再生利用、建設廃棄物の処理方法等に関する契約条件の確認	4	2	0		施工計画段階で、処理方法等について発注者から明示された条件を設計図書等で確認し、明示がない場合は発注者に問合せをし、施工条件を確認している。	契約条件について設計図書等を確認しているが、不明な点の打ち合わせがなく、したがって施工計画段階での発注者との連携が不十分である。	設計図書等を確認したことがなく、また、処理方法等について発注者と打ち合わせしたこともない。	
	(2) 建設廃棄物の再資源化、適正処理等についての検討と計画の策定	4	2	0		建設副産物管理等について、契約条件、発注者や処理業者との事前の打ち合わせ等に基づいて検討を行い、再生資源利用(促進)計画書が策定されている。	適正処理等についての検討、計画の策定は行われているが、内容が不十分で具体的な施策が示されていない。	検討が行われず、計画も策定されていない。	
2 管 理 一 般	(3) 廃棄物を適正に処理するための現場における責任者の明確化などの現場管理体制の確立	4	2	0		廃棄物を適正に処理するための現場における責任者(廃棄物処理責任者等)を定め、廃棄物の適正管理が行われているとともに、母店の責任者等を含めた管理体制図などを現場事務所に掲示する等、必要事項が周知されている。	現場における責任者は定めているが、管理が当該責任者まかせで、関係者に対し必要事項が周知されていない。	現場における責任者を定めず、廃棄物の適正管理も行われていない。	
	(4) 処理マニュアル等の設置	2	1	0		母店が作成した処理マニュアルあるいは日建連の手引き等を現場事務所内で自由に閲覧できるようにしている。	マニュアル等はあるが活用されていない。	独自の処理マニュアル等を作成せず、また、日建連の「手引き」等も利用していない。	
	(5) 協力会社の教育・指導	4	2	0		入所時教育はもちろんのこと、朝礼や職員会議などでも指導教育が行われている。	入所時教育のみである。	現場内の教育、指導が行われていない。	
	(6) 廃棄物管理の状況等の把握とその記録の作成、保存	2	1	0		計画に基づいた廃棄物の処理状況等に関する記録が作成、整備され、保存されている。(例:「〇〇月廃棄物処理状況報告書」等がある)	記録の作成、保存に落ちがあるなど不十分である。	廃棄物の処理状況等に関する記録が作成、保存がされていない。	
3 委 託 管 理	(7) 収集運搬業者および処理業者(中間処理業者、最終処分業者)の許可内容等能力の確認や施設の状況確認	4	2	0		廃棄物の処理を委託する場合、収集運搬業者並びに処分業者と直接面談し、かつ、許可証の写しにより許可内容の確認をするとともに、現地調査等により施設の状況等を確認している。	許可証等で能力の確認は行っているが、現地調査を実施していない。	業者の説明を信用して許可証による許可内容の確認もせず、施設の状況確認もしていない。	
	(8) 委託の基準を遵守した書面による委託契約の事前の締結	4	2	0		収集運搬業者並びに処分業者それぞれと委託の基準を遵守した、書面による委託契約が事前に締結されている。(いわゆる二者契約がきちんとなされている)	収集運搬業者並びに処分業者それぞれと契約されているが、書面に記載事項の不備がある。	収集運搬業者並びに処分業者それぞれと委託の基準を遵守した書面による委託契約が締結されていない。	
	(9) 専ら物《もっぱらぶつ》(古紙、くず鉄、空きビン類、古繊維)の処理	2	1	0		現場で発生するすべての専ら物の処理は、取扱業者と売買契約書を取り交わしている。契約後は有価物となるが、廃棄物としての同様の保管管理を行っている。	一部の専ら物で取扱業者と売買契約書を取り交わしている。契約していない専ら物の廃棄物管理ができていない。	取扱業者と売買契約書を取り交わしていない。契約していないので廃棄物だが、廃棄物の保管管理をしていない。	
4 マ ニ フェ ス ト 管 理	(10) マニフェストの適正な交付	4	2	0		マニフェストの交付に際し、廃棄物の種類毎、運搬車両ごとに交付されており、必要事項が適切、明確に記載されている。	マニフェストの記載に一部不適切、不明確な内容がある。	マニフェストが交付されていない。	
	(11) マニフェストの保管・管理・照合・確認	4	2	0		A票、B2票(B1票)、D票、E票が関連されて、適正に保管管理されている。保管に関する社内規定も確立している。また照合・確認も環境省令通り行われている。	保管管理システムが社内的に確立されていない。マニフェストの戻りが時々遅れることがあったり、毎月請求書と一緒に、戻されている。	マニフェストの保管管理・照合・確認が社撰(ずさん)である。	

工事名: _____

建設副産物管理点検表

この黄色枠の中に評価の点数を入力してください(▼プルタブから選択)

※該当しない点検項目は、点数欄の□白色枠に×を記入(▼プルタブ選択)し、黄色枠には何も入力しないで下さい。

点検項目	評価点				点数	評価基準			検証事項・書類 特記事項
	A	B	C	A		B	C		
5 分別・保管	(12) 処理計画に基づく廃棄物の分別および保管(建り方への対応を含む)	2	1	0	0	処理計画に基づいて処理方法別に分別(特定建設資材を含む)が行われ、現場全体で分別が徹底されている。	処理計画に基づいて分別されているが、現場全体に徹底されず分別が不完全である。	処理計画に基づいて分別されていない。	
	(13) 廃棄物の保管基準に則った現場内保管と収集運搬	2	1	0	0	分別(特定建設資材を含む)が行われた廃棄物が、保管基準を順守して適正に保管されている。また、収集運搬も的確に実施されている。	保管基準が一部遵守されていないところがある。あるいは、収集運搬に一部不適切な部分がある。	廃棄物の保管基準が守られていない。また、収集運搬も適切に行われていない。	
	(14) 作業員等の生活に伴う廃棄物(生ごみ等)の分別の徹底	2	1	0	0	建設廃棄物に生ごみ等が混入しないようその趣旨が作業員等によく周知され、分別が徹底されている。	作業員に対して分別の指導は行われているが、時々生ごみ等が混入される等分別が徹底されていない。	作業員に対しての指導も行われておらず、生ごみ等が混入した状態で排出され、分別されていない。	
	(15) 廃石綿の取扱い(非飛散性を含む)廃棄物処理法の対応	4	2	0	0	廃石綿あるいは非飛散性アスベストの取扱いは、廃棄物処理法に従い、適正に管理され、また収集運搬・保管も適正である。	廃石綿、非飛散性アスベストの取扱いに、一部不適切な取扱いがある。	廃石綿、非飛散性アスベストの取扱いが不適正である。	
6 リサイクル	(16) 再資源化施設等の積極的活用と、再生資源利用促進計画書(実施)の策定(搬出)	4	2	0	0	再生資源利用促進計画書が作成され、廃棄物については、再資源化施設等の積極的な活用がなされている。上記計画書は適宜見直しされ、再資源化に努めている。記録も保存整備されている。	再資源化施設は活用しているが、再生資源利用促進計画に不備がある。また見直しもなされていない。	再資源化施設を活用していない。また再生資源利用促進計画も作成されていない。	
	(17) 再生資源の積極的な活用と、再生資源利用計画の作成	4	2	0	0	再生資源利用計画書が作成され、再生資源の利用に努めている。記録も保存整備されている。	計画書は作成されているが、計画通り実施されていない。	計画書も作成されておらず、再生資源の活用もみられない。	
	(18) 現場内処理による積極的な再生利用 (自ら利用等) 【この項目は加点項目】	2	/	/	/	現場内あるいは工間での再生利用を積極的に発注者に働きかけ、「自ら利用」や「個別指定」などにより再生利用に努めている。	/	/	
	(19) 建設リサイクル法への対応(対象建設工事の場合、説明、契約、告知、変更等)	4	2	0	0	発注者への説明及び契約、下請業者への告知と契約、再資源化等の確認、変更確認等が適切にされている。作業員にまでリサイクル法対象現場になっていることが浸透している。	説明、契約、告知、変更確認等は、なされているが一部に不十分な点がある。対象現場であることを知らない作業員がいる。	検討が行われておらず、説明、契約、告知、変更確認等がされていない。	
7 減容化・減量化	(20) 廃棄物の減容化・減量化対策	4	2	0	0	工場生産、資材プレカット、簡易包装や現場での創意工夫等で廃棄物の減容化・減量化に努める対策・方策がいくつも計画されている。または実施されている。脱水、乾燥、固化、破砕等の中間処理も該当。	減容化・減量化対策・方策の計画または実施は1点だけである。廃棄物の分別徹底が進んでいない。脱水、乾燥、固化、破砕等の中間処理は行われていない。	減容化・減量化対策・方策の計画または実施が見受けられない。	
	(21) (廃棄物処理法第15条設置許可)の産業廃棄物処理施設(中間処理施設等)の設置・管理	2	1	0	0	処理施設を設置して産業廃棄物処理責任者および技術管理者が配置され、処理施設に係る技術上の基準および維持管理に関する計画に従い、施設が維持管理されている。	処理施設を設置して産業廃棄物処理責任者および技術管理者のもと、技術上の基準および維持管理の計画に従い、維持管理されているが、一部不備がある。	処理施設を設置しているが産業廃棄物処理責任者および技術管理者も配置されておらず、技術上の基準も守られていない。維持管理も計画に従っていない。	
8 その他	(22) 整理整頓	4	2	0	0	整理整頓が徹底され、整然と工事が進められている。	整理整頓が不十分である。	整理整頓が全く行われておらず、現場全体が雑然としている。	
	(23) フロン処理の管理(フロン排出抑制法)	2	1	0	0	フロン機器の事前調査を行い結果を発注者に書面報告している。回収処理、処理報告は行程管理票を使っている。その記録は法的保存期間が明確になっている。	発注者報告や行程管理票の使用に一部不備がある。その記録は法的保存期間が不明確。	発注者報告ができていない。行程管理票を使っている処理がなされていない。	
	(24) 副産物&環境改善活動(積極的な取組) (現場独自の工夫) 【この項目は加点項目】	2	/	/	/	職長会や環境担当者等による環境改善や副産物に特化したパトロールや環境イベント(標語募集・講習会等)を行ない、環境改善活動に取り組んでいる。	▼具体的な活動内容を記載		
	(25) 現場独自の建設副産物に対する取組(創意工夫している取組) (現場独自の工夫) 【この項目は加点項目】	2	/	/	/	建設副産物に対する現場独自の3R活動や積極的な指導、教育等や他の模範となるような設備、活動が見られる	▼具体的な活動内容を記載		

【自動計算結果】(満点を100点とした時の評価点換算式)

0 (A評価最高点が2点項目の満点)ただし加点項目(17・23・24)除く					
0 (A評価最高点が4点項目の満点)					
0 ÷ 0 × 100 =	#DIV/0!	0	#DIV/0!	点	
(評価合計点数) ↑	↑ (A評価の満点合計)	評価点	加点項目 (17) (23) (24)	総合計	

公衆災害対策委員会

環境公害対策部会

編集者名簿

(2022年3月31日現在)

阪本 廣行 (フジタ)
陣内 久之 (三井住友建設)
檜山 博昭 (五洋建設)
迫田 昭文 (東鉄工業)
小林 啓二 (戸田建設)
宇治 昇一 (大成建設)
根本 保史 (大林組)
塩崎 修男 (安藤・間)
小笹 一彦 (鹿島道路)
鈴木 篤 (鉄建建設)
藤井 健二 (大本組)
渡部 志織 (不動テトラ)
守安 弘周 (前田道路)
石田 雅也 (鹿島建設)
茂呂 達明 (竹中土木)

公害(苦情)、建設副産物に関する現場調査及び点検結果のまとめ
(道路・鉄道工事)

2022年8月

編集 一般社団法人 日本建設業連合会
公衆災害対策委員会
環境公害対策部会